

第 2 回臨時会

平成27年 5 月 1 日開会

平成27年 5 月 1 日閉会

第 3 回定例会

平成27年 6 月 8 日開会

平成27年 6 月 19 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第2回臨時会

○5月1日(第1号)

日程第1	仮議席の指定について	4
日程第2	議長選挙	4
追加日程第1	議席の指定について	6
追加日程第2	会議録署名議員の指名について	6
追加日程第3	会期の決定について	7
追加日程第4	副議長選挙	7
追加日程第5	一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について	9
追加日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について	10
追加日程第7	議会運営委員会委員の選任について	11
追加日程第8	広報編集常任委員会委員の選任について	13
追加日程第9	各種委員等の推薦について	14
	①三股町都市計画審議会委員	14
	②三股町企業立地促進審議会委員	14
	③三股町緑化計画審議会委員	14
	④三股町国民健康保険運営協議会委員	14
	⑤三股町公共下水道事業運営審議会委員	14
	⑥三股町土地開発公社理事	14
	⑦民生委員推せん会委員	14
追加日程第10	議案第43号について	15
追加日程第11	議案第44号から議案第54号までの11議案及び報告第3号一括議題	16
追加日程第12	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	29
追加日程第13	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	29

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成27年 第2回臨時会 (5月)	議案第43号	監査委員の選任について	原案同意	5月1日
〃	議案第44号	固定資産評価員の選任について	原案同意	5月1日
〃	議案第45号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町税条例等の一部を改正する条例)	原案承認	5月1日
〃	議案第46号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認	5月1日
〃	議案第47号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町一般会計補正予算(第9号))	原案承認	5月1日
〃	議案第48号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))	原案承認	5月1日
〃	議案第49号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	5月1日
〃	議案第50号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	5月1日
〃	議案第51号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号))	原案承認	5月1日
〃	議案第52号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))	原案承認	5月1日
〃	議案第53号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号))	原案承認	5月1日
〃	議案第54号	専決処分した事件の報告及び承認について(平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号))	原案承認	5月1日
〃	報告第3号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について)		

◎第3回定例会

○6月8日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	35
日程第2	会期決定の件について	35
日程第3	議案第55号から議案第62号までの8議案及び報告4件一括上程	37

○6月10日(第2号)

日程第1	総括質疑	42
日程第2	常任委員会付託	45

○6月17日(第3号)

日程第1	追加議案の取り扱いについて	48
日程第2	議案第63号上程	49
日程第3	一般質問	51
	4番 池邊 美紀君	51
	6番 内村 立吉君	65
	5番 堀内 義郎君	73
	9番 重久 邦仁君	83
	2番 楠原 更三君	103

○6月18日(第4号)

日程第1	一般質問	114
	3番 福田 新一君	114
	8番 指宿 秋廣君	124
	10番 池田 克子君	136
	1番 森 正太郎君	154

○6月19日(第5号)

日程第1	常任委員長報告	
	総務厚生常任委員長	174
	文教厚生常任委員長	175

	一般会計予算・決算常任委員長	176
日程第2	質疑（議案第55号から議案第62号までの8議案）	177
日程第3	討論・採決（議案第55号から議案第62号までの8議案）	177
日程第4	議案第63号の質疑・討論・採決	181
日程第5	意見書案第2号・第3号・第4号一括上程	181
日程第6	意見書案第2号・第3号・第4号質疑・討論・採決	183
日程第7	議員派遣について	187

付議事件及び審議結果一覧

平成27年 第3回定例会 (6月)	議案第55号	三股町介護保険条例の一部を改正する 条例	可決	6月19日
〃	議案第56号	三股町児童福祉施設設置条例の一部を 改正する条例	可決	6月19日
〃	議案第57号	三股町営住宅設置条例の一部を改正す る条例	可決	6月19日
〃	議案第58号	平成27年度三股町一般会計補正予算 (第1号)	可決	6月19日
〃	議案第59号	平成27年度三股町国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)	可決	6月19日
〃	議案第60号	平成27年度三股町介護保険特別会計 補正予算(第1号)	可決	6月19日
〃	議案第61号	平成27年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第1号)	可決	6月19日
〃	議案第62号	平成27年度三股町水道事業会計補正 予算(第1号)	可決	6月19日
〃	議案第63号	工事請負契約の変更について (平成26年度三股町役場庁舎空調機 更新等機械設備工事)	可決	6月19日
〃	意見書案 第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書 (案)	可決	6月19日

平成27年 第3回定例会 (6月)	意見書案 第3号	国民の理解や合意がないまま、安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書(案)	否 決	6月19日
〃	意見書案 第4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度予算に係る意見書(案)	可 決	6月19日
〃	報告第4号	平成26年度三股町一般会計継続費繰越計算書の報告について		
〃	報告第5号	平成26年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第6号	三股町土地開発公社の平成27年度事業計画及び予算		
〃	報告第7号	三股町土地開発公社の平成26年度事業決算の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 地方創生について	① 計画と具体策は。 ② 企業誘致の取組みはどのように進めるのか。 ③ 長田小学校を活用したプランの方向性はどのようなものか。	町 長
		2 鳥獣被害について	イノシシ被害の対策が不十分ではないかとの指摘があるが今後どのように進めるか。	町 長
		3 ものづくりフェアについて	ものづくりフェアの今後の計画はあるのか。今後どのように活かしていくか。	町 長
		4 平成24年12月議会質問の情報発信と地区活性化について	① ミマタレンジャーへの協力はどのように検討されたか。 ② 地区への配置のアイデアを検討されたか。	町 長
2	内村 立吉	1 道路整備について	① 原田ストアー前の交差点について伺う。 ② 上米公園に通じる道路整備について（電柱撤去）伺う。	町 長
		2 温泉について	① 今までの経過について伺う。 ② 現在の状況について伺う。 ③ 今後のことについて伺う。	町 長
		3 農業について	① 新規就農者について伺う。 ② 牛肉の付加価値を高めるため飼料用米を給与する動きがみられることについて伺う。	町 長
3	堀内 義郎	1 用水路や側溝の整備について	① 梅雨や台風など大雨シーズンを前に、用水路や側溝の泥の除去はできないか。 ② 広域農道沿いの上米公園遊具広場入口～駐車場広場間に、歩行者の安全のため側溝に蓋が設置できないか。	町 長
		2 上之藪池の利活用について	① 現在の利用状況と管理について伺う。 ② 池周辺の住民から、水草が生い茂って悪臭の原因となり、環境に悪いと聞くが改善できないか。	町 長
		3 殿岡の生活改善センターの今後について	近年の利用状況及び今後も利用したいとの意見が多いが、今後の方向性について伺う。	町 長

3	堀内 義郎	4 分館の利用について	<p>① 各地区の利用状況について問う。</p> <p>② 1 地区分館の利用について、3、4月の休館日を無くす事はできないか問う。(各団体が総会等で利用したいが、休館日と重なり借りられないため)</p>	町 長
4	重久 邦仁	1 選挙について	<p>① 投票率低下についての対策</p> <p>② 選挙執行経費の公表 a. 日当支給最高額・最低額 b. 各投票所別経費額</p> <p>③ 期日前投票所削減経過 a. 決定までの議事 b. 町民への周知義務</p> <p>④ 投票締切り時刻の根拠</p>	選挙管理 委員長
		2 通学路の安全対策について	<p>道交法自転車規正・学校での指導対策・方針 a. 歩・車道設置要望について b. 対人賠償の保険について</p>	教 育 委員長
		3 やまびこ会について	法人運営是正の検討・経過・結果報告は。	町 長
5	楠原 更三	1 「文教の町」について	<p>① 何をもって「文教の町三股」というのか。</p> <p>② 社会科副読本「わたしたちの三股町」の作成に際して参照された本について。</p> <p>③ 中学校で町内の地歴巡検のようなものが行われているのかどうか。</p> <p>④ 本町の指定文化財とその保存状況。</p> <p>⑤ 文化財指定の予定について。</p>	町 長 教育長
6	福田 新一	1 三股町地方創生について	<p>① 推進本部において、どのような進め方をされているのか。また、その進捗状況はどうか。</p> <p>② どの分野が順調に進み、成果がでているのか。また、思うように進まない分野はどこか。</p> <p>③ 国・県とのタイアップは活発にされているのか。</p>	町 長
		2 旭ヶ丘運動公園の見直しについて	三股町の人を集めるスポットなのに機能低下している。環境整備を行い、明るい快い空間にすべきではないか。	町 長

7	指宿 秋廣	1 空き家対策の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家対策特別措置法の全面施行に伴う本町の取り組み状況はどのようになっているか。 ② 町営住宅や県営住宅の空き家対策（取り壊し等）の現状と今後の取り組み方について。 	町長
		2 協働と小学校の通学区域について	<ul style="list-style-type: none"> ① 小学校から中学校へ進学するときに、子どもや親に戸惑いはないか。 ② 町長の協働の基本的考え方と小学校の通学区域の考え方に相違点がないか。 	教育長 町長
		3 通学路の安全対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 三股西小の南側の道路には、横断するための児童の待機スペースがないが、横断歩道を使用する児童数は何人か。 ② 児童の安全のために、三股西小の東側の道路と早水線の三叉路に横断歩道橋の建設をしようか。 	教育長 町長
8	池田 克子	1 空き家対策特措法に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 特措法を受けて空き家の実態調査を新たにすべきではないか。 ② 所有者不明の対策は。 ③ 平成25年度に実施した空き家のアンケート調査結果の内容は主にどのようなものであったか。 ④ そのアンケートを受けて、どのような対策をとったのか。 ⑤ 維持・管理や処分等への相談に応ずる体制はあるのか。 ⑥ 空き家バンク制度を設定し、福祉関係にも利用しようか。 	町長
		2 障がい児・者福祉に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 軽度・中等度難聴児の早期発見とその後の対応はどうしているのか。 ② 早期発見をうながす為の保護者への支援はされているか。 ③ 軽度・中等度難聴児への教育的支援の内容は。 ④ 補聴器等の購入に助成はできないか。 	町長 教育長
9	森 正太郎	1 戦争法案について	国会で審議中の戦争法案について、町長の考えを問う。	町長

9	森 正太郎	2 戦後70年を迎えるにあたって	① 町における戦争犠牲者数・戦争被害はどういうものがあったか。 ② 戦後70年という節目に、町として平和宣言その他の表明は行わないか。	町 長
		3 マイナンバー制度について	① マイナンバー制度の概要、メリット、デメリットを問う。 ② 制度開始に向け、町の取り組みの状況、町民への周知はどうか。 ③ 特定個人情報保護評価はおこなわれているか。 ④ 町民の番号を把握する部署、影響を受ける部署はどこか。 ⑤ 事業者や町民の立場においてはどのような備えが必要か。 ⑥ 年金個人情報流出事件を受けて、町の取り組みに変化はあるか。	町 長
		4 国民健康保険税について	① 国民健康保険の現状について問う。 ② 平成30年からの国保の広域化によって町民負担は重くなるか。 ③ 一般財源からの繰り入れは考えていないか。	町 長
		5 子どもの医療費助成について	子どもの医療費無料化を小学校卒業までの通院まで拡大しないのか。	町 長
		6 殿岡生活改善センター	① 殿岡生活改善センターの利用状況を問う。 ② 代替の施設・サービスは考えられないか。	町 長

三股町告示第19号

平成27年第2回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年4月28日

三股町長 木佐貫 辰生

- 1 期 日 平成27年5月1日
 - 2 場 所 三股町議会議場
-

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成27年5月1日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町都市計画審議会委員

②三股町企業立地促進審議会委員

③三股町緑化計画審議会委員

④三股町国民健康保険運営協議会委員

⑤三股町公共下水道事業運営審議会委員

⑥三股町土地開発公社理事

⑦民生委員推せん会委員

追加日程第10 議案第43号について

追加日程第11 議案第44号から議案第54号までの11議案及び報告第3号一括議題

追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 副議長選挙
- 追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について
- 追加日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 広報編集常任委員会委員の選任について
- 追加日程第9 各種委員等の推薦について
- ①三股町都市計画審議会委員
 - ②三股町企業立地促進審議会委員
 - ③三股町緑化計画審議会委員
 - ④三股町国民健康保険運営協議会委員
 - ⑤三股町公共下水道事業運営審議会委員
 - ⑥三股町土地開発公社理事
 - ⑦民生委員推せん会委員
- 追加日程第10 議案第43号について
- 追加日程第11 議案第44号から議案第54号までの11議案及び報告第3号一括議題
- 追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
- 追加日程第13 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

出席議員（12名）

1 番 森 正太郎君	2 番 楠原 更三君
3 番 福田 新一君	4 番 池邊 美紀君
5 番 堀内 義郎君	6 番 内村 立吉君
7 番 福永 廣文君	8 番 指宿 秋廣君
9 番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

○臨時議長（桑畑 浩三君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） では、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） 点検においては、異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に、被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者のみの発表となります。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入をお願いします。

それでは、会議席の1番、森君より、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。投票箱を閉鎖してください。

続いて開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に会議席1番、森君、会議席11番、山中君の2名を指名します。

なお、開票事務は事務局職員をお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は12票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。このうち有効投票数11票、無効投票数1票、棄権ゼロ票であります。

有効投票のうち最高得票者は福永君で、得票は11票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条の規定により最低3票であります。したがって、福永君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（桑畑 浩三君） ただいま議長に当選されました福永君に、会議規則第32条第

2項の規定により、当選の告知をいたします。

福永君、議長当選受託の挨拶をお願いします。

[議長 福永 廣文君 登壇]

○議員（仮議席7番 福永 廣文君） ただいま皆様方のご選任により、議長に推されました福永でございます。皆様方の意志を強く感じ、2万5,000人の中から選ばれた12名の議員とともに、町政発展のために、先ほど町長申されましたけれども、車の両輪となって、頑張っていきたいと思っております。

また、今朝の宮日のべぶん舌のところに、三股町議会のことが載ってりました、選挙のことが。投票率が49.69%と半数にも満たない、非常に低い投票率であったということの批判と、また新たに3名の新しい議員が就任したことに対する期待と。そして町民のために尽くすという意志を、皆様とともに持って頑張りたいと思っております。

ひとつ今後ともご協力をよろしく願いして、ちょっと要を得ませんが挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（桑畑 浩三君） 議長選挙も無事に終わり、これで臨時議長の職務を終了することができます。各位のご協力に対しまして深く感謝を申し上げます。

それでは、福永君、議長席にお着きください。

以上です。

○議長（福永 廣文君） ここで追加日程表を配付いたします。

[追加日程配付]

○議長（福永 廣文君） お手元に届いたでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）。

それでは、これより追加による議事日程に入ります。

追加日程第1. 議席の指定について

○議長（福永 廣文君） まず、追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を、それぞれの議席と指定いたします。

変更ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

追加日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、森君、

12番、桑畑君の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

追加日程第3. 会期の決定について

○議長（福永 廣文君） 会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間とすることとし、今回提案される議案第43号から第54号の12議案については、委員会付託を省略し、全体審議で審議として処置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることにし、議案第43号から第54号の12議案については、委員会付託を省略し、全体審議として処置することに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長選挙

○議長（福永 廣文君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付いたします。お願いいたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（福永 廣文君） 現在、投票箱を点検させていただきます。

〔投票箱点検〕

○議長（福永 廣文君） 異状はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。なお、白票は無効といたします。

また、発表は申し合わせどおり、最高得票者のみ発表いたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入をお願いいたします。

それでは、1番、森君より順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（福永 廣文君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 投票を終了いたします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に2番、楠原君、12番、桑畑君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

〔開票〕

○議長（福永 廣文君） それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数は12票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。このうち有効投票11票、無効投票1票、棄権ゼロ票であります。

有効投票のうち最高得票者は内村君で、得票は11票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条の規定により、最低3票であります。よって、内村君が副議長に選示されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（福永 廣文君） ただいま副議長に当選されました内村君に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

内村君、副議長当選受託の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） このたび副議長という要職を受けることになりました、議長を補佐し、円滑なる議会運営に務めていきたいと思っております。皆様方には、ご指導、ご鞭撻の程をよろしくお願いいたします。まことに簡単ですけども、挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

○議長（福永 廣文君） はい、しばらく本会議を休憩とし、全員協議会といたします。

午前10時44分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時53分再開

○議長（福永 廣文君） これより、議会内部の構成を行います。申告は後ほど、再度出席依頼いたしますので、庁舎内で待機を願います。

常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会には、委員会条例により4つの常任委員会があります。

追加日程第5. 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

○議長（福永 廣文君） まず、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

したがって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。ここでお諮り申します。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務など、その責務上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により互選していただきたいと思えます。議事は年長の議員で進めていただくようお願いいたします。

なお、副議長は議長に事故あるときは、議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適当でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処をお願いいたします。

しばらく本会議を休憩いたします。議員の皆様は全員休憩室にご移動をお願いいたします。

午前10時54分休憩

〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕

午前11時05分再開

○議長（福永 廣文君） おそろいですので、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。互選の結果を発表いたします。発表は局長よりいたさせます。

○事務局長（山元 道弥君） それでは発表します。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長、堀内議員、副委員長、楠原議員、以上です。

追加日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第6、総務産業、文教厚生の中常任委員会委員の選任を行います。

総務産業、文教厚生の中常任委員会の委員の定数は、それぞれ6名で、委員の任期は2年となっております。委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。総務産業、文教厚生の中常任委員会の委員の指名については、慣例により、各議員から希望をとり、それを基準として正副議長で調整し、指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ありがとうございます。異議なしと認めます。したがって、総務産業、文教厚生の中常任委員会委員の指名については、それぞれの希望を取りまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することが予想されますので、最終判断は議長にご一任お願いいたします。

それでは、希望調書を配付いたしますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。また、名前の記入漏れがないようお願いいたします。配付お願いいたします。

〔調書配付〕

○議長（福永 廣文君） 記入お済ですか。回収いたします。お願いします。

〔調書回収〕

○議長（福永 廣文君） それでは、正副議長で調整をいたしますので、しばらく本会議を休憩いたします。

午前11時08分休憩

〔常任委員会委員希望調整〕

午前11時15分再開

○議長（福永 廣文君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りいたします。議長は地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務など、その責務上から、総務産業常任委員会を委員を辞退したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長は、総務産業常任委員会を委員を辞退することに決しました。

総務産業、文教厚生両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから常任委員会ごとに互選していただきたいと思っておりますが、議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

また広報編集常任委員会委員、議会運営委員、その他の委員もあわせて選出していただきたいと思っております。

なお、互選の結果は議長に速やかにご報告を願います。

しばらく本会議を休憩いたします。

午前11時17分休憩

〔各常任委員会正副委員長互選〕

午前11時50分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

正副委員長の互選の結果が出ましたので、事務局長より発表いたします。

○事務局長（山元 道弥君） それでは、発表します。

総務産業常任委員会の委員長が、池邊議員、副委員長が、福田議員でございます。

文教厚生常任委員会の委員長が、楠原議員、副委員長が、重久議員でございます。

以上です。

追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は5名で、任期は2年となっております。委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員の指名につきましては、一般会計予算・決算常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつを選任することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長と総務産業及び文教厚生両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務産業、文教厚生両常任委員会より、議会運営委員会委員を選出していただいておりますので、発表いたします。

○事務局長（山元 道弥君） それでは、発表します。

議会運営委員会委員、総務産業常任委員会から、指宿議員、池邊議員、文教厚生委員会から楠原議員、重久議員。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、堀内議員、以上、5名です。

○議長（福永 廣文君） ただいま発表いたしました5名を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告をお願いいたします。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩いたします。

午前11時57分休憩

〔議会運営委員会正副委員長互選〕

午後0時02分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議会運営委員会より正副委員長の互選の結果の報告がありましたので発表いたします。

○事務局長（山元 道弥君） それでは、発表します。

議会運営委員会の委員長が、指宿議員、副委員長が、池邊議員、以上でございます。

追加日程第8. 広報編集常任委員会委員の選任について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第8、議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会編集常任委員会委員の定数は4名で、任期は2年となっております。委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会広報編集委員会委員の指名については、総務産業、文教厚生の中常任委員会より、2名ずつを選任することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議会広報編集常任委員会委員の指名につきましては、総務産業、文教厚生の中常任委員会より、2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務産業、文教厚生の中常任委員会より、議会広報編集常任委員会委員を選出していただいておりますので発表いたします。

○事務局長（山元 道弥君） それでは、発表します。

議会広報編集常任委員会、総務産業常任委員会から、堀内議員、福田議員、文教厚生常任委員会から内村議員、重久議員でございます。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） ただいま発表いたしました4名を、議会広報編集常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで議会広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は年長の委員で進めていただくようお願いいたします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告をお願いいたします。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩いたします。

午後0時04分休憩

.....
〔議会広報編集常任委員会正副委員長互選〕
.....

午後0時08分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議会広報編集常任委員会より正副委員長の互選の結果の報告がありましたので、報告いたします。

○事務局長（山元 道弥君） それでは、発表します。

議会広報編集常任委員会の委員長が、内村議員、副委員長が、堀内議員でございます。以上でございます。

追加日程第9. 各種委員等の推薦について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第9、各種委員等の推薦を行います。

議事日程に掲載しておりますが、4つの審議会、1つの協議会及び1つの推薦会並びに土地開発公社の理事について、町長より委員の推薦依頼が来ております。議会としては、円滑なる議会活動を図る関係から、議会の組織委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表をいたします。

○事務局長（山元 道弥君） それでは、発表します。

三股町都市計画審議会委員に議長と桑畑議員、池田議員の3名、三股町企業立地促進審議会委員に議長と池邊議員、楠原議員の3名、三股町緑化計画審議会委員に議長と堀内議員、重久議員の3名、三股町国民健康保険運営協議会委員に池邊議員、福田議員、森議員、三股町公共下水道事業運営審議会委員に議長と堀内議員、内村議員の3名です。

土地開発公社理事に議長と指宿議員、山中議員の3名です。民生委員推薦会委員に指宿議員の1名、以上です。

○議長（福永 廣文君） ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表いたしました議員を、それぞれの審議会、協議会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

それでは、ここで本会議を午後1時45分まで休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後1時45分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ここで議案を配付いたします。

地方自治法第117条の除斥に該当しますので、池田さんは退場をお願いいたします。

〔10番 池田 克子君 退場〕

追加日程第10. 議案第43号について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第10、議案第43号「監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長、お願いいたします。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 議案第43号「監査委員の選出について」、提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のように、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することとなっております。

そこで、議会選出の監査委員については、その任期が議会任期によるとされておりますので、4月30日付で任期満了となり、本日現在、空席となっているわけであります。

本日の初議会において、先ほど正副議長が決定し、引き続き各正副常任委員長、常任委員などの議会構成が行われたようではありますが、この構成等を勘案しながら、議会選出の監査委員として池田克子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第43号は、原案に同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） はい、起立多数であります。よって議案第43号は、原案に同意することに決しました。

池田君の除斥を解除いたします。池田議員の入場を。

〔10番 池田 克子君 入場〕

追加日程第 1 1. 議案第 4 4 号から議案第 5 4 号までの 1 1 議案及び報告第 3 号 1 件一括議題

○議長（福永 廣文君） 追加日程第 1 1、議案第 4 4 号から議案第 5 4 号までの 1 1 議案及び報告 1 件を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 議案第 4 4 号から議案第 5 4 号までの 1 1 議案及び報告第 3 号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 4 4 号、「固定資産評価員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価員の選任について、議会の同意を求めるものであります。ご存じのように同評価員は、町内の固定資産を適正に評価し、町長が行う価格決定を補助するため、地方税法第 4 0 4 条の規定により、その設置が定められているところでありますが、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することになっております。

従来、本町における評価員は、所管の税務主管課長を選任いたしておりますが、4 月 1 日付の人事異動によりまして、主管課長に異動があり、上村陽一氏を固定資産評価員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第 4 5 号から第 5 4 号までの 1 0 議案については、全て、去る平成 2 7 年 3 月 3 1 日付で、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、それぞれ専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第 4 5 号「三股町税条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第 1 8 9 回通常国会において可決され、平成 2 7 年 3 月 3 1 日に交付されたところであり、これに伴い、三股町税条例等の一部を改正する条例を 3 月 3 1 日付で専決処分したところあります。

改正の内容としましては、個人の町民税につきまして、ふるさと納税の寄附金税額控除の拡充の適用とあわせ、ふるさと納税の申告特例について、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の明文化を、軽自動車税においては、グリーン化特例の導入ということで、環境への負担の少ない軽自動車を対象とした税率を軽減する特例措置及び二輪の軽自動車等に係る税率の引き上げ時期の 1 年延期を、固定資産税につきましては平成 2 7 年度の評価がえに伴い、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等を継続することとした改正などが主なものであります。

次に、議案第 4 6 号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に準じ、保険料の賦課限度額を引き上げ、及び限度額超

過世帯の割合の均衡を図る所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を、去る3月31日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により本議会に報告し、その承認を求めるものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額106億7,571万2,000円から歳入歳出それぞれ1,525万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億6,045万3,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

町税は収入実績見込みにより、地方譲与税、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等は、交付決定によりそれぞれ増減補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定及び交付決定見込みにより増減補正したものであります。寄附金はふるさと未来寄附金であります。

繰入金は、ふるさと未来基金繰入金を増額し、公共施設等整備基金は、充当事業の減分を減額し、今回の歳入歳出予算で見込まれる収支額の余剰分について、財政調整基金の取り崩し額を減額して基金の確保を図るものであります。

町債においては、それぞれの事業の実績により、減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額補正したものであります。

総務費においては、庁舎管理費ほか各項の執行残であります。

民生費においては、老人福祉費の介護保険会計への繰出金の増額、児童福祉費の保育所運営費負担金の減額が主なものであります。

衛生費においては、予防費の予防接種委託料の執行残ほか、減額の主なものであります。

農林水産業費においては、農地費の畑地帯総合整備事業負担金の減額のほか、実績により経営体育成支援事業を初めとする、各種事業補助金の減額が主なものであります。

土木費においては、道路維持費の側溝しゅんせつ委託料の執行残による減額、住宅管理費の住宅リフォーム助成事業補助金の減額が主なものであります。

教育費においては、幼稚園就園奨励費補助金の実績による減額、小学校費の三股西小学校校舎屋根整備事業の執行残による減額、要保護及び準要保護児童生徒援助費の実績による減額、需要費等の執行残による減額、また体育施設費において、西部地区体育館設計業務委託料の執行残を

それぞれ減額したものであります。

公債費は、利子の決定により減額したものであります。

諸支出金は、ふるさと未来基金、減債基金及び見込まれる収支額の余剰分を公共施設等整備基金に積み立てるため増額補正し、予備費は、26年度の実績収支額を見込んで増額補正したものであります。

次に、議案第48号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額32億2,938万2,000円に歳入歳出それぞれ6,534万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,472万8,000円としたものであります。

歳入については、一般被保険者の国民健康保険税、国庫支出金の療養給付費等負担金及び財政調整交付金の増額、県支出金の財政調整交付金の減額が主なものであります。

歳出については、保険給付費の一般及び退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費、出産育児一時金、特定健康診査等事業費の減額と予備費の増額が主なものであります。

次に、議案第49号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額2億4,535万6,000円から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,481万5,000円としたものであります。

歳入については、一般会計繰入金の減額、歳出については、健康診査費の減額が主なものであります。

次に、議案第50号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額21億2,495万8,000円から歳入歳出それぞれ3,327万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,168万6,000円としたものであります。

歳入については、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を減額し、一般会計繰入金、財産収入を増額したものであります。

歳出については、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金を減額し、基金積立金として介護給付準備基金積立金の利子相当額を積み立てるものであります。

次に、議案第51号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、サービス収入の確定に伴い、歳入予算の組みかえによる補正を行ったものであります。

すなわち、歳入予算のサービス収入を33万5,000円減額し、一般会計繰入金を33万5,000円増額するものであります。

次に、議案第52号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額5,233万3,000円から歳入歳出それぞれ97万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,136万3,000円としたものであります。

歳入については、一般会計繰入金の減額と使用料の増額が主なものであります。

歳出については、消費税及び地方消費税、施設管理費の光熱水費、委託料の減額が主なものであります。

次に、議案第53号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額3,899万4,000円から歳入歳出それぞれ60万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,839万3,000円としたものであります。

歳入については、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出については、工事請負費、施設管理費の光熱水費、委託料及び原材料費の減額が主なものであります。

次に、議案第54号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、年度末における事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったもの

であります。

すなわち、歳入歳出予算の総額 3 億 1,332 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 681 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,014 万円としたものであります。

歳入については、受益者負担金、使用料、県支出金の増額と一般会計繰入金、町債の減額が主なものであります。

歳出については、基金積立金、予備費の増額と実施設計委託料、工事請負費、水道管移設負担金、公債費の減額が主なものであります。

以上、11 議案の提案理由を申し上げましたが、よろしく御審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

報告第 3 号「専決処分報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものであります。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） それでは私のほうで、議案第 45 号及び議案第 47 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 45 号「三股町税条例等の一部を改正する条例」でございますけれども、お手元に改正文とそれから新旧対照表、そして資料としてガイドがということで、記載してあるかと思えます。

まず、改正文のほうを見ていただきますと、1 ページの第 1 条のほうで、三股町税条例の一部改正。

そして、4 ページを開いていただいて、中ほどにありますけれども、第 2 条で三股町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、ということで、2 条につきましてはこれ、平成 26 年の条例第 14 号の改正になります。未施行に係る条例を改正した規定というふうになっています。

補足説明のほうは、改正文だとわかりにくいですので、資料の改正概要を中心に、それと新旧対照表を見ながら、改正の主要な部分の 4 点につきまして説明申し上げます。

1 点目、改正概要の 7 行目（ ）の 7 番目になるんですけども、ちょうど真ん中付近に（ ）第 9 条の 2 でございますが、これは個人の町民税の寄附金控除額、これに係る申告の適用の規定でございます。

新旧対照表では、8 ページから 10 ページになります。

改修後の左が旧の現行規定で、そして右が改正後になっております。

この規定の背景とその内容を平たく言いますと、これまで、ふるさと納税を行い、控除を受け

るためには、確定申告が必要だったわけですが、確定申告はふるさと納税を集中する原因になっているという可能性があるということから、今回特例が創設されております。

内容は、通常、確定申告を行わない給与所得者等が、ふるさと納税をした場合に、確定申告をせずに税額の控除を受けられるよう、申告手続きの簡素化を行うものです。

これ、ふるさと納税、ワンストップ特例制度といわれております。ワンストップ、という1つの場所でさまざまなサービスが受けられる環境のことですが、これは、控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを、課税団体に行うよう要請できることとして、この要請を受けた寄附先団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税団体に通知するものでございます。

例えば大阪市の方が、ふるさと納税を三股町にされた場合に、三股町が大阪市の方に代わって、控除申請を行うよう要請できる制度でございます。

適用につきましては、平成27年4月1日以降に行われる寄附について、平成28年度以後の個人住民税について適用することとなります。

次に、2点目ですが、概要版の一番下に附則第11条から次のページの附則15条までの改正になります。新旧対照表では、11ページから16ページにあります。

これは平成27年度の土地の評価がえとなりまして、現行の土地に係る固定資産税負担調整措置法を継続するというので、平成27から29年度に年度を改正するものです。

次に、3点目ですが、概要版の2ページの真ん中ほど、附則の16条について説明します。

これは、軽自動車税の税率の特例でございます。新旧対照表では、17ページから18ページになります。

地方税法規定の新設にあわせての、新設と言っては何ですが、これは一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じた、グリーン化特例。（軽課）軽い課税にするということですが、これを規定したもので、細かく分類されておりますが、改正後の第1項が電気自動車等について、税率がおおむね百分の70を軽減するという表で、第2項、第3項がガソリン車ハイブリッド車で、燃費基準と排気ガス基準で税率のおおむね百分の50、おおむね百分の25を軽減する表が、税率の特例として、平成28年度来年度、課税で軽減されます。

この部分につきましては、概要版の後ろに、4月15日以後は町の回覧ですが、これを制定後でございますので、それを見ていただくと、右下のほうにグリーン化特例が適用されます、ということで、新規登録ほか翌年度1年後に税率を低くする制度のページでございます。

次に最後の4点目ですが、改正概要の4ページの、下から3行目から2行目にかけての説明申し上げます。

括弧書きで第2条による改正ということで、平成26年三股町条例第14号、昨年改正した一部改正条例に重課分、14年を経過した軽自動車に課する重い課税であるわけですが、それ

を先ほどのグリーン化特例の軽課分に加えて、開設するものです。

新旧対照表では、20ページから21ページになります。

次の改正概要で平成26年改正第1条第4号ですけれども、これは平成27年度以後の年度の軽自動車税に適用するとされておりました原動機付き自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始日が1年間延長され、平成28年度からの課税適用という改正でございます。

次に、議案の47号の一般会計補正予算の第9号につきまして、ご説明いたします。

一般会計の補正予算をごらんいただきたいと思っておりますけれども、中味の主なものを説明いたします。

9ページから10ページにかけての事項別明細書、これをごらんいただきたいと思っております。

まず、9ページの歳入の総括がございますが、款が第1款町税から第20款の町債までそれぞれございまして、例の真ん中のところが補正予算額になります。

12月第1款が町税につきましては、3月までの実績に出納整理期間の5月末までを見込みまして、4,826万6,000円増額補正でございます。

それから第2款の地方譲与税から第9款の地方交付税までは、国からの交付決定によるものでございます。その中で、第9款の地方交付税が補正額が1億6,331万円ですけれども、これは特別交付税でございます。

それから第12款の使用手数料につきましても、住宅使用料等の実績に基づいたものでございます。

第13款から第14款は国庫支出金・県支出金は、障害者自立支援給付費負担金等の交付決定によりそれぞれ減額補正をしております。

それから第16款が、寄附金ですけれども、このうちふるさと未来寄附金の増額補正は396万2,000円で、ふるさと分の合計としましては、1億4,396万2,000円となった分であります。

第17款も繰入金でございますが、これは最後の段階、基金から7億6,600万円取り崩すということで、3月補正まで予定しておりましたけれども、これは最後の段階で、充当事業の減額あるいは収支で見込まれる剰余金の関係で、1億4,371万2,000円減額するものでございます。

第20款の調査につきましては、クリーンセンター整備事業、都城地域健康医療ゾーン整備事業等、それぞれ事業実績により5,989万円減額するものです。

次に、歳出のほうですが、10ページ見ていただきたいと思っております。これは歳出の総括表でございます。

第1款から第14款までありますが、これは各種事業、事務事業の実績に基づき、執行残不用

額を減額補正したものであります。主なものを説明します。

総務費におきましては、内容は35ページになりますけれども、電話はITSKT雇用契約委託料ほか各号各目も執行残ということで6,338万4,000円の減額であります。

民生費におきましては、42ページで老人福祉の養護老人ホーム措置費が1,800万円の減、43ページのほうで、介護保険会計の給付費の伸びに対しての、繰出金の増額2,659万2,000円の増額が主なものであります。

衛生費におきましては、45ページのほうで、予防費の予防接種委託料ほかの執行残1,808万3,000円が減額のもろもろであります。

次の農林水産業費においては、49ページで畑地帯総合整備事業負担1,281万円など、これも実績による各種事務事業補助金の減額が主なものであります。

土木費においては、54ページで住宅リフォーム助成事業費394万1,000円の減額が主なものであります。

教育費は、計の7,695万6,000円の減額補正であります。

57ページで三股西小学校校舎屋根整備事業の執行残1,959万1,000円、また体育施設費61ページですか、これにおいて西部地区体育館設計業務委託料、62ページのほうで、武道体育館耐震補強整備事業ほかの執行残が主なものであります。

公債費は62ページ、利子の決定により不用額401,783万円を減額したものであります。

諸支出金、これは62ページになりますが、63ページです。において見込まれる収支額の余剰分を公共施設と整備品に1億692万9,000円、それから公債費の今後の財源に充てるために、減債基金に4,984万円、また、ふるさと未来基金に寄附金と利子相当額を397万8,000円積み立てるため、増額補正をするものであります。

64ページの予備費ですが、26年度の実質収支額を見込んで1億1,125万8,000円を増額補正したものであります。

ちょっと前に戻っていただきたいのですが、7ページから8ページにかけてです。これは第2項ということで地方債の補正ですけども、変更ということで、それぞれの整備事業の実績により限度額を減額変更するものでございます。これを3月31日をもって専決処分した補正予算でございませう。

以上、補足説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ほかに、補足説明はありませんか。ないようでございますので、引き続き、質疑・討論・採決を行います。

質疑は1議題につき、5回以内となっております。

議案第44号「固定資産評価員の選任」についてを議題とします。

税務財政課長、上村君は退席をお願いします。

まず、本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第44号は、議案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案に同意することに決しました。

議案第45号専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例等の一部を改正する条例）を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論を許します。

森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 反対討論をいたします。

新旧対照表の20ページのですね、軽自動車税の巡回についてですが。

こちらは要するに、古い車に乗ってらっしゃる方には、税金が重くなるということだと理解をしています。よって反対します。

○議長（福永 廣文君） ほかに、ございませんか。次に、賛成討論の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。ご異議があるようですから、起立により採決いたします。議案第45号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

議案第46号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例)」を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 三股町国民健康保険税条例の対照表を見ますと、これ対照表を見てもよくわからないんですけども、これは要するに、所得が高い方に対しての限度の支払わなければいけない額の引き上げと。それに対して、所得の少ない方に対してのこの減額の幅が広がるということになりますので、賛成をいたします。

○議長（福永 廣文君） ほかに、討論ございませんか。討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第46号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

議案第47号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町一般会計補正予算（第9号）」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

指宿さん。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 8番指宿です。54ページ、土木費、住宅管理費の中の住宅リフォーム事業補助金が394万5,000円の減額となっております。利用の仕方が少し厳しいのか、利用しづらいのか、見てみるといろいろなところでリフォームされているようですけども利用しづらいのではないのかなと思うわけですけども、担当課長はどのようにお考えですか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 毎年800万円ほど予算措置いたしまして、昨年度の実績が500万円を切ったという状態なんですけど、リフォームだけですね15%ということで、10万円を上限でということで、補助しているところがございますが、この目的としまして、町内の業者さんの活性化そういうところも目的としてしてございまして、幅広くたくさんの方に利用していただくということで、昨年度も46件、7件ふえてございまして、利用していただいているところ

でございます。今、ご指摘の部分につきましても再度また検討していく、しなくてはいけないかなと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） ほかの質問はございませんか。質問もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 19ページの障害者自立支援給付費負担金が減額をされております。また、21ページの県支出金の民生費というのは県の負担金で、やはり障害者自立支援給付費負担金が減額をされております。障害者の自立の給付というのは大変重要なものであり、障害者の方が続々と自立をされているということではないと思いますので、反対をいたします。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。討論がないので、これにて討論を終結いたします。

ご異議があるようですから、起立により採決をいたします。議案第47号は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

議案第48号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））」を議題として質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第48号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議案第49号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町後期高齢者医

療保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第49号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

議案第50号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題として質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第50号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

議案第51号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行い

ます。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第51号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

議案第52号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町梶原地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑がないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第52号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

議案第53号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号））」を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第53号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

議案第54号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）」を議題として質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第54号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

追加日程第12. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に召集される今後の定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、今後の定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項につきましては、議会運営委員会は2年間の任期中、閉会中も審査できることに決しました。

追加日程第13. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（福永 廣文君） 追加日程第13、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会及び今後の定例会、臨時会にかかわる議会広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は2年間の任期中、閉会中も活動できることにしました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後2時43分休憩

〔全員協議会〕

午後2時44分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成27年第2回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 桑畑 浩三

議 長 福永 廣文

署名議員 森 正太郎

署名議員 桑畑 浩三

三股町告示第32号

平成27年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年6月4日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成27年6月8日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

森 正太郎君	楠原 更三君
福田 新一君	池邊 美紀君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○6月10日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○6月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成27年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成27年6月8日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第55号から議案第62号までの8議案及び報告4件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第55号から議案第62号までの8議案及び報告4件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲郎君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村 陽一君
町民保健課長	内村陽一郎君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	西畑 博文君	教育課長	永吉 雅彦君
会計課長	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長（福永 廣文君） 平成27年第3回三股町定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福永 廣文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、森君、11番、山中君の2名を指名いたします。（発言する者あり）失礼しました。1番、森君、11番、山中君の2名を指名いたします。失礼しました。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（福永 廣文君） 会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長から報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。議会運営委員長の報告ですが、その前に議会運営委員会として、一言発言をしたいと思います。

町議会改選が今回あったわけですが、前に、その前に、議会が混乱いたしました。新しい、初めての定例会が開催されたことを受けて、議員の皆様とあえて確認したいので、議会運営委員会として発言いたします。

議会基本条例第4条議員の活動原則、議員は次の各号に掲げる事項を原則として、活動を行わなければならない。

1号、議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじる。

2号、町政の課題全般について町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める

日々の研さんによって町民の代表としてふさわしい活動をする。

3号、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。

また、三股町議会会議規則第101条品位の尊重、議員は議会の品位を重んじなければならぬとあるように、議会会議場では自由な発言が許されています。

今議会はもとより今後2年間、議員の皆様の協力を得て、よりよい議会運営を目指してまいりますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告をいたします。

去る6月4日議会運営委員会を開き、本日招集されました平成27年第3回三股町議会定例会の会議日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます議案は、三股町介護保険条例の一部を改正する条例ほか計8件及び報告4件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は本日から6月19日までの12日間とすることに決定いたしました。

また、意見書案3件が提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で論議・調整し、その結果を最終日に追加上程することといたしました。

その他日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りいたします。本定例会はただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月19日までの12日間とすることとし、意見書案3件につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会の場で論議・調整し、その結果を最終日に追加上程することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） はい。

○議員（6番 内村 立吉君） ただいまの議会運営委員長の発言について、議会での自由発言が許されていますということが、今、申されました。このことについて、発言の自由と責任というものがあると思います。このことについて、自治法、読み上げます。発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではない。おのずから節度のある発言でなければならない。議場の秩序を乱したり品位を落とすものであったり、個人のプライバシーに関する発言まで許されるものではないというようなことが明記されております。議会での発言は、いかなる思想、信条に立つものであろうとも、自由であることは前に述べたとおりであるが、内容につきましては、自己の政治的、道義的責任を問われることもあるというようなことが明記されております。そのようなことで、自治法の、注意したい発言、軽視されている発言、無礼な言葉の使用等、他人の私生活に深くかかわる発言、議員はほかの議員、執行機関、そのほか第三者につい

て議事に関係のない個人を含む問題を対象としたり、無礼な言葉や私生活にわたる言論をしてはならないと自治法第132条に掲げてあります。そして、人事の討議関係について、反対討論をするときも、あるいは一般質問などするときも特に注意が必要というようなことが掲げてあります。そのようなことに対して、先ほどの議運長の発言に対して異議を唱えます。

○議長（福永 廣文君） 指宿議員。

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） 申しあげましたとおり、今回の議案の日程につきまして今討議されているわけです。で、議会の議運長という言葉は採決のロンヤじゃなくて、最後に申しあげましたように、議会会議規則第101条の品位の尊重と、議員は議会の品位を重んじなければならぬとわざわざ言って、これは議会運営委員会として発言申しあげたわけで、採決の論旨ではありませんので、この日程等と、それではと言ったそこだけを異議ありかないかをお願いをしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） ただいま指宿議運長の発言どおりお諮りいたします。本定例会は議運長の報告のとおり、本日より6月19日までの12日間とすることとし、意見書案3件につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会の場で論議・調整し、その結果を最終日の追加上程することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ただいま異議なしと認めます。

日程第3. 議案第55号から議案第62号までの8議案及び報告4件一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第3、議案第55号から議案第62号までの8議案及び報告4件を一括して議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成27年第3回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年4月1日に遡及適用される、失礼しました、まず、議案第55号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年4月1日に遡及適用される介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に施行されたことに伴い、条例を改正するものであります。

政令改正の趣旨は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、保険料軽減の対象者及び軽減幅を定

めるものであります。

この政令改正に伴い、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に改定することにより、条例に規定しております保険料3万5,400円を3万1,800円に改正するものであります。

次に、議案第56号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、平成28年度建設予定の仮称「新榎堀団地」の建設予定地にあります榎堀児童遊園を用途廃止とするために、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第57号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、榎堀第4団地の建てかえに伴い、当該団地を用途廃止し、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第58号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例交付金など、所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額92億4,000円に歳入歳出それぞれ9,228万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,228万円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

国庫支出金は、消費税増税に伴う低所得者並びに子育て世帯への負担緩和のための補助金の増額及び社会資本整備総合交付金の減額補正であります。

県支出金は、児童福祉費補助金で事業名称変更とともに県支出金から国、県それぞれに組み替えし、農業振興費補助金は増額補正が主なものであります。

繰入金は、ふるさと未来基金を繰り入れし、繰越金は収支不足額を増額補正し、諸収入は口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成等による増額補正であります。

町債は、社会資本整備総合交付金の減額に伴う西部地区体育館などの財源の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、ふるさと納税推進事業に係る通信運搬費、臨時福祉給付金に係る負担金補助及び交付金、個人番号カード関連事務負担金を増額補正するものであります。

民生費は、介護保険会計低所得者保険料軽減繰出金、子育て世帯臨時特例給付金に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものであります。

農業費は、最終処分場トラックスケールの備品購入費を増額補正するものであります。

土木費は、町営住宅外壁診断委託料ほかを増額補正するものであります。

教育費は、三股西小学校の児童数増に対応するため、図工室間仕切り工事を増額補正するものであります。

次に、第2表債務負担行為補正については、公共施設等総合管理計画策定業務の28年度限度額を1,414万8,000円とするものであります。

最後に、第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

公共事業等債については、餅原線歩道整備事業分を220万円減額し、限度額を3,950万円とし、地域活性化事業債は、西部地区体育館整備事業の国庫補助の減額等に伴い、限度額を5,240万円増額し、2億6,340万円に変更するものであります。

次に、議案第59号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額35億320万6,000円から歳入歳出それぞれ413万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,907万1,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を減額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費の増減とシステム改修委託料の増額を行うものであります。

次に、議案第60号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億7,136万6,000円に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,202万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、低所得者保険料軽減に伴い、保険料を減額し、その補填財源として国庫支出金、県支出金、繰入金を増額し、歳出の主なものについては、4月の人事異動に伴います人件費の増減を行うものであります。

次に、議案第61号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,843万4,000円に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,878万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、繰入金を増額し、歳出については、4月の人事異動に伴う人件費

の増減を行うものであります。

次に、議案第62号「平成27年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、4月の人事異動に伴い補正を行うものであります。

すなわち、収益的収入及び支出の予定額において、水道事業費用の総額3億9,939万円に324万2,000円を追加し、4億263万2,000円とするものであります。

補正の内容は、営業費用の給料及び法定福利費をそれぞれ増減補正するものであります。

以上、8議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告4件を提出しております。

報告第4号「平成26年度三股町一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第5号「平成26年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第6号「三股町土地開発公社の平成27年度事業計画及び予算」、報告第7号「三股町土地開発公社の平成26年度事業決算の報告について」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） ここで補足説明があれば許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようでございますので、しばらく本会議を休憩し、全員協議会いたします。

午前10時23分休憩

〔全員協議会〕

午前10時24分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時24分散会

平成27年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成27年6月10日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲郎君

育、病児病後児保育という事業はずっとありますので、内容等は変わっておりません。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑ございませんか。指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今ありました一般会計の委員会に付託されるんですが、あえてお聞きしたいと思います。

議案58号の16ページの中で、マイナンバー制度について関連があります。で、関連予算が897万1,000円ですか、これについては後で、累計についてはお知らせを願えるんだろうと思いますが、一般補正がかかったり、今まで予算の関係もありますので。私が聞きたいのは、マイナンバーって私はあんまり昔から片仮名が好きじゃないので、日本語で言うと国民総背番号ということになるんだろうと思います。これについて、今、年金漏えいがいっぱい論議されてますが、執行部に対して国、そういうところからこれについてセキュリティの話、漏れたときの話等々の、そういう負の部分についての善後策とか、そういう考え方とかっていうのは、三股町が論議すべき問題ではないと言われる前に、三股町の個人情報全て流れていくわけですから、それについてもう少し、便利な点はいっぱいあります、だけど、どんどんかぶっていくんですね、これもやる、これもやるつつつやりだしてるんですが、要するに将来的な展望と、それからこれに対する負の部分について、ちょっと教えてほしいなというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） このセキュリティ関係ですが、マイナンバーが今年度ということとことしの当初から、7月の段階からセキュリティの強化を図っております。

さらに、10月までに職員が今のパソコンを扱うときのセキュリティを行う、今それぞれのパスワードだけなんですけど、それをカード化して、そのカード認証によるセキュリティを高めるといことも考えておりますし、今度、年金のほうでウイルスが入って情報が流れたというのがありますが、それに対してはそういう、勝手にプログラムが動いたときにはそのプログラムを閉鎖するようなシステムもありますので、そういうのも今後は検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 今、質問の中の1つです、要するにどんどんこれもやる、これもやるってかぶっていきますよね。今、医療情報から何から全部かぶっていかうとしてるんですが、ちゅうことはそのカード1枚で全てできると。そこから入っていくと年金の話じゃないですが全ていく、職員間のパスワードの、例えば委託してパート職員とかいらっしゃいますよね、その人たちがパスワードを、正規の職員がぽんと開ける状態にしとくと、そこからその人のなりすましじゃないんですけど、そんな悪意があるとは思ってないんですが、そういうことが不可能じゃなくなるんですよね。だから、三股町としてそこら辺はやっぱり、もう少しどういうふうにしてる

のかちゅうのが聞きたかったのが一つ。

それからもう一つは、まだかぶる予定があるのかです。国として何か通知が来ているのか、なければいいです、お話しください。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今のところ、税関係と社会保障関係に限定されているんですが、今、国のほうでいろんな議論が、銀行とかで使えるとかされてます。それについては、きのう、テレビでは何か当分よしたほうがいいのかいろんな意見もありますので、今からかぶってくる問題についてはまだ議論の最中ということで、まだこちらにはわかりません。

○議員（8番 指宿 秋廣君） まだできてないって。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） できてないです。今のところは、税と社会保障と災害ですね、そういうとこに限られていますので、今後、議論されてないやつはまだわかりません。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 済みません、先ほどの森議員の答弁にちょっと説明させていただきます。

10ページをお開きいただきますと、中ほどに地域子ども・子育て支援事業補助金減額の2,405万9,000円、これが当初予算ではこのように書かれておまして、内容はこの延長一時預かり病児病後児保育事業でありまして、全ての金額が県の補助金に組み込まれておりました。今回、国のほうからこれを国と県で、国のほうからも支出するというので半分ずつ組み替えてくれということでございまして、9ページに名称も変更して組み替えてくれということでございまして、9ページの子ども・子育て支援交付金、で、わかりにくいから今回もここを変える際に当たって、延長一時病児病後児保育事業と入れようということで名前を入れたとこでございまして1,202万9,000円、10ページの県のほうも同じく、子ども・子育て支援交付金延長一時病児病後児保育事業1,202万9,000円ということで、減額した分を国、県で振り分けたということでございます。

○議長（福永 廣文君） 森議員、補足説明よろしいでしょうか。

○議員（1番 森 正太郎君） はい。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑ございませんか。ないようですので総括質疑を終結いたします。はい、森議員。

○議員（1番 森 正太郎君） 同じく、議案85の25ページなんですけれども、この餅原線歩道（「ちょっと、何号ですか、議案」と呼ぶ者あり）失礼いたしました、58です（「58ね、の、」と呼ぶ者あり）の、25ページです、餅原線歩道整備事業というのは、例の通学が怖くてあそこ広げてほしいというところだと思うんですけれども、これが減額になってるのはこれは何

か、その工事が行われなくなるとかそういうことなんですか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 一般会計常任委員会のほうで説明をする予定でありましたが、これにつきましては当初の予算、これ国庫補助金になりますのでこれを2,000万円ほど、事業費2,000万円ほど要望してたんですが、内示の段階で1,400万円と減額になったものですから、その分工事をしないわけではなくて工事延長を、少し短くなりますけども工事を着手することになります。

○議長（福永 廣文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（福永 廣文君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方をよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は以上ですが、この後、総務産業、文教厚生常任委員会におかれましては、審査日程を協議の上、本日中午に事務局に提出してください。

また、8日目の15日、月曜日には一般会計予算・決算常任委員会をよろしくお願いいたします。休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時23分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、本会議を再開いたします。

○議長（福永 廣文君） 以上で、本日の全日程を終了いたしましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前10時24分散会

議事日程(第3号)

平成27年6月17日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取り扱いについて

日程第2 議案第63号上程

日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取り扱いについて

日程第2 議案第63号上程

日程第3 一般質問

出席議員(11名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育委員長	黒木 敏行君	教育長	宮内浩二郎君
総務課長兼町民室長	大脇 哲郎君	企画政策課長	鍋倉 祐三君
税務財政課長	上村 陽一君	町民保健課長	内村陽一郎君
福祉課長	岩松 健一君	産業振興課長	丸山浩一郎君
都市整備課長	兒玉 秀二君	環境水道課長	西畑 博文君
教育課長	永吉 雅彦君	会計課長	財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） 開会前ではありますが、桑畑君から欠席の通知が来ておりますので報告しておきます。

また、議案資料の差しかえがあるとのことで執行部からの申し出がありましたので、発言を許可します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲郎君） おはようございます。

議案第58号ですね、「平成27年度三股町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、先日の予算決算常任委員会において説明を行った際、森議員より、配付した資料と議案と、ここで言えば30ページになりますけれども、30ページの左上の1、一般職総括職員数が資料と異なるのご指摘がございました。

確認したところ、議案では一般職員の数を2人少なく上げておりました。なお、給与等には訂正はございません。

十分な確認をしなかったために、このような誤りがあったことをお詫びするとともに、大変お手数ですが差しかえ方をよろしく願いいたします。どうも申しわけございません。

○議長（福永 廣文君） ただいま、総務課長のほうからございましたように、森議員の質問で、お手元に資料があると思いますけど、差しかえをお願いしたいということでございます。議案書の30ページの差しかえということでございますので、よろしく願いいたします。51が50ということの差しかえでございます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 追加議案の取り扱いについて

○議長（福永 廣文君） 日程第1、追加議案第63号の取り扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。指宿君。

〔議会運営委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○議会運営委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

6月15日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。本日追加提案されます議案第63号「工事請負契約の変更について」の取り扱いについて協議を行いました。

その結果、議案第63号については、委員会付託を省略し、既に提案されている議案を全て議了後、全体審議で措置することに決しました。

以上、当委員会の報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） お諮りします。本日、追加提案されます議案第63号については、議会運営委員会委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、最終日の19日、既に提案されている議案を全て議了後、全体審議で措置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

よって、本日、追加提案されます議案第63号については、委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 議案第63号上程

○議長（福永 廣文君） 日程第2、議案第63号を議題といたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

本日追加上程いたしました1議案について、その提案理由の説明を申し上げます。議案第63号「工事請負契約の変更について」、ご説明申し上げます。

本案は、現在施工中の平成26年度三股町役場庁舎空調機更新等機械設備工事におきまして、工事請負契約の変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、1議案について提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今回の変更において十分な確認を怠り、議案の上程がおくれたことについて議会運営委員会及び議員の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し、おわび申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（福永 廣文君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第63号「工事請負契約の変更について」、補足説明いたします。

役場庁舎の空調機更新等機械設備工事ということで、昨年の12月に入札を実施したところでございます。入札には5社が参加したところであります。

予定価格5,342万6,000円に対しまして、落札価格は4,702万3,200円、落札率が87.99%で株式会社九電工都城営業所が落札し、昨年の12月定例会において議会の承認をいただいたものでございます。

なお、今回の変更額にもこの落札率87.99%を計算したものでございます。

今回、工事において変更が生じたということで、町長からもございましたけれども、事務の不備等により上程が遅くなったことをまずはおわび申し上げます。

変更の内容につきましては、当初契約金額4,702万3,200円に187万6,800円を追加いたしまして、4,890万円に変更しようとするものでございます。

次のページの3項により説明いたします。内容でございます。

旧ファンコイルの開口部の塞ぎ作業費ということで、68万920円を変更額として上げております。旧ファンコイルということで、前ございましたファンコイルの撤去に伴いまして、開口部分の浸水対策ということでより強固なものを使うということで、23カ所でございますけれども、こちらにつきましてこの金額で変更したいと。

それから、それに伴う高所作業車費ということで、除去作業に伴う車両費の、今の車両費のほうは2万1,255円。

それから、選挙管理委員会書庫の空調機設置ということで、当初の計画では設置予定ではなかったんですけれども、室内に電話、庁舎放送等が存在しておりまして、庁舎放送等の機器が存在しておりまして、室温が高温となると、機器に影響を及ぼすおそれがあるということから、新たに空調機を1台設置しようとするものでございます。こちらが47万460円。

それから、新館の3階書庫の空調をビルマルチ系統系から単独系へ変更しようとするものでございます。

現在、産業振興課の書庫として利用しているところでございますけれども、見直しによりまして、執務室や夜間会議等にも対応できるよう、この部屋だけを切り離して、単独系へ変更しようとするものでございまして、変更額につきましては、25万9,400円でございます。

それから、集中管理リモコン1系統増設ということで、3系統から4系統へ1系統ふやすものでございますけれども、庁舎管理のほうで3、4階を1系統で計画しておりましたが、各階で管理することが管理しやすいということで、新たに1系統ふやすものでございます。こちらのほう

が44万4,860円の変更額ということで、合計が187万6,800円ということで99円は切り捨てるといふところがございます。

なお、6月15日に開催されました議会運営委員会において、次の質問、意見等がございました。

まずは、工事請負額に対して何%までの変更が認められるのかというものでございました。

何%までといった基準や規定はございません。ただし、国土交通省のほうから通達によりまして「30%までは契約変更で行いなさい。30%を超える工事については分離して別に契約すること」といふことで指導はされているといふのがございます。

それから、当初から見えていなかったのかと、グレードアップなのかといふご質問もございました。

これで行うと、1番、2番、3番ですね、旧ファンコイル、高所作業車、それから選挙管理委員会の空調機ですけれども、こちらにつきましては、当初は見えておりませんでした。旧ファンコイルについては、塞ぐといふのはあったんですけれども、浸水対策に問題があるのではないかなといふことで今回変更を上げたものでございます。

4番目と5番目につきましては、機能を向上させるものでございます。

それから、新館3階書庫としての呼び方はどうなのかと、書庫に、だから空調をといふ話でどうなのかなといふご意見がございました。

現在は産業振興課の書庫として活用をしておりますけれども、結構広うございまして、執務室や会議室として活用するために単独系の変更を行うものでございまして、今後の部屋の呼び方については、庁舎内で協議してまいりたいといふふうに思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 質疑につきましては、最終日にお願いいたします。

日程第3. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第3、一般質問を行います。

発言につきましては、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔4番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（4番 池邊 美紀君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問を進めてまいります。

まず、地方創生についてであります。

皆さんもご存じのように、日本の人口は2008年の7年前に人口のピークを迎えて、減少局

面に入っています。45年後の2050年には、9,700万人、2100年には、5,000万人を割り込むとさえ言われており、この予想からショッキングな日本創生会議の消滅自治体が発表され、自治体それぞれに一定の危機感を抱いたところでもあります。

45年後2050年の9,700万人というのは、昭和40年の人口水準であります。その人口ピラミッドは大きく変わっております。つまり、75歳以上の高齢化率を見ますと、昭和40年は高齢化率6.3%、若者だらけの社会でありました。それが2050年には32%の水準になり、今のように都市部に若者が集中するということを考えますと、近い将来、老人ばかりの町がふえていくということになります。

今月、6月12日に、政府のほうは、地方創生の骨格案をまとめました。今後の地方創生のあり方を示すまち・ひと・しごと創生基本方針の骨格案では、地方に仕事をつくとともに移住希望者への支援などを通じて、地方への新しい人の流れをつくり、活力にあふれた地域経済を構築するとしています。

それによりますと、地方創生の進化によって地方経済にもアベノミクスを浸透させることを目指すとして、生産性の高い、活力にあふれた地域経済を構築し、民間の創意工夫を最大限活用するなどして、地方の稼ぐ力を引き出すとしています。

具体的には、観光業を振興するための官民の連携体系の構築や、農林水産業の成長産業化などによって地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするとともに、地方への移住希望者の支援などを通じて地方への新しい人の流れをつくるとしています。

また、財政支援策では、地方自治体みずからが施策の効果を検証する仕組みを盛り込んだ新型交付金を創設して、地域の先駆的な取り組みや、独自の創意工夫を後押しするとしています。

今回、政府から骨子案が出たことで、方向性を出しやすくなったと言えます。

また、地方創生においてはこれまで神山の奇跡と言われる事例や、島根県の離島の海士町などの取り組みが注目されておりますが、これらはピンチをチャンスに変えることができた数少ない事例であります。

そこで、質問であります。地方創生における計画や具体的な方向性があるのか、町長にお尋ねいたします。

続きは質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 地方創生について、今、現在、この地方創生、これがそれぞれの地域それぞれの地方自治体の活性化につながる、そしてまた、少子高齢化を克服する方策というふうに言われています。本町でも、この取り組みについて、今、一生懸命取り組んでいるところでござ

います。

では、ただいまのご質問に対して回答させていただきます。

本町の地方創生推進本部の方針、進捗状況についてご説明させていただきます。

本町では、1月下旬三股町地方創生推進本部を立ち上げ、取り組みを本格化させたところがございます。

推進本部の基本方針としまして、人口減少と地域経済の縮小を克服する、まち・ひと・しごと
の創生と好循環を確立することとし、施策の方向としまして、一つ、本町における安定した雇用
創出、2番目に本町への新しい人の流れをつくる、3つ目に若い世代の結婚、出産、子育ての希
望をかなえる、4つ目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を
連携する、ということの基本目標といたしておるところでございます。

この基本方針を踏まえまして、施策の方向性に沿った取り組みについて本部の専門部会としま
して、2つの組織を中心に検討がなされておりますので、進捗状況とともに今後のスケジュール
について担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） それでは、地方創生の進捗状況についてお話しさせていただきます。

本町では、現在、人口ビジョン及び総合戦略の策定作業を進めているところでありまして、まだ
お話しできる具体的な策はありませんが、県内で、県内町村で唯一人口増加が続いていることか
ら、本町が現在取り組んでいる子育て支援策、これが重要な戦略の一つになると思っているところ
でございます。

また、マニフェストに掲げました過疎地域の活性化、それと企業誘致による仕事の創造も重要な
戦略に位置づけたいというふうに考えているところでございます。

今回の地方創生は、全職員で知恵を出し合い取り組んでいきたいと考えておりまして、庁内ネ
ットワークを活用しまして、職員が自由にアイデアを出せる掲示板の準備も進めているところ
でございます。

特に今回の策定作業に当たっては、若者の夢を引き出したいと考えておりまして、本町の若手
職員で構成するひとづくり部会としごとづくり部会の2つの部会を設置しまして、活発な討議を
行っているところでございます。

総合戦略を成功させるためには、住民を初め事業者など多くの方々のご協力が必要となります
が、まずは、若手職員が夢を持って熱く三股町の未来を創造できる形をつくることが重要だと感
じております。

そして、町内の若い世代と一緒に、長期ビジョンで目標とします2060年、45年後

に向けて、本町のまちづくりを進めてほしいと願っております。

計画につきましては、7月には議員の皆さんにもお示ししまして、ご意見を伺う機会をつくりたいと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 具体的なところはまだ言えないというところなのか、まだできていないというのはどこなのか、ちょっとわかりませんが、前向きに捉えまして、まだ発表することができないというふうに捉えたいというふうに思いますが、企業誘致に関しては、この地方創生とは絡めなくても、今後必ずやっていかなければならないということ考えますと、この点は何か答えることができるのではないかなというふうに思っていますので、質問したいというふうに思いますが、企業誘致の取り組み、どのようなものでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 企業誘致の取り組みにつきましては、地方創生が、働く場の創出も大きなテーマというふうになっておりますので、鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えています。

企業側でも円安などの影響での好循環や国内回復の兆し、また設備投資の意欲も高まっていくところでございます。

地方創生のためには、地方で生まれ、地方で育ち、地方で働きたい若者のための働く場所が不可欠であることから、国では、平成27年度税制改正におきまして、地方拠点強化税制を創設し企業が本社機能を地方へ移転したり、研究所や研修所を地方に建設した場合のオフィス減税など新たに設けたところでございます。

このように企業誘致、活動しやすい状況になってきておきまして、本町においても企業誘致の優遇策の見直しを図るなど、企業誘致に積極的に取り組める環境を構築したいというふうに考えております。

また本町は、工場等を立地するのに、まとまった工場等の適地がないことから、これまで、企業立地に苦慮してまいったところでございます。

先ほど申し上げましたが、地方創生の柱の1つが雇用の場の創設ということであることから、町の北部で工業専用地域、前目工業適地、そして都城市の都城都北工業団地に囲まれた畑地帯の一部を工場、工業、事業所等の適地に変更できないか検討したいというふうに考えています。この地域は都城インターに近く、交通アクセスにも恵まれていますけれども、農業振興地域の整備法、農振法ですね、のしぼりや畑地かんがい受益予定地であることから、そしてまた地権者も多数に上ることから、ハードルは高い、というふうに考えますけれども、非常に取り組む価値はあるとい

うふうに考えています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 立地予定地の確保に関しては、農振関係がやっぱりありますので、非常に厳しいということがありますけれども、やっぱりこの地方創生というふうなものに乗っかればやりやすくなるのかなというふうな気もいたします。企業誘致というのは働く場の確保とともに、若者定着、そして生産年齢人口の増加、常にやっぱり魅力ある地域づくりにつながっていくことなので、ぜひそのあたりを進めていただきたいというふうに思います。

優遇措置もその企業の税制面とか、そういったところもしっかり、ほかの自治体がやっている先行事例としてはたくさんございますので、そのあたりも十分、勉強されていると思いますけれども、そのあたりと勘案しながらぜひ1年に1社ぐらいの勢いで企業誘致のほうを目指していただきたいというふうに思います。

それでは、続いての質問にまいります。

地方創生のほうの中で教育関係のほうがたくさんプランが出ております。長田小学校を活用して、何かこうプランというのができないかなというようなことをずっと考えておきまして、先日立ち話で町長ともちょっと、ちらっと話をしましたけれども、町長のほうの考えとしてはどういうふうに考えておられるのか、過疎地域であるけれども、やはり、豊かな自然と、人が豊かな心を持っている地域でもありますので、そのあたりのことを勘案して何かアイデアがあれば、町長のほう、よろしくをお願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 国が示しました総合戦略策定の基本施政の一つに、地域の特性に即した地域課題の解決というものがございまして、本町の課題の一つに、西側地区の過密化、中央地区の空洞化、東部地区の過疎化がございまして、それに伴い小学校の児童数の偏在があるところでございまして、特に町の中心部から遠方にある長田地区においては小学校が地域の重要なコミュニティーの場、核となっておりますけれども、現在児童数は、19名でございまして、

そこで、本町で唯一いきいき集落の認定を受けている長田地区の魅力度、注目度を高め、交流人口の増加や移住、定住を促進する施策のひとつとして地域の核となっている長田小学校の魅力化策を打ち出し、児童数増につなげられないか検討しているところでございまして、

なお、具体的なプランにつきましては、現在、構想策定中ではありますが、なぜ今、（仮称）長田小学校魅力化プロジェクトかといいますと、ことし1月文部科学省から「公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引の作成について」が、各県教育委員会、知事に通知をされました。県教育委員会は、この手引を積極的に活用するよう、市町村教育委員会を指導・助言す

ることとなります。

この手引き及び財務省の財政健全化の取り組み等を考慮いたしますと、学校の統廃合は喫緊の課題になるかというふうに考えます。

本町の長田小区については、中心部から5キロから10キロの遠方にありまして、その中心部に位置する長田小学校は、児童の教育施設のためだけではなく、この地域のコミュニティーの核として、防災や教育、多世代の交流の場など、さまざまな機能を持っているというふうに考えます。

このことから、これまで、過疎対策としまして、辺地事業、ケーブルテレビの施設整備事業、長田小体育館、プール、運動場整備事業、上水道の整備、過疎対策奨励金事業など、多くの事業展開してきたところでございますけれども、小学校の児童数増にはつながっていないところであります。

このことから、長田小学校の魅力化を直接的に高めることによって児童数の増につなげられないか検討しているところであります。

例えば、タブレットを全員に配付したICTの授業とか、英語教育に力を入れたカリキュラムとか、放課後児童対策授業の充実を図るとか、そしてスクールバスの送迎などを無料でやるとか、ただし、この構想を実現するためには、地元の熱意と協力、そしてまた議会や学校、町民の理解、予算面などいろいろとハードルがあると考えますので、教育委員会と十分に意見しながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ありがたいことにいろいろ考えられているんだなということがよくわかりました。

この場で私も数回述べているとおり、長田児童館、それから僻地保育所を一体とした取り組みとして、できないかというふうに考えておりますし、今回地方創生関連、文部科学省関連のメニューを見てみますと、全て網羅できるんじゃないかなと思えるような内容になっておりますので、ぜひ、協力をしていただきたいというふうに思います。

地方創生は、非常に大きなチャンスです。方向性が決まりましたら、ここはですね、町長みずから関係省庁に出向いて熱意を見せるというところまでやっていただきまして、しっかり三股町の思いというのを届けていただきたいというふうに思います。

それは、なぜ、そういうふうなことをあえて申しますかといいますと、地方創生に関しては、地方、もう、用意ドンで走り出しているわけです。ほかの自治体に本当に負けてほしくないというふうな思いでありますので、ま、一歩先に行くアグレッシブさというのを、町長にぜひ出していただきまして、ゴールを目指していただきたいというふうに思います。

三股町の将来のために地方創生しっかりと走って行っていただきまして、やっていただきたいというふうに思います。

それでは、続いての質問にまいります。鳥獣被害等についてであります。イノシシ被害の対策が不十分ではないかとの指摘がありますけれども、今後どのように進めるご予定でしょうか。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、イノシシ鳥獣被害について私のほうからお答えさせていただきます。

イノシシ被害の対策が不十分ではないかのご指摘なんですけど、昨今の山地の人工林化、あるいは開発に伴い鳥獣のすみかが狭められ、全国各地で大きな問題となっています。また、県内各市町村でも鳥獣被害の対策にさまざまな工夫を凝らしたり、県の担当課によります市町村行政職員や猟友会の会員を対象にした鳥獣被害対策地域リーダー育成研修会など、実務研修を実施するなど、その対策に苦慮しているところです。

本町においての鳥獣被害ですが、そのほとんどがイノシシ被害であります。ほかにはカラスやハトの被害がございます。霧島盆地の西部を中心としました鹿の被害であるとか、高城町、山之口町に見受けられる猿の群れによる被害については、本町に入ってきたという情報は、現時点では受けておりません。

それらの中ですら、イノシシ被害の対策については現在2通りの方策で進めているところでございます。1つ目は、電気防護柵によるイノシシの侵入防止となります。電気防護柵は、毎年、農地の耕作者あるいは所有者からの要望を受け助成することというふうにしてはしておりますが、近年、県の補助額が減少しまして申込者全員に行き届かない状況にございます。2つ目は、猟友会による駆除となります。

本町においては、猟銃による直接的な駆除とわなによる捕獲というのを行っております。どちらも、被害に遭われた方々からの申し出を参考に駆除範囲を設定し、猟友会に駆除を依頼しているところです。

今後どのように進めるかというご質問なんですけど、現在では年間を通して駆除をお願いしている状況にございます。今後もこのようなと同様な対策は続けていくということになりますけど、宮崎県鳥獣被害対策緊急プロジェクト推進計画というのがありますが、その中で、集落内を餌場だとか潜み場、子育て場にしないような、雑草や不要な茂みをなくす生活環境の整備、あるいは野生鳥獣が集落に出てこなくても暮らしていける山間の生息環境の整備を含めた中長期視点に立った対策も講じていくべきではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 昔ほどシシ打ちがいなくなった、いわゆる猟師さんが少なくなっ

てしまっているという状況もあります。高齢化も進んでいるというふうなのは一番大きな要因ではないかなというふうに思いますけれども、こういうふうな意見があるんですね。長田の認定農業者の方でありますけれども、「イノシシ被害で、どんなに汗を流して頑張っても被害に遭うと元気が出ませんよ」と。「現場に行って呆然としてしまいます」と「お金かかりますけれども自分で電柵を買っています」と、いうふうなことでありました。「なぜその自分で買われてるんですか」と「補助とかいろいろあるじゃないですか」と聞きましたら、「もう予算がいっぱいいっぱいらしいんです」というふうなことでありました。

認定農業者、これから頑張ってもらわなければならない、地域の人材になってほしいということは、もう、町長も、十分そのように思われているというふうに思いますけれども、県の補助金の関係はわかるんですけれども、電柵が無理であれば、これ、佐賀県のほうでやってることですけども、亜鉛引きの安いフェンスを活用するとか、そういったことも考えていただいて、とにかく農業者が元気に頑張ってもらえるような仕組みづくりというのをやってほしいなというふうに思うところであります。

今のそのイノシシ被害は、被害があつて対処療法的にやっているというのが状況になっておりますので、そのあたりは、産業振興課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今はですね、被害が出たときに、その被害に遭われた方から、こういう被害が出ましたという、産業振興課のほうに連絡がございます。その状況をお聞きして、その範囲、想定されるちょっと広い範囲になりますけれども、その地域に対して、有害駆除班をお願いするという形でずっと行っております。だから、基本的にはほとんど年間通して有害駆除班に許可を出しているような状況にあります。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） これ、いろんなところで今全国でやられています。先日佐賀県のほうに私行きましたら、イノシシ加工センターというのがありまして、猟友会関係がとったものを有効に活用して地域資源として回しているというふうな状況もありましたので、ぜひこのあたりもアイデアとして考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次に進みます。モノづくりフェアについてであります。

今後モノづくりフェアというのをどのように生かしていくのかというふうなことをお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） モノづくりフェアについてのご質問ですけれども、ことしで第3回目を迎えるモノづくりフェア～つくりびとのかたちは、本議会の最終日19日から21日までの3日

間、町武道体育館をメイン会場に開催されるところでございます。

平成25年度の第1回は出展37社で来場者数は1万人、昨年度の第2回は出展41社で来場者数が1万3,000人と増加しておりまして、今年度は出展が49社となっており、県内だけではなく、鹿児島県、大分県にも広報しているため、さらに来場者数が増加することを期待しているところでございます。

今後の計画等については、担当課長が回答します。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今後の計画でございまして、昨年の開催中に玄関前等で来場者へのアンケート調査を行っております。その結果、3日間の開催中に複数回いらっしゃるお客様もおられますし、毎年の開催を楽しみにしておられる町内外、そして、県内外のお客様が多数おられるということがわかりました。

また、町物産館よかもんやと連携しながら継続してこの形で続けていきたいというふうに考えております。

また、モノづくりフェアを開催することで県内外に向けて、工芸のまち三股町としての認知度も上がっておりまして、開催中における、三股町の案内ブースにおけますパンフレットの残量であったりスタッフへの質問、あるいはアンケートの結果がどうか判断しますと、三股町をPRするのに格好の場になっていると、これは県内だけではなく、県外の方へのPRの場になっているということを感じます。

そして、工芸のまちとしてだけではなく、飲食であったり、町内物産品や観光などを県内外へ知らしめる町のPR情報を発信の場として活用していきたいというふうに考えているところです。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） モノづくりフェアはことしで3年目で、補助金のほうも3年目で終わってしまうというふうな状況にあります。今後の計画はどのようにお考えになられているのかお答えください。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今後ですが、予算委員会でもちょっと説明しましたとおり、補助金は3年間の約束ということで期限をいただいております。来年以降補助金がないというところを、産業振興課としても十分注意しながら昨年からの4年後に向けて検討をしているところでございます。

去年、そしてことしと、去年は鹿児島県内に対して広報を中心に持って行ったわけですが、おかげさまで鹿児島県内からのお客様が大分見えられるようになった。そして、ことしは、先ほど町長の答弁にありましたように鹿児島県と大分県まで広報を広めております。ということで、こ

としてはさらにお客様の増加を見込んでおるわけですが、今後その鹿児島、大分への広報というのはテレビによる放映、フラッシュレコーダーで出すやつですね、CMを出してたんですが、その分をカットしていったほかのものに回していこう、違う形で県外への広報をやっていこうということをひとつ話し合っております。

あと、コマ数をふやすことによって、コマ料の収入であったとか、あるいは今あるものを、まあ、使い回しといいますか、1回1回使わずに、それを使い回していった経費を落とすとか、そういった工夫をしながら継続をさせていただきたいというふうに考えているところです。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 担当課長に、来年するのকাশないのかということを知るのは酷だというふうに思っておりますので、町長にお尋ねします。

ぜひ、町長、今回の挨拶の中で、来年モノづくりフェアを行いますので、また三股町に来てくださいと、そして創作意欲のある方がいらっしゃれば、三股町にはアトリエロードというすばらしいところがありますので、三股町に住みませんか、というふうに町長としての挨拶ができるというふうに私は思いますが、来年するということが決まればですが、そのあたりのことを勘案しまして町長は来年以降をどのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この口蹄疫復興の基金の一部を使ささせていただきました、3年間、地域活性化っていうことでこのイベントをさせていただきました。

来年からこの補助金がなくなるわけなんですけれども、しかしやはりこの3年ありまして、ひとつ6月のもう風物詩といいますか、一つの定着してきた感がございます。そしてまた、今回はこのモノづくりフェアの参加者の方々が各学校との交流もされるということで、この発展的な取り組みもございます。まあ、そういう意味合いでは、三股町にも工芸家もたくさんございます。そちらのほうとの連携を含めながら、町の一つの大きなイベントとして取り組む必要があるのかなというふうに考えます。

本当にこの補助金がなくなりますと、どっかを削らなくちゃならんということで、大変厳しいんですけれども、ただ、実行委員会のほうにもまだスポンサー探しとか、あるいはまた、今課長が申しましたように、施策等見直し等しながら、ぜひ継続をしたいなというふうに考えています。

やはり続けることによって、この一つの知名度、また町のPR発信というのができますので、そういう方向で来年度に向けての取り組みをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 来年度もするというふうな方向でお答えいただきましたので、実行委員会の皆様も恐らく安心するのではないかなと。そして、また、今回来られる方々に、また

来年も来てくださいと大きな声で言えるのではないかなというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

それでは、最後の質問にまいります。

平成24年12月議会質問の情報発信と地区活性化についてであります。ミマタレンジャーの協力はどのように検討されたのか、というふうなお尋ねでございます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 平成24年12月議会の一般質問で、池邊議員のほうからミマタレンジャーの協力、それとまた、地区への職員の配置、についてのアイデアが提案されたところでございます。これにつきまして庁内のほうで協議しておりますので、その結果について担当課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） ミマタレンジャーにつきましては、池邊議員が平成24年12月の議会で申されましたように、「子供たちに夢を、三股町に元気を」という合い言葉に、商工会の青年部がさまざまなイベントで頑張っておられることに、まずは感謝を申し上げたいというふうに思います。

お話の中で、資金援助よりも人的援助をとということでありましたので、その方向で検討させていただきました。そこで、役場が全部引き受けるのか、あるいは、町職員でやるか、もしくは何らかの形で委託という形も検討したところなんです、しかしながら、町の活性化というのは、議員もご承知のように役場だけでやっても効果はなくてですね、町民の皆さんや事業者、さまざまな団体の皆さんが一緒になって取り組んでいかなければ、経費ばかりかかってなかなか効果が上がらないと、活性化ができないというふうに考えてます。

商工会青年部だけで運営が難しいということであれば、趣旨に賛同し、協力していただけるボランティア会員を、町と商工会青年部で連携して連名で広く町内全域から募集したほうが町の活性化につながると考えております。

町職員で構成する、みまたんえき周辺賑わい再生検討部会というのがありまして、キャンドルナイトとか、あとまちドラ！とかで頑張っておりますが、こちらも多くボランティアの協力を得てイベントを実施しているところでございます。

また、商工会の青年部の皆さんから具体的にご相談があれば、一緒になってよい方策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ミマタレンジャーを、まあ、大活躍はしているんですけども、

今になってくるとやはり最初の熱意と変わってきまして、大変だというふうなこともよく話に出てきています。ということはいつまでも続けられないというのが実情になってきているのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、続けられるように協力をしていただきたいというふうに思います。

あえて、町長にお尋ねしますけれども、三股町にミマタレンジャーは必要ですか。必要じゃないですか。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ことしの早馬祭りもそうでしたけれども、このミマタレンジャーが出てくるとお子さんたちが大変喜ばれ、また非常にこう人気があるというところで、そしてまた、このふるさとまつりもそうですけれども、いろんなところで活躍する、そしてまた、町外でもいろんなイベントでの三股町を発信していると、そういう意味合いも含めて大変すばらしい取り組みだなというふうに思います。そういう面ではぜひ、続けられるように連携をとりながらやっていきたいというふうに思ってます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

やはり、あそこが頑張っているからあそこに任しとけばいいよと、いう感じでなくて、一緒になって町内全域で盛り上げていていただきたいというふうに思います。

私たち議員は、この一般質問において町民の代表として思いを持ってこの場に臨みます。

私は、追求型ではなくて、できるだけ提案を含めて、建設的な質問をするように心がけています。これまで、何度か返答等はいろいろいただいておりますけれども、どうなったのか、やっぱ気になっているところでありました。

というのは、今回のこの24年の12月の質問というのは、教育長問題で揺れたときの質問でありまして、それで、おざなりになってしまったんじゃないかなというふうな思いがずっとしておったんです。ですから、あえて、このときの質問を繰り返させていただきました。

もう一つの質問のほうですね、地区への配置のアイデアというのは、どのようになったのかお答えください。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 各地区の情報収集をどのようにしているかというご質問で、飯館村のシステムを採用したらどうかというご提案だったというふうに考えております。

飯館村では職員を各地区に2名ずつ配置しまして、地区の会合等に出席させ、地区の要望を行政につなぐというもので、25年以上続いているということでもございました。職員の資質の向上にも役立ちまして、地域の現状、課題、住民の声、考え、ニーズを知り、住民意識を肌で感じま

して、行政との信頼関係も図れるということで非常にすばらしいシステムというふうに感じたところであります。

県内では、日南市がこの制度を取り入れておりまして、合併後も旧町の声が行政に届くことを目的に設置されたというふう聞いております。

そこで本町において、各地区の情報をどのように収集するのか、というところを検討したんですが、本町におきましては町3役を初めとしまして、全課長が出席して町内各地で開催する地区座談会、各地区で開催される総会祈念行事、敬老会等へ3役や各課長が出席して地域の皆さんと交流を図っております。情報収集とかまあ迅速な対応という点では、担当職員を配置するよりも今の体制はいいのかなというふうには、効果が高いというふう考えております。

また、平成26年の6月に施行しました、まちづくり基本条例、この第18条で町職員の役割というのがありまして、職員は町民等と協力してまちづくりに努めるとともに、みずからが地域社会の一員として、積極的に地域の公共的活動に参加するように努めるものとする、というふうになっております。

多くの職員が、自分の地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しているほか、地区の役員、支部長、PTAや子供会の役員、スポーツ少年団や部活の役員等もしておりまして、それぞれの活動で職員がいろんな話をとかで収集した地域の情報をこれと関係する各課にしっかりとつないでいくということも本町にマッチした情報収集体制が構築できるのではないかとというふうにも考えております。

また、本町の場合は、議員の皆さん方が各地区の住民との橋渡し役として非常に貢献していただいているところでございます。各地区の情報はより確実に行政に届いているものと確信しております。

これまでも、さまざまな事業について、必要があれば、いつでも地域に出向いて説明等はさせてもらっておりますので、地区の要望やご相談がある場合は、事前にご相談いただければ、会等も参加させてもらいたいと考えております。

それで、その場ですぐに回答が必要なら、担当職員のほかに課長も派遣するという形で、本町の目指す協働のまちづくりを進めていきたいというふう考えておりますので、議員の皆さん方の今後さらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 三股町は座談会を行っていきまして、町長初め担当部局の課長全て動いているというのは、私も見に行っておりましたのでよく理解をしております。

ただ、それだけで全てが吸い上げられているかということ、そうではない、わけです。やはり地元に行きまして、飲み座に出ますと色々な意見が出てくるんですね。それを考えますと、やは

り、飯館村のその今の担当課長がお話をされましたようなことは、恐らくホームページから引張ってこられたのかなというふうに思いますが、私は直接電話をしまして、話を聞きました。そしたら、原発の問題で別のところに移っておられまして、今そのシステムはもうないわけですが、かなりよかったというふうな話でした。

というのは、新人の職員を配置することによって、地域の実情であるとか、庁舎内で教育するよりもむしろ住民の人たちに教育してもらって立派な行政職員となるんだというふうなことも、私そのとき回答いただきましたので、そういうふうなことを聞いたときに、ああ、素晴らしいシステムなんだなというふうなことを感じました。

今、鍋倉課長おっしゃいましたが、住民として行政の職員が入っているから大丈夫だというふうなことでは、私、ないと思うんですね。それ、住民はあくまでも住民としてしか見ないというところで、要望とかいうのはその場ではなかなか伝えないはずですよ。それは皆さん、経験されてよくわかっていると思いますけれども、それを考えますとやはりもっともっと、何かこう吸い上げる仕組みというのをつくっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っているところです。

そのあたりお考えは、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 我が町には30自治公民館がございます。そういうような中のお声をどう吸い上げていくかということでございますけれども、できるだけ行政としましては現場に出向くという形でいろんな声を聞く、そしてまた特にこの行政とのパートナーでございます自治公民館の声を十分吸い上げるような努力をしたいというふうに考えてます。そしてまた、自治公民館のところからの議員さんを通じながら、と、また、単独でいろんな声を上げていただきまして、それを真摯に受けとめて、この行政を進めていこうというふうには考えております。

自治公民館をどういうふうにしていくかという中に行政職員、といいますか、役場職員が入っていくのが、いいのかどうなのか、ま、いいに決まっているわけなんですけれども、ただ、そこをやっぱ自治公民館というのは、やはり、自立と協働と、私言っていましたけれども、やはり自治公民館自体も自立なんですね。そして、またそこの中での協働、そして、その地域の中には、役場職員だけじゃなくて、県の職員もいますし、市の職員もいますし、いろんな方がいらっしゃる。そういう意味合いではそこがそれなりの組織として、自立して行ってそして行政との対等な関係とといいますか、ある意味ではそういう連携、協力関係をつくっていくという意味合いでは今のところ、自治公民館の声としましては提案されるようなことのお話は今のところないところがございます。

今後、そういう必要性が出てくる、また、そういうふうな取り組みが重要、今後大きな課題に

なってくるというときにはこの提案というのも一つの方策かなというふうに思いますが、現在では、今のこのスタイルを進めても行政の進行には支障はないと、また、住民の声が届かないということであればですね、またその自治公が含めて、声が届くこの方策を考えなくちゃならないというふうに考えます。

○議長（福永 廣文君） 池邊君。

○議員（4番 池邊 美紀君） 以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） ここで11時まで、本会議を休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位2番、内村君。

〔6番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（6番 内村 立吉君） おはようございます。新緑若葉の香る季節になりましたけど、本町は緑の多い自然の恵み豊かなところであると、すばらしいところだと改めて感じる次第であります。

平成26年度を振り返ってみますときに、全国各地で記録的な豪雨災害や噴火、地震による被害が多く発生いたしまして、自然災害の脅威と防災、減災対策の重要性を改めて認識させられたんじゃないかと思っております。ことしは5月に台風が発生いたしまして、5月の台風といたしましては4年ぶりに本土に接近ということでもありました。ことしも本町におきまして、大きな災害等がなければと思っているところでもあります。ことしはそしてまた6月2日に梅雨入りということでもあります。雨もさることながら、夏が近づくにつれまして毎年話題になっているのが熱中症であります。暑い環境をなるべく避け、水分を小まめにとって予防することは最も重要であるとともに大切なのが、早期発見と適切な応急処置であると言われております。

また、本町におきまして、上米公園横のパークゴルフ場増設工事も順調に進んでいるようであります。きのうも議員の皆さん全員で、一応現場を皆さんで視察したわけですけども、順調に進んでいるんじゃないかと思っております。

以前にも一般質問をしておりましたが、上米地区の原田ストアの交差点、非常に小さな事故等がありまして、また3月に大きな事故が夕方ありました。レスキュー隊等が来て、大分あそこで騒動があったというようなことを、話を聞いております。その中で改めて、以前にも質問いたしましたけど、今信号機がなかなか取りつけが難しいという状況の返答がありました。そしたら、

そういう中で点滅信号でもできないんじゃないかなというようなことを質問しております。今回、改めて質問をさせていただきます。

あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 内村議員からの道路整備について、そして原田ストアー前の交差点について何うというような質問でございます。回答させていただきます。

町内での交通事故による死亡者がことしの6月8日で丸3年発生していないことから、先日、県より交通事故死亡ゼロ表彰をいただいたところであります。このことは、日ごろから町民の皆さんが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践されている結果であり、大変名誉なことであるというふうに考えています。

しかしながら、ことしの4月までの発生状況を見ますと、都城管内が前年と比較しまして33人減のマイナス5.4ポイントの中で、本町は23人増の5.9ポイントふえているところであり、改めて、安全運転に心がけ、交通事故の未然防止に努めていかなければなりません。

そのような中、交通事故の防止には道路事情や道路交通表示の整備が重要なかわりを持っていくことから、問題箇所については早急な整備が望まれるところであります。特に、道路と車と人が複雑に交わる交差点とその付近は最も事故の起こりやすい場所であり、毎年人身事故の約6割、死亡事故の約4から5割が発生しているところであります。質問にあります原田ストアー前の交差点につきましては、事故の発生しやすい交差点であることから、信号機等の設置要望を受けておまして、一昨年から都城警察署にお願いしているところであります。今後も引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今、引き続き警察署のほうに要望をしてというような、町長の報告等があったわけですが、現場を見まして、総務課のほうから何回か来てもらいまして、けがの事故があったとき状況を見てもらいまして、標識等とか手前のほうにつけたりとかいろいろ工夫はされたようであります。いろんな標識等を。早目に、手前のほうに標識をつければ、やっぱり運転者が早く気づくんじゃないかとかいう対策的なことはいろいろとってらっしゃったんじゃないかと思っております。

その中で、やっぱりなかなか。まあ、これは道路のつくりにも影響が出てくるんじゃないかと思っておりますけども、なかなか思うように、ちっちゃな事故はなかなか届け出ないですけども、大きな事故があったときにそういうことを感じたときにそういう意見がいろんなところで話を聞きましたから、また改めてこの場をかりて取り上げていただいたわけでありまして。この状況でこ

れからまたパークゴルフ場の増設に伴いまして、人の往来が多くなって、よそから来た人なんかはちょっと（聴取不能）なんかが事故等が起きたときが大変だったなというようなことがないように、そんなことに対して前向きにまた検討をしていただきたいと思います。と思っております。

続きまして、同じようなことになりますけど、上米公園に続く道路についても以前は質問をしております。このことについても地元の協力がなかなか得られなかったというような答弁をいただいております。

その中で、公園に行くまでの道路がちょっと狭いですね、やっぱり。狭いですよね。道路の横側に水路が通ってって、水路に今ふたがかぶってあって、結局そしたら道路がある程度広く見えるちゅうか広がるわけですけども、その中でやっぱり道路の内側に電柱が立っているわけですから、その電柱が見たときに、内側ですから、狭い感覚が映るわけです、こういったときに。そういうときに、そういう電柱が除去できないかということです。そういう、人の往来が多くなれば、そういうことの中で対策的にパークゴルフ場をつくる時にあそこもいろいろ電線はっているちゅうような状況を聞いております。その中でパークゴルフ場も埋め込みの電線が入っている、パイプを通してです、そげなことも聞いております。そのようなことに関連して伺っていきたいと思いますので、意見を聞きたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 都市整備課のほうから回答させていただきます。

今ご質問がありました上米公園に通じる道路内の電柱につきましての質問ですが、側溝の内側へ電柱があるために通行に支障があるということだと思いますが、ご指摘の路線を確認しましたところ、原田ストア一の道路向かい側に1本、そして上米公園、広域農道の入り口の近くに2本ほど確認しております。

町内の道路にもこのような事例が多くございまして、電柱を移転するだけで片側50センチぐらい有効圏が広がりますので、町としましては、分譲地用の開発行為等につきまして、民有地内へ立てることを許可条件としております。また、数年前から九州電力、NTTも新規の電柱を立てる場合には民有地の交渉してもらって了解を得られなかったものについてはその経緯を出してくださいと、その経緯を出すことを道路占用の許可条件としておりますが、なかなか協力が得られないまま道路へ立っているのが現状でございます。

今道路に立っている電柱を道路から民有地へ移転する場合、標準的な移転費用は1本当たり約50万円ほど経費がかかりまして、そのうちの50%を、道路管理者であります町が負担しなければなりません。ご指摘の道路におきましても民有地の所有者のご了解が得られれば、我々、電柱移転のほうへ進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） なかなか家の許可とか申請どうか、予算的な問題とかいろいろあるようでございますけども、そういうことは、もし、まあ命の問題ですから、これはやっぱり大きな問題になってくると思いますので、このことに対しても前向きに検討をしていただきたいと思います。と思っております。

次に行きますけども、温泉についてということで出しております。上米精米所の裏側に温泉の泉源っていいですか、ありますね。源泉名がこれ、三股温泉というんですかね、湧出地が三股町大字字大工原の3048番であります。このことについて今までの経過についての状況を伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 温泉について、掘削、そしてその後の利用等についての経緯についてでございますけれども、平成7年に温泉源の空中探査を実施したところ、上米精米所南側の、当時上米児童遊園地内が有力な候補地の一つというふうになりました。

この場所を温泉源の予定地と決めまして、平成9年7月に温泉掘削に着工いたしまして、竣工したのは平成10年の9月でございます。そして11月には町議会議員、商工会役員、民主団体代表、町職員などで構成される温泉活用検討委員会と下部組織として関係課長で構成する幹事会を設置しまして、温泉施設の整備計画について協議を行っております。そして、温泉の活用方法、施設の規模や建設場所等について住民各層から広く意見を集めるために温泉活用50人委員会を設置しまして、平成11年3月までにそれぞれ3回から4回の協議を行っているところでございます。

その結果、3カ所の候補地、三股駅周辺、町の中心部、上米公園周辺の中から現在の元気の杜の場所に温泉施設を建設することが決定しました。

計画では、平成11年度に基本設計、12年度に実施設計を行い、平成13年度に着工する計画となっておりますが、その後、複数の温泉施設におきましてレジオネラ菌による重大事故が発生し、設備等の見直しを余儀なくされる中で温泉施設の建設を断念し、無料の温泉スタンドの設置というふうになったところでございます。

以上、経緯でございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 私が一応資料を、いろいろ集めた資料の中で、10年度に温泉の掘削が完了しておりますね。掘削、深さが1,655メートルですね。経費が約1億6,600万入ってますね。その中で今町長が答弁あったわけですけども、14年の1月に設計書ができて着手するちゅうような段階には入っちゃってから、平成14年の7月に日向市でレジオネラの集団感染があったわけですよ。そうする中で、また、これ、町民のアンケートが実施されているん

ですね、1,800名で。それで、その中で温泉の施設を断念というようなことが正式決定ちゅうようなことが臨時議会でも掲げられているわけです、減額補正ちゅうような形で。でやっぱり今の元気の杜ができたんじゃないかと思っております。その中で今の元気の杜の状況はどうなんですか。その1点を伺いたいと思ひ、現在の状況ですね。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 温泉の現在の状況ということでございますので、私のほうで答えさせていただきます。

温泉の現在の利用状況についてでございますけども、平成10年9月に掘削が竣工しました。温泉水は平成17年度から総合福祉センターでの生きがいデイサービス事業と平成20年度からの温泉スタンドでの有料配付事業及び平成26年度からの、昨年度からですけども、65歳以上の一般高齢者の方々に土曜日、日曜日を利用して入浴施設の開放事業に利用しております。

生きがいデイサービスは介護認定を受けられておられない、家に閉じこもりがちな方々を対象にマイクロバスでの送迎を行い、お茶会などでの交流の機会や健康指導、生活指導、レクリエーション、趣味活動、体操、温泉入浴などを行う介護予防の一環として実施もいたしております。

その26年度の利用実績といたしまして、登録制をとっておりますので、92名の登録者の方々がおられまして、稼働日数227日、延べ利用人員5,416人ございました。

また、温泉スタンドの利用状況でございますが、昨年度の1,000円チケットの売り上げが141枚ございました。20リットルを10円で売り出しておりますので、それから積算しますと約282トンの温泉水が配布されております。平成20年度からの累計では3,244トンという状況でございます。

また、昨年4月から実施しました一般高齢者の土日解放の利用状況でございますが、稼働日数85日で延べ利用人数が1,287名ということでございます。今年度の4、5月分では約130名の方々が月利用していただいております。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 今詳細的に細やかにいろいろ説明があったわけですけども、今いろんなところでほとんど温泉ができておってからですよ、三股町もこういうところが欲しいなというような話をいろんなところで聞きますね。こういう、きょうは意見を述べさせていただいたわけですけども、私自身が考えたところとかいろんな人の意見を聞いたところによって言わせていただきますけども、三股町もアスリートを掲げております。いろんなところでスポーツ大会がある、スポーツ大会があってその中で温泉施設の中に入ってゆっくりしようとか、そしてまたパークゴルフ場の増設に伴って、やっぱ高齢化ですから、そういうところも欲しい、高齢化社

会であってみんなが集まって、温泉ばかりじゃなくてそこで話し合う場にもなるんじゃないかというようなことも出ます。

そして、6次産業化ということが言われていますね。いろいろ説明がありますが、つくってから販売するまでが状況ですけども、地元の農産物をつくったものを製造してつくる、そういう販売する場所でもあるんじゃないかと思います。そしていろいろな人が集まることによって地域に活気が出てくるんじゃないかと。また、いろいろな人の話を聞き、私も議員になりましていろいろな人の話を聞く機会が多くなりました。そんな中で、転勤族といいますかね、私の話を聞きに来たときに、ここの町はこういうところがないというような話を聞きました。ぜひそういうところをつくったらいいんじゃないかというような話も聞きまして、温泉をつくることによって人が集まって、町が潤う、例えば自分たちもやっぱりいろいろ温泉に行きますけど、雨が降った日なんかはお年寄りなんかはそういうところでゆっくりしたいというようなことであります。

また以前に、兵庫県に研修に行ったときに木造で宿泊施設もつくられていたわけですね。そういうふうですね。今木造でつくったらいろいろ補助金も出るんじゃないかと思いますが、そういうことはですね。

鹿児島県の末吉温泉は、以前、竹下首相ですか、地域創生資金でつくられているような話を聞きます。非常に利用客も多いです。地産地消じゃないけど、地元の産物を売って非常ににぎやかに振る舞っております。いろんな踊りとかいろんな催しとかも行われております。

そういう中で、私が考えることはこのようなことですけども、今後のことについてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 温泉について今後のことということなんですが、現在のところ温泉について新たな計画というのはありません。

ただ、ふれあい中央広場が大規模災害時の仮設住宅用地となっておりますので、そういう災害時の温泉スタンドの活用というのは考えております。

また、本町の近郊には民間の温泉施設も複数あることから、民間で、ある部分は民間に任せたいというふうに今のところは考えております。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） ぜひいろいろな人の話を聞いたりしてこういうことも前向きに検討して、活気ある町づくりじゃないですけど、そういうところをつくっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

自治体やJAが新規就農者を育成する組織を設立し、意欲ある若者を全国から受け入れたりして担い手の確保と移住・定住を促す取り組み等がなされてあります。そのような中で新規就農者

について全国的にも途中でやめる人が多いと聞きます。

本町にも多分いらっしゃるんじゃないかと思っております。最初は就農して、そういう設備投資とかいろいろやって途中でやめる。許可申請をした人も困りますね。本人も残るのは借金だけが残ってしまう。だから、そういう就農する前に昔から農業だけやっている、そういうな専門じゃないけど、そういうところがいらっしゃいますから、そういうところをやっぴり少し経験を踏ませてから就農させたほうがいいんじゃないかと思えます。そのようなことをして伺いたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 内村議員の新規就農者について伺うというご質問ですが、まずは本町における新規就農者の状況からお答えしていきたいと思えます。

平成21年度から昨年平成26年度までを見ますと、新規に就農しますと本町に相談があった方が16名いらっしゃいます。年齢的には平均で34歳、最も若い方が24歳、最も高齢の方は44歳という方がいらっしゃいました。全員が男性で、後継者が11名、新規参入が5名という形になっております。

その中で16名中5名の方が年間150万円という国の青年就農給付金経営開始型というのを受給されております。また、16名中のうち6名が現在では認定農業者になられております。

申請時の主幹品目ですが、野菜類が7名、酪農が3名、肉用牛繁殖が2名、そして肉用牛肥育が1名と、その他が3名というふうになっています。

本年度は2名の方がもう既に相談に来られておられまして、後継者あるいは新規参入それぞれが1名来られております。品目は2名とも施設野菜ということで伺っております。

今の議員のご質問で心配をされておりましたけど、途中でやめられた方が心配だということですが、この16名中の途中でやめられた方というのはそれぞれ事情がありまして、本町では2名の方がやめられております。

本町におきましては幸いにも大半の方が継続されておられまして、本年度の2名についても施設の準備などが既に進んでいる状況になっています。

今後新規に就農される方が相談に訪れられることが予想されております。本町では就農に関する手続を産業振興課の農業振興係が受けて、県の北諸県農林振興局及び農業改良普及センターと進めながら農地については農業委員会、技術指導は北諸県農業改良普及センターとJA都城、そして融資相談などはJA都城といったように、それぞれの専門分野と相談しながら就農から継続へ支援しているところです。

また、新規就農される前は県立農業大学校であったり、県の農業実践塾というのがございます。それからJAによる研修、あるいは議員の質問の中にもありましたように大規模農家で研修を受

けられるよう、相談を受ける時点で勧めております。そして大半の方がこのような形をとられているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） いろいろ専門分野でのそのような取り組みをなされているようでございますけども、何でもですけど、議会議員から見たら専門分野ちゅうのはなかなか難しいですから、入ってきたときにその中で今後いろいろ管轄があらうかと思えます、その専門分野と、そういうことの話をしながらかまた本人にもそういうことを伝えながら、慎重に取り組んでいただければいいんじゃないかと思えます。

次に行きますけども、県や生産者関係者でつくる優良牛宮崎づくりです。7月から宮崎牛の定義が変更です。出生地を宮崎生まれということに限定しております。定義を宮崎生まれに限定することで、優秀な子牛を県内で生産できる繁殖牛を前面に売り出し、宮崎牛ブランドの強化につながる狙いであると言われております。

また、口蹄疫、福島県原発放射能汚染問題、後継者不足、高齢化の問題との状況で和牛の子牛の価格は右上がりが続けております。そしてまた飼料高ということでもあります。その中で牛肉の付加価値を高めればですね、飼料用米を給与する動きが見られているというようなことを聞きます。飼料用米を給与した牛肉は脂肪の味がよくなり、オレイン酸など飽和脂肪酸の含有率が高いというようなことも言われております。このような話を聞きますときに情報として、——都城、北諸はやっぱり畜産基地であって、やっぱり肥育の産地でもあります。そのようなことに対して情報等をつかんでいらっしゃったらそこ辺たいを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 牛肉に付加価値を高めるための飼料用米を給与する動きが見られるというご質問ですが、本町においての飼料用米の作付面積なんですが、転作面積が360ヘクタールのうち飼料用米の今年度の作付予定面積は2.6ヘクタールというふうになっております。

これについては品種の指定はなく、主食用米を普通期栽培でも可能ということになっておるようです。

これは、2で質問が飼料用米ということでしたので、飼料用米としてお話を進めさせていただきましたが、このほかにWCSといって稲発酵粗飼料であったり、普通の稲わらという言葉もございます。

ご質問では牛肉の付加価値を高めるためということでしたけれども、その実証例というのは、そういういろんな、今議員がおっしゃったような話は私も聞いたことがありますが、実証例は正

式にはまだありませんで、県の家畜試験場で飼料用米を和牛の餌にまぜて給与する検証というの
はやっております。

ただ、その結果は現在のところ報告はまだされていないということになっております。

ただ、その米を食べさせることで、ビタミンが多くなるんじゃないかと、それが脂肪に影響を
与えるんじゃないかという危惧は聞いているところです。

その結果が報告されていないということなんで、飼料用米の和牛への給与に対する評価につい
てはここではお答えする内容を持ち合わせてないということです。

ただ、飼料用米についてはJ Aの出荷というふうになっておりますが、経団連の数字で、コス
トのほとんどが養豚、あるいは養鶏へ流れているということは聞いております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 県のほうでいろいろ取り組みがなされているちゅうようなことで
すけども、ビタミンが多くなるちゅうようなことですよね。ビタミンが多くなればやっぱり質的
に影響が出てきますから、やっぱりそこ辺たいはですね。いろいろ情報等を、いろいろなところ
で取り組みがなされると思います。そのようなところで情報等がキャッチされたらこちらのほう
は、肥育農家は大変ですから、そういう情報をキャッチされたら改めて教えていただけたらと思
います。

そのような中で質問は打ち切らさせていただきますけども、今、その土地でなければならぬ
農産物があるというようなことで、伝統的な地域食品を守ろうということで地理的表示、G I ち
ゅうのが今月から始まっております。その中で消費者においしさを伝え、正しい対価を受け取る
仕組み、伝統的地域社会を守っていかなければならないことが言われております。やっぱり地域
は地域で守っていかなければならないわけですから、そこ辺たいをですね、そういうのがあつた
ら地域の多いところに、情報をキャッチといいますか、あつたら広めていただきたいと思
います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 発言順位3番、堀内君。

〔5番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（5番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位3番、堀内です。

いつもですと私の発言する時間帯は昼からの眠い時間帯になるんですけども、今回は午前中と
いうことでありまして、大変よかったのかと思っております。

進めていきたいと思っておりますけども。

梅雨の季節となりましたけれども、ことしの梅雨入りは2日に入ったということでありまして、

梅雨明けのほうが悪化現象が、再び発達しているということが言われて、遅いのではないかということが言われております。そのため、豪雨による洪水や土砂災害の危険性も高まるということが宮崎の地方気象台ですか、平時から備えをとということを呼びかけていることが書いてありました。通告しました用水路や側溝の整備について、梅雨や台風などの大雨シーズンを前に泥の除去など整備ができないかお聞きいたしたいと思います。

あとの質問については質問席で行いますのでよろしくお願いたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 用水路や側溝の整備について、堀内議員から梅雨や台風などの大雨シーズンの前に用水路や側溝の泥の除去はできないかというご質問でございますが、この用水路や側溝にたまった泥などの除去については、その管理取り扱いについての基本的な考え方についてお話をさせていただきます。

農業用の用排水路等については、幹線水路は土地改良区または水利管理組合等が維持管理する、末端水路については受益者が維持管理するのが一般的であります。これらの泥の除去については、それぞれの土地改良区や水利管理組合ごとに日程を決め、役員や受益者など関係者一同が集まり一斉に泥上げや清掃を行っておられます。その他の町道などでは、都市整備課維持管理係が時期や状況等見て計画的に泥上げや清掃を行っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今回上げた用水路の場所といいますか、担当課にも相談で行ったんですが、寺柱地区の宮村小学校からちょっと上がったところなんですけども、そこに用水路とか排水路とか上のほうに砂防用のダムがありまして、その土砂が流れてくるということでありまして、10年前、大きな台風14号か17号が来たかと思いますが、そのときに県内でも大きな土砂災害を引き起こしたんですけども、それが来たときに、そのまま排水路とか用水路が詰まってしまったということでありまして、その件について役場か土木事務所のほうに相談に行って、泥を上げてほしいということを相談したということをお聞きしております。その用水路がなかったら民家のほうに流れてきているということで、大変危なかったということが言われておりまして、現場も私も行って確認したんですけども、町道が走っておりまして、その下の排水溝の入り口が狭くなっておりまして、その間に土砂がたまって草が生い茂っているという状態でありました。近くの方がその草を暇を見て刈っていたということなんですけども、その方が脳梗塞を起こされて管理ができないということで、今回このような危険性があるからどうかしてくれんかなというご質問を受けたところでございます。

側溝につきましては、特に広域農道の上米公園の南入り口から前山池、それからほかにもあるかもしれませんが、町道の脇の側溝が泥が詰まっています、まあどこが管理するのか、その田畑に接しているところはそこの管理者がするのか、それとも町道だから町が管理するのか、ちょっとわからないんですけども、こういったところが見受けられまして、この広域農道というのは以前、町長から整備させてもらって大変ありがたかったんですけども、整備する前からも泥が詰まっております、大雨が降るたびに水があふれてその上を、大型トラックが非常に通りが多いものですから、傷んでしまって結局は舗装をしなきゃならないということが以前ありました。今回、舗装してもらったんですけども、泥がたまっていることでいろいろ大雨が降るとまたたまって徐々に痛んでくるんじゃないかということをお心配しているわけでございます。

この側溝に関してですけれども、次の質問にも入っていきますけれども、ふたが設置できないかということをお尋ねしてはいますが、この件に関しまして、地区からの要望があり担当課のほうに上げております。上米老人クラブさんのほうからの要望がありまして、この広域農道から上米公園の遊戯広場の下の交差点から宮田池の下の芝生広場まで歩いて行くんですが、そのときに、まあ交差点はいろいろ整備してもらったんですけども、その左側に側溝があってそれが結構深いということで、年寄りなものですから大型が通るとちょっとよろけて危ないんじゃないかということでありましたので、そういったことを含めて整備してもらえないかということをお聞きしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 都市整備課のほうで回答させていただきます。

今、ご質問がありました広域農道沿いの側溝に歩行者の安全のためにふたが設置できないかということのご質問でございますが、ご質問の箇所におきましては、今議員もおっしゃられましたように、ことし1月に堀内議員と当時の上米公民館長との連名で要望を受けております。

そして、現地調査をしましたところ、おっしゃるとおり大型車の通行の多いものですから、必要性については担当課内では認識を統一しております。必要だなということは確認をしているところでございます。

工法につきまして検討しましたところ、今、既設の側溝にはふたがけがありません。で、ないものですから、側溝からやり直さないと、ただふたをかけるだけでは車が載ったときに危険がありますので、そこからやり直す必要があります、費用がちょっとかかるのかなというふうに思っております。

毎回言っておりますけど、各地区からも同様の多くの要望が寄せられておるんですが、限られた中でできるだけ早い時期に整備していかなければいけないなというふうには認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） できるだけ早く整備していただけたらいいかと思いますが、先ほども申しました寺柱地区の排水路ですか、これについてはどのようなお考えか、わかれば教えてください。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 寺柱の関係ですけれど、多分リムでつくられた砂防ダムの下流だというふうに考えますが、その一つ上流のほうの排水については昨年度補修をしておるところでございます。ですから、それとあわせて再度そこを確認させていただき、もともと寺柱というところに土地改良区がございまして、水利の管理組合という形で行われていますので、そちらの方々とちょっと相談させていただきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思いますが、なぜ、じゃ、今回このようにわざわざ、まあ、一般質問するほどでもないかもしれませんが、この件を出したかといいますと、今月の4日に西区におきましては地区座談会が行われました。町長とか各課長が出席されたんですけども、その際の最後の意見交換というか要望というかその中で、側溝の件が上がりました、ご存じかと思いますが。その件については私も二、三年前、公民館長さんを通じてですか、上げたかと思いますが、よく地区から要望が上がるのは、こういった生活環境に関するインフラっていうかそういうことがよく上がってきます。

例えばカーブミラーとか、街灯の設置、あるいは農道を舗装してくださいとか、そういった件も上がってきますけども、カーブミラーとか街灯については1年間で何基っていうか、そういう数があるんですが、側溝とかそういったことに関しては担当課にちょっとお願いすると、予算の関係とか危険度とかそういったことですぐにできないとか、逆にふたをしてしまえば、水が逆流してあふれてしまうよということもよく言われるんですが、そういったことをよく言われて、地元の方は、してくれない場合には、何回も上げないとしてくれんよということをよく言われるんですけども、今回、今までは7件か8件かと上げてるんですけども、そういった細かく決めて、どこかの箇所で、地区の座談会でもいいんですけども、こういった目につく要望というかそういったことについてはこの地区からこういった要望が今まで上がってるんですけども、地区をまたがるかもしれませんが、このことについては今後実施できますとか、そういった、そういうこと、そういう簡単なあれですが、それもいいんですが、今度の側溝は、ちょっと報告とか検証とかそういった場があってもいいのかなと思って、言われるのが、もう、してくれないと何回も、上げてください、上げてくださいと顔を見るたびに言われるもんですから、もうできないものはできないとか、まあちょっと待ってくださいとか、そういったところがちょっと回答の場が欲しいか

と思いますが、それについては、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 議員さんたちも地区の要望を受けて、いろいろとこちらのほうとお話するとき非常に予算がないということで、困られる部分もあろうかと思いますが、町としましても、できるだけそういう側溝のふた、そしてまたいろんな道路、環境整備、そちらのほうには融通したいというふうには思っています。

ただ、言われましたように、担当課長が話しましたように、非常に厳しい財政状況の中で優先順位をつけながら、そして地域のバランスを考えながら工事をやっております。

当初予算でも以前は担当課に全部お任せという形での予算配分でしたけども、今は箇所づけというような形で、限られた予算を執行するために、どこの場所をやるからこれだけの費用が要るから、これを優先順位として、じゃあこれ、つけますという感じでやっていますので、大体の、当初予算で見えてくる部分あろうかと思えます。

また、9月の補正で、また、今、言われる部分につきまして、また、できなかった部分をやっていくという形でその辺のことしの予定といたしますか、今年度の予定箇所というのは皆さん方に大体のところは報告ができたのかなと思いますので、そのあたりはまた担当課と協議しながら、どういう形で報告するか、検討させていただきたいと思えます。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 年内の予算とか、補正とかいろいろあるかと思えますので。というのは、2地区はご存じのとおり、自治公民館長さんが1年交代でかわるわけですし、そのたびに印鑑を改めてもらいに行くとか、過去に、これは前議員が上げたことだけでもということでお願いされる件もありますので、そういったことでもよろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入りますけども、上之菌池ですか、の利活用について、現在の利用状況と管理についてお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 上之菌の池の利活用ということでお伺いですが、ご承知のとおり上之菌池は谷地区にある2つのため池の一つということでございます。

一説に、1848年に築かれたものというふうになってるんですが、これ申しわけありませんが、ちょっと今、不安感がございます、大分もともとが古いものであるということには間違いないと思えます。ただ、近年の改修によってブロック積みを含んだ堤体を堤を持っておりまして、その上、今、町道として利用しておるところでございます。

昭和50年代の米満圃場整備によりパイプラインが整備されるまでは、その下流域3ヘクタールの水田の用水として利用されておりました。その後は、パイプラインの水量が少ない場合に補

給水としての役割を持っていたということでございます。平成17年度からその補給水についても利用されなくなり、現在では積極的な貯水というのは行っておりません。

ただし大雨時、上流からの雨水をためる調整池、その機能は残されているようでございます。

管理については、ここは、樺山土地改良区の担当というふうになっております。補給水としての利用もなくなったことから、堤防周辺の草刈りについてのみ地元役員の方がされていると話を聞いております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 今、課長がおっしゃられたとおり、管理については樺山土地改良区ということでありまして、私も、農地水保全団体ですか、多面的機能支払制度にちょっと名前があったんですけども、その役員としてこの2地区のため池の管理、草刈りとかしゅんせつとか、外来鳥の駆除とか、そういったことを代表と相談しながら進めているんですけども、いろいろ代表からこの上之菌の池についても聞かれます。これはどこが管理すつとよということで、今パイプラインが走っておりまして、その後水が必要でないということでありまして、どこが管理するんだらうかということでありまして、その上之菌の草刈りですけども、草刈りだけは地元の要望がありまして、道沿いを農地水のほうで年3回は行っているんですが、その池の利用についてはもう計画にも上がっておりません。

現地見てもらえばいいかと思いますが、水面に水草が生い茂って苦情があるということでありまして、土地改良というか農地水団体としては埋め立ててもいいんじゃないかということを行っていますけども、そうすると上流の排水工事が必要となるということで、仮に埋め立てて宅地とすれば眺めはいいんだがなということもあるんですが、この地区が土砂災害警戒地区になっておりまして、宅地化は無理だろうということで、ほかの利用ができないかということをおっしゃいます。

きのうも委員会のほうで、宮田池の上のほうのパークゴルフ場の池を埋め立てるということで視察に行ったんですけども、埋め立ても可能じゃないかなということで、管理ができなければ、埋め立てもいいんじゃないかということをおっしゃいますが、一方では地区座談会でもちょっと話が出たんですけども、飼料作の関係、WCSですか、の関係がありまして、今後、水がなくなるんじゃないかということをおっしゃいます。そのためにまた再び池の利活用が必要じゃないかということがおっしゃっていますが、じゃあ、そのためには今後どうしたらいいのかということが言われると思うんですけども、土地改良区の話によると、これは管轄外だということをおっしゃるんですが、前もちょっと触れたかもしれませんが、どっちが管理するんだということで協議になったようなことがあるかと思いますが、その件についていかがかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 環境悪化の改善も含んだ上でのご質問ということでございましょうけど、先ほども述べたとおり、管理自体は、樺山土地改良区というふうになっております。

ただ、今議員がおっしゃいました多面的機能支払交付金事業の樺山地域資源保存会ですね、この整備範囲にも入っております。両方とも兼ねているということから、今後の扱いについては樺山土地改良区あるいは樺山地域資源保存会と両方と検討協議していかなくてはならないと思っています。

というのも、今おっしゃったように、水の不足というのが十分今も考えられますので、いざちゅうときの貯水池という機能は、あるいは先ほどおっしゃっていましたが、あそこは、県の土石流災害危険箇所マップというところで行きますと土石流被害想定区域になっております。ですから、上からの土石流をあそこでとめて今埋まってきたんだろうというふうに思いますが、そういった意味からも完璧に埋め立てていくというのは今のところは考えていないところです。

今後は、水草とか悪臭の原因とかいうご質問もございましたので、保健所だったり環境水道課の環境保全係、そのあたりの専門機関の意見も聞きながら今後協議していきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） どこが関連するかということで、また改めて代表者と役場との協議になるかと思えますけども、この水草ですか、生活環境の改善についてはよろしく願いしたいと思えます。

次の質問に入りますけども、殿岡の生活改善センターの近年の利用状況、及び、今後も利用したいという意見があるんですが、これについては3月議会の委員会でちょっと話が出たと思うんですけど、どの程度お考えかご質問したいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 勝岡地区に設置してあります殿岡改善センターの利用状況及び今後の方向性についてのご質問ですけれども、担当課長のほうに回答させます。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 殿岡の生活改善センターですが、平成2年度に農村地域定住促進対策事業によって農村の生活改善に伴う実習会、講習会、定期講座などを実施する施設という形で設置されております。

それで、その近年の利用状況なんですが、平成23年度は195件の771名、平成24年度は226件の776名、平成25年度が220件の781名、そして昨年平成26年度は187件の652名の方々が利用されております。

利用の内容は、全ての年がそうなのですが、まあ、昨年でいきますとみそ加工が38件、麵つゆ製造が41件、タケノコの真空パックは、春に集中するんですが、77件というふうになっております。

今後の方向性であります、ご承知のとおり27年度の予約受け付けに関しましては12月いっぱいまでの受け付けということでとめております。平成28年1月から3月までの予約は受け付けてはいないところです。このことにつきましては殿岡生活改善センターの加工用設備のほとんどが平成2年度の建設当時の設備機械であると、で老朽化が見られると、で修理を重ねて使用していることなどがございます。中には現在ではもう修理用部品が入手困難になっているものもございます。そして中には、危険性を感じる部分があるのも一部はございます。修理不能となった場合には新規購入が必要な機械もあるということから、安全面からも今後の施設運営を協議する必要があるというふうに判断したところです。

今後ですが、継続あるいは拡充あるいは経営委託、そのどの形態にも対応できるよう、対応していけるように来年の1月から3月の3カ月間の使用について受け付けていないところでございます。

平成24年に改正されたんですが、事務事業の外部評価において農村婦人の生活改善の知識技術の習得という施設目標が現代にはもうマッチしてないんじゃないかという言葉もいただいておりますが、もっと見直しして拡充してほしいという声が多く聞かれております。広く加工施設として町民が利用できるようにしていただきたいと、あるいは農村婦人という制限を外し、町民に広く活用してもらおうようにできないかであるとか、そういう意見をいただいております。

町民全体が利用できる施設として見直す事業という形で評価されたところでございます。

よって、今年度は殿岡生活改善センターの今後の施設の運営について利用団体であるとか町民の皆さんのご意見を伺いながら、関係部署と協議を重ねて秋口から、当初予算の策定までには何とか結果を決めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 利用状況につきましてはここ四、五年ですか、600から700名の利用があるということで、結構使われているんじゃないかと思われるんですけども、利用者からいろいろご意見を聞くんですが、地元産の農産物を使って、みそとか麵つゆとか酢飯の具をつくって、まあ販売するのではなく、家庭で食したり、親戚にお裾分けをしたりするというようなことで、調理するこの場が癒しの場とか触れ合いの場になっているというようなことをよくお聞きします。

もしこの場が閉鎖されてしまうと、いろいろなつき合いもなくなるんじゃないかということをお慮されているんですけども、平成27年の予算を見ますと委託料として何十万か組んでありま

すが、施設も古いということも言われて維持費がかかると思いますが、こういった利用者が言うには会費というか使用料を少しでも上げてほしいから使いたいという意向が伝わってきます。先ほど言いましたように、触れ合いの場というかそういった場で生きがいの場ということがありますので、そういったこともまた踏まえて見直して、拡充とかいろいろあるかもしれませんが、できるだけ利用者の触れ合いの場として使っていただけるようにしていただければありがたいかなと思ひましてよろしくご検討のほど——秋口ということになりましたけども——お願いしながら次の質問に入りたいと思ひますのでお願いいたします。

次の質問ですけども、分館の利用になります、各地区の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） それでは、各地区の利用状況について説明します。

地区分館は地域住民の健康増進やコミュニティーの場として広く利用されているところであります。

ご質問の各地区分館の利用状況については、平成20年度から26年度までの3年間の平均利用状況を報告させていただきます。第1地区分館743団体1万2,124人、第2地区分館96団体1,485人、第3地区分館512団体6,729人、第4地区分館96団体2,928人、第5地区分館95団体1,720人、第6地区分館906団体1万5,704人、第7地区分館564団体8,647人、第8地区分館728団体9,616人、第9地区分館553団体6,161人となっております。

以上です。ちょっとお待ちください。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 堀内です。課長から答弁ありましたように、1地区分館の順につきましては700数団体の1万人以上ということによろしいですか。こういったように1地区分館につきましては、ほかの分館より利用が多いということが言えるかと思ひます。

というのは、町の中央部にあるということ、あと駐車場も広いということが言えるかと思ひますが、私もスポーツ少年団のとき、この施設を使わせていただきました。100名ぐらい集まったんですけども、各地から集まりやすいということで、先ほど言いました駐車場が広いということで、そういった経緯があつて1地区分館は利用が多いかということが言えるかと思ひますが、次の質問にもなりますけども、これらの状況から貸し出す際に言われるのが、第3日曜日は休館日ですということを言われるんですけども、この状況から1地区分館の利用についてですけども、利便性を図るために3月、4月は、いろいろな総会とかいろんな団体が使うかと思ひますが、そのために休館日をなくすか、振りかえることも考えられるかもしれませんが、そういうことはできないかお聞きいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 1 地区分館の利用につきまして3月、4月の休館日をなくすことはできないかというご質問についてですが、本町では三股町公民館運営管理規則第3条に休館日に関する規定があり、12月29日から翌年の1月3日までと毎月第3日曜日を休館日に定めています。毎月第3日曜日を休館日としている理由については、宮崎県では当該日を家庭の日として定め、青少年の健全な育成に関し、家庭の役割を深めるため、公共施設の利用を制限しています。そうすることで子供たちを対象にした行事等を抑制し、家族が温かい心の触れ合いを持ち、明るく楽しく一家団らんで過ごす契機となるからです。

なお、三股町公民館運営管理規則第3条の中にただし書きで、特に必要があると認めるときは変更することができる」と規定していますので、公の団体が第3日曜日にしか催し等を開催できないとする場合に限り休館日における公民館使用許可申請書を提出してもらい、その内容等を教育委員会で審査して妥当であると認めた場合において許可しているところであります。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 課長がおっしゃるとおり休館日であっても申請によっては使えるということでもありますけども、何のための休館日かということをいろいろ考えたんですけども、施設の点検を行ってるのかなと思ったら、第3日曜日は家庭の日だから休館日ということ、あとは管理人さんの負担のこともあるのかなと思いますけれども、実はある団体でことしの4月、総会をやるということで利用したいということの相談があって、担当課のほうにも4月の第3日曜日、押さえてくださいということをお願いしたということですけども、担当課のほうは、頼んだほうが休館日が使えるということを知らなくて、休みでとれませんということを言われたそうです。

ことしは特に統一地方選挙がありまして、その第1地区分館が投票所となってるんですか、そのために、一応カレンダーを持ってきたんですけど、第2週の日曜日が県議会の選挙、最終第4が町議会選の投票日ということで使えない、19日の第3の休館日も使えないという、申請は別ですけども、使えない日が3回続くんです。そのために仕方なく第1の日曜日にしたということで、第1日曜日というのはどっちかといういろんな行事が重なるところでありまして、私もいろいろ行事が重なるとるんですが、その団体の会議には出まして大変忙しい思いをしたんですけども、できればこういう利用者が、まあ、1万人以上いるということでもありますので、第3、3月、4月を含めて第3の日曜日をなくすことはできない場合は振りかえる、休館日を申請によって使い回しを、使い回してしまえば何のための休館日かということが言えますので、そういった件を利用者の立場に立って配慮できないかなということをお聞きしたいんですがいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 26年度の実績では、4月に1団体、三股小PTA総会ということで休館日に借りている事例がありますので、できればそういうことを、借りに来られたときに説明して、公の機関の、公というか、そういうときには借りられますということをできるだけ説明したいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 堀内君。

○議員（5番 堀内 義郎君） 何のための休館日かということもありますので、そういった振りかえができればそういったことも一つの提案かと思っておりますので、よろしく検討しながら今回の質問にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福永 廣文君） ここで午後1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時08分休憩

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ここで報告をいたします。

平成27年6月12日付で三股町選挙管理委員会委員長の本会議への出席は、選挙管理委員会委員長及び職務代理者は病気療養中のため、出席代理文書を受理しております。

報告終わります。

発言順位4番、重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） 二、三日前からですね、選挙管理委員第一問質問相手といたしました選挙管理委員長の出席がかなわないと。事前に少しはあったんですけど、まさか選挙管理委員会の副になりますかね、間世田さんも病気というようなことで、4名の選挙管理委員会の委員のうち2人はどうしても出席できないと。今、議長からの報告ありましたけれども。

我々議員は、1年に4回だけですね、定例会という中で、発言の機会を与えられております。一般質問という形であります。こういうふうになると、我々4月の選挙において、この選挙管理委員会制度について質問しようとする私のこの質問は、委員長に対しての選挙管理委員会での協議事項とかそういう内容についてであります。

当然、この私の質問に対して答弁を選挙管理委員事務局長が代理で行われると思いますが、しかし、このように発言の機会が少ない、4回しか年に行えない中において、代理者がいないような選挙管理委員会、そして制度。一体、この質問をどのように選挙管理委員会は協議されたのか、

しっかりと……。

病気にはそりゃかなわないことはわかっています。じゃあ、4名の委員のうち委員長、副委員長、それからあと2名おられるはずですね、この人たちは、このような簡単な質問に答えられないのか。委員として、役目として。三股町の有権者数約2万です。

私たちは4年に1回の選挙ですが、このあり方については、私は、相当前々回、また数ある中において質疑をします。もう少し、議員の質問の……。

真剣に私は、町民の負託を受けた上での内容を持って質問するわけでありまして。町長部局と違った選挙管理委員会ではありますが、議員の立場として本当に、じゃあ、代理者であるきょうの総務課長ですね、事務局長が責任ある答弁で、もし疑義が生じた場合も責任もとられるということで、きょうの答弁だと、当然、私はそう受けとめて質問をさせていただきたいと思います。

私は、ここに東京の選挙の関係の資料であります、ご存じのとおり質問事項が1番から4番までありますが、質問の要旨ですね、大きな質問事項の大枠については、選挙についてでありますので大枠を総しながら、壇上での中で。

約、東京都は選挙経費が、皆さんもう承知だと思いますが47億円、1回の選挙でかかっておるといふことでもあります。そして、対象者は有権者数が1,200万人。あ、人口1,200万の有権者が1,000万ですな。約1,000万ですね。そのような中において、投票率が最低でも43%、過去の例ですね。

当町においてはどうかでしょうか。人口、有権者数約2万。当日、この前の町議選で見えられた人。県の統計で投票率、宮崎市に次ぐワースト2位です。こういう実態を抱えながら、私の一般質問に答えできないようなところであれば、しっかりと町長部局においては、この選管におかれる4名のうち2人が病気で入院している現状においては、早急に対策を打つべき課題ではないかな。

また、それに応じてきょうも、これで2回目ですかね。私の質問に総務課長が、選挙管理委員事務局長として答弁されるのは。

一体私の質問は、それで十分答えられるというふうに思われておるのかなあとすると、私の質問が大したことないのかなというふうに思われると残念ですが。大したことがあるのかどうか、また私の質問自体と思いますが。

現在、町田胤夫さんが委員長、そして間世田和文委員、岩元安子委員、馬渡豊子委員、それから事務として大脇哲朗書記長、黒木孝幸書記、その他2人事務局のほうとして4名おられますね。このような中において、代理者選挙管理委員会の補充定員とかいうのも議会の中で選出しておりますよね。多分、8名全員で。4名が正式な選挙管理委員会、そして補充定員としてまだ4名だったときに記憶しております。

早急に、できることはしていただきたい。

私はそのように申し上げ、病気をなされている町田委員長には大変、全快をされることを思いますが、当日においてどうしてもこのような議会は、三股町民から負託された議員が「こういう問題について、こういうことについて行政当局に訴えてくれ」そして、いろんなことの流れがあるはずで、「その義務に耐えられない。その義務に自分はこうだ」というのであれば、やっぱりそこ辺たいはしっかりと助言なりするなり、三股町民有権者数2万人もおるわけですから。

この選挙においても明治のころには、起源を言えば、ある程度の税金を納めた人、それから成人男子の20、何歳ですか、8歳ですか。限られた人たちだけしか、そして投票できなかったわけです。戦後において、男女平等の中で、一般の人たちにも投票の権利は与えられたわけです。しっかりと、その辺たい、まず政治はどっからか。その辺たいの原点がいいかげんになっているのかなと、私は感じるものです。

そして、町長部局から離れた選挙管理委員会といえど、しっかりとした総体的な管理を監視を怠っているのかなあと、一言苦言を申し上げさせてもらいまして、選挙についての質問は質問席からいたします。

第1番目は、投票率の低下についての対策ということでの質問であります。よろしくお願ひ申し上げます。

以上。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まずは、ただいま議員が言われましたとおり、議員が言われましたじゃなくて、申しわけありません、議長が言われたとおり、委員長のほうに本日の一般質問の答弁に出席を要請されておりましたけれども、委員長が入院中のございまして職務代理者ということで、間世田委員が職務代理者でございますけれども、お願いしていたところでございます。

町田委員長、職務代理者につきましても、先週ですかね、緊急に入院ということで、今入院中でございます。そういうこともあって、本日出席できないことをご理解をまずはいただきたいというふうに思っております。

それでは、質問の内容につきまして答弁させていただきます。

選挙の投票率の低下は、本町に限らず全国的な問題となっております、どこの自治体においても投票率の向上のための対策に懸命に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、選挙に行かない理由として「選挙に行くのが面倒くさい」「政治に興味が無い」「政治がわからない」「投票しても何も変わらない」「候補者を知らない」などという意見も、依然として数多く上げられているところでございます。

また、来年夏の参議院選挙からは選挙権年齢が18歳に引き下げられることから、投票率のさ

らなる低下が予想され、若者の選挙対策について重点的に取り組むことが重要な課題となっております。

このような状況の中、投票率向上のための特効薬的な対策はなかなか見当たらない状況がありますが、選挙啓発の強化や政治・選挙に興味を持たせる教育を地道に取り組むことが重要であると考えております。

また、選挙率向上には投票しやすい環境の整備も重要とされていることから、公正の確保や不正の防止を図った上でICT等の効率的な活用により、有権者の負担軽減策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

具体的には、今、国のほうで投票環境の向上方策等に関する研究会というところが立ち上がっております。そちらのほうで内容を協議されているところでございます。現在はまだ中間報告の段階でございます。

この研究会の最終報告に従って、市町村の取り組み方を考えていこうということでございます。

以上、1番目につきまして回答いたします。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 一般質問をすると、今度は議会広報誌のために一般質問答弁要旨というのをもらいますね。投票率の低下についてする対策というのも答弁書の内容はほとんど変わりませんね。そして、投票率低下の対策。私はその次の質問事項の中に、2番目に選挙執行経費の公表というのも加味さして質問いたします。

いいですか。先ほど、東京都は、43億円と言いました。47……まあ、いいですか。そして、東京都が約1,000万の有権者とします。1人当たりの選挙経費がかかるのは、約43億にすると430円の概算になります。当町では、1人頭、概算でいいです。選挙執行総体経費、町議選があったばかりで総体がわかっていると思います。

人口を有権者2万で割ったら、東京都と比べて幾らになりますか。（発言する者あり）

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） はい、済いません。

前回の参議院選挙の数字が出ておりました、こちらのほうが956万9,000円でございます。これを2万人という有権者で割るとですね、450円……（笑声）500円くらいですか。（「2万人割る、500円……」と呼ぶ者あり）500円。

ちなみに今のは参議院ですね。衆議院につきましては……。いいですか、800円。（「概算でいい」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 質問の要旨の中にちょっとひねったものですから、すぐ即答を求

めたのも大変失礼しました。

じゃあ、2番目の選挙執行経費の公表、これは基本的に言えば私が各職員の手当で、職員手当じゃなくて選挙管理執行事務経費、一人一人のあれを出していただいたとき、その当時に、総額250万円ばかりの総額になったかなと思っていますが、そこに書いてあるとおり、今回町議選が出てれば町議選の結果について報告、もしくは町議選がまだ出てないのであれば、前回の日当支給最高額、最低額、そして各投票所の別経費等も求めます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙執行経費の公表ということで、まずは日当支給最高額、最低額というところがございます。

ことし4月26日執行の町議会議員選挙におけます職員の選挙事務従事手当の最高額は、午前5時半から午後9時15分まで16時間勤務した者が、3万5,200円でございます。それから最低額が、最低額はもう少し短い人間もいますし、例えば私も最低額の中に入るとは思いますけれども、一般的な最低額の方が、午前6時半から午後6時30分までということで12時間勤務した者が、2万6,400円でございます。

それから、各投票所別の経費額ということでございます。各投票所ということで質問がございませけれども、全ての投票所において投票管理者がお一人、それから立会人がお二人、事務従事者が5人と同じ数字でございまして、報酬手当につきましてはどこの投票所も1投票所当たり17万1,500円でございます。投票所におけるですね。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） その表題にありますように、公表ですよ。

結局は、町で行ったものは町で、すぐ、幾ら払ったとかそういうのはもう出るわけですから。ちなみに、この最高額が前回は4万2,000円何ぼの人がおられました。今回は、3万5,000円が最高だと、で最低が2万6,000円と。で、この中で占める割合は、2万6,000円もらっている人が一番多いわけですよ。全部で11カ所ですから、これの2万6,000円を支給された人は、約、10を掛ければ、5人おれば50人か。50人を対象とした人数になると思うんですね。

なぜ、お金のことを、私は質問したかということ、まず行財政改革において投票所を削減して最初60万、経費節減につながりましたということでありました。

基本的に、今回、そのときには各投票所職員の方々5人、民間の方々が5人、総勢10人のスタッフと、1カ所ですね、平均的に、それで出されておると。そして、金額がこのように経費削減につながったと。で、私も、経費削減と言われたところでひっかかったのは、衆議院——国の選挙ですね、それから県議会議員に至るまで全て県費、国費の負担ですね。で、そこも加味されて

経費削減につながったという論法でしょうか、お尋ねします。経費削減の本……基本的の。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） はい。国・県からの選挙に関する委託金は、例えば投票所の数とか、有権者の数とか、それから看板にかかった経費とか、例えばガソリン代とかですね、そういう、人件費も含めたところで、うちのほうの算定基礎により、国・県のほうで判断されて委託料が決定されているところでございます。

投票所の多い、少ないには、若干影響はありますけれども、基本的にはそう変わらないというふうに考えております。

ですから、その中で人件費が占めるところは選挙によって、例えば国政選挙であれば国民審査までございますのでそこまで人をかけなきゃいけないですし、どうしても開票までも時間がかかるというところで、人件費は全体的には多くなると。

町長選挙とか、町議会選挙という形になりますと投票用紙1枚というところで、投票所の運営につきましても人はそんなかけなくてもいいですし、投開票時間も早く済むというところで人件費的には少なくなると。

で、特に今言われたように国・県につきましては、総額そんなに変わらないと思います。投票所が多い少ないです。

ただ、当時行政改革の中で出てきたのは、町内におけるというところで、町費の削減ですね。ですから、町長選挙とかそれから農業委員の選挙、町議会選挙において投票所を削減することによって効果があるという話であって、県政・国政の選挙については、さほどは変わらないと。投票所で見るとはですけども、さほどは変わらないというところをご理解いただきたい。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 効果という話は、結局は、町の町議会選挙、町長選のように、これは町の税金でやらないかんから削減効果があった話は伺えます。

国政選挙、県の選挙、100%、向こうから算定してこちらから請求すれば100%いただける金ですよ。そこに、100%いただける金のことは、この、結局は削減したことによってもえなくなったことはどのようにお考えですか。関係ないですか。

結局は、国・県から、いけば当たり前のことをして、昭和、町制、23年施行から町議選18名、それから投票所、その中での経緯はずっと、平成のこの時代になるまで変わらなかったはずですよ。急に行財政改革の中の一環だと。で、それは国から指摘が、その選挙の投票所の箇所が多いとか、それ指摘があったのかどうか一つ。

もう一つは、会計監査、会検ですよ。それから、その会計、国のほうは、指摘している事項は、今改革された投票所の削減、これを会検の中で言うておられるかどうか。その質問します。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 会計検査ですよ。こちらのほうで、そういう指摘があったかというのうちのほうでは把握しておりませんし、聞いておりません。

ただ、まあ、先々週でしたか、会計検査がうちにも入りました。で、この衆議院選挙、参議院選挙を調べられました。指摘されたものは、何もございませんでした。はい。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それはおかしいなあ。

財政改革行っていますよ。こうやって、削減効果がありましたよ。会計さん、市町村あれとしては頑張っておりますよというぐらい褒められても、ちゅうぐらい褒められてもいいんじゃないですか。会検はして、削減しようが何だろうが大たいした効果もなかったとかちゅうような見方も、僕から言わせれば、要するに私は質問のあれは、国から指摘されている事項は人件費がかかり過ぎているというのが、指摘、国からのあれはされてると思うんですよ、選挙、中に。

それで前は、投票管理者の人数1カ所当たり10人おったのが今回8人でおりますよね。私が行ったところの6地区で8人でした。少なくされているなあ、努力されているなあと思います。

ただ、いかんせん、選挙管理委員会がその経済効果を求めているのかなあと思うと、誰も思っていないんですよ。一番肝心なのは、投票率ですよ。ずうっと下がっておりますね。

結局、私が質問するために、主要因は見つけれないと。

先ほど、答弁の中に、現在の若者が行かない。何が行かないんだ。しかし、東京都民だって1,000万人を対象とした選挙の体制を組んでいるところあるんですよ。そこにも、もうすぐ、そこで記録した43%に追いつくようなこの勢いですよ。

たった2万人の有権者、当日有効者は1万ですよ。それでも、43%ちゃ、よっぽどの原因があつとじゃないですか。

私らが、簡単に言やあ昔の10、昔の投票区に戻すべきですよ。

そして、次の質問の中にも入りますが。投票所経費削減にはつながってる。最高、3万5,000円、前回は4万2,000円ですので最高者においては7,000円ぐらい賃金という枠で払っておられるんですけどね。経費削減に努めとるちゅう数字はわかりました。

続きまして、3番目の期日前投票所の削減経過。aという題字で決定までの議事、それからそれにおけるb町民への周知義務。

これをなぜ上げているかということ、まず私が、町議会の選挙の2週間前、期日前投票所が行われる地域の前目、餅原、田上、この3カ所の人たちの地域に期日前投票所の場所が変わりました。三股駅ステーションで、くいまーるバスが回って無料ですので、そこで行ってください。買い物近くて便利でしょうという案内がありました。こう、赤白の。

ほう、2週間前に。しかし、まだ県議選が行われている最中なんですよね。これは、すべからく、この選挙は公平でなければならぬはずですよ。ある、途端にルールを変えられて、衆議院、12月にありました選挙においては期日前投票所、確実に3投票所ともありました。この適用は、町会議員にだけ適用するような話になってますが、それも含めて、なぜこの期日前投票所削減経過、決定までの議事について答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 期日前投票所と今言われましたけれども、出張所という取り扱いで結構ですかね。いいですかね。出張所。

期日前投票所の出張所につきましては、当初平成22年度及び23年度の選挙を対象に田上、大野、前目、餅原の4自治公民館を試行という形で設置しました。大野はですね、その後2年間を経過してうちのほうから投票率が余り上がっていませんという説明をさせていただいたら、大野のほうはもう出張所については設置しなくてもいいですということで、この時点で残り3自治公民館にもお話をしたんですけれども、試行期間の延長ということで望まれまして24年度以降3年間設置したところでございます。

一つの目標としては、一回りするまでというところで話をしたんですけれども、4年間ですね、試行じゃ2年じゃなくて、4年間にしてみましようというところでしたんですけれども、結果としては5年間になったと。

しかしながら、先ほども言いましたけれども、出張所で投票する方が年々減少しております。こういうこともあって、効率的・効果的な運用が困難となっていることから出張所については、一つの自治公民館を対象とした投票所ではなく、今議員が言われたように全町民が投票できる投票所を設置することを選挙管理委員会で決定したところでございます。

周知でございます。

町民への周知につきましては、これまで出張所を設置していた自治公民館への説明ということで館長宅を訪問いたしまして、餅原それから田上、前目のところでこういう説明をしたところでございます。

今言われたように4月15日付の回覧ということで、実際は13、14で回していただいております。こちらのほうで、全世帯に周知したところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私はここに27年3月2日三股町管理委員会議事録というのを持っております。27年3月2日11時役場2階の応接室にて、参加者が町田胤夫ほか8名ですね。議案については、選挙人名簿の登録について委員による承認。選挙人名簿の末梢について、直接請求の必要数において委員による承認。その他、期日前出張所について議論されております。

まず、こういう話し合いがあったかどうかの確認をします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙管理委員会において、議題といたしました。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、この質疑応答の中に「委員会にて提案する。次回選挙では期日前投票所を設置しない方向で、地区公民館に説明済み」という議事録が残っています。

質疑応答「開設時間や対象者がどのようになるのか」、「対象者は投票権者全てであるが、仕事帰りの人たちにも投票できるように考えたい。時間はこれから検討する」で、「場所はどのあたりを検討しているのか」との問いに答えは「無線を使うために電波の状況にもよる。幾つかの場所を検討し、現場調査をした上で決定することになる」、質問「いつから実施するのか」、答え「県議会議員選挙は、現在のところ無投票の可能性が高いため町議選から実施する方向で検討している」。

このような内容で間違いありませんかね。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議事録にそのような形で残っておりますので、そのとおりでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 非常に、こういういいかげんな話をしてもらうと、町議選に立候補した人たちの結果を見ると、大差なく100票、50票、10票、5票、1票ですよ。

要するに、期日前をしたことによる投票所の移設を決定されたことが、周知のほうにおいては2週間前にされている。それも、全戸数に、このようになりましたとは言っていない。前目、田上、餅原、この3地区だけ配っておりますよね。

そして公民館長は、3月にここで決定されております。4月においては新たな公民館長になられた地区がありますよね。

もう一つ、我々が投票所と選挙の説明会、議員の説明会においてもこのことは一言も触れられていない。なぜ、その場で、ここの決定がなかったとはいえ、協議がもうなされているのであれば事前通知というものもあるはずですよ。なぜそのときにされなかったのか、経緯を選挙管理委員長としてお答えください。これは大変な問題ですよ。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まずは回覧でございますけれども、こちらは全戸配布でございます。3集落に限った対応ではございません。全集落に回したというところでございます。

それから館長の、私の説明が悪かったんですけども、館長への説明済みというのは前年度の

館長には説明済みということで、今の今年度の館長さんではなく、前年度の館長に説明をしましてというところで説明済みと、議事録に残っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） よろしいでしょうか。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 前にもちょっと話したことがありますけれども、出張所の設置については、議案という形で協議をいたします。廃止という、だから、言葉というのはなくて、期日前投票所をどこにしますよと。それから、当日の投票所はどこにします、と、今回の場合は、期日前投票所の出張所をどこにしますよ、というのは、選挙管理委員会の議案として取り扱います。

ですから、そういう形で……。だから廃止というものは、議案としては出てこない。新たな場所、今回の場合は、駅舎では実施しますよというのを協議はしたと。3集落について、廃止しますよというのは、議案として協議したわけではございません。議案としてですね。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、町田胤夫委員長に電話を入れました。夜分といっても8時前後でしたが、奥さんが出られて、「今、風呂に入っております」ということでした。ほいで、改めてまたかけ直しました。で、「委員長、ちょっとわからんとやけどなあ。何で、この2週間前になった話は」、この選挙管理委員の4名のこの方々ですね、「間世田さん、岩元さん、馬渡さんから出たあれですか。移動した投票設置場所、協議されたんでしょ」ちて、質問しました。

いいですか。「誰が、このような起案をされたんですか。町田さん、選挙管理委員会の誰の委員会からされましたか」という質問をしました。いわく、彼が、「いやあ、行ったらそういう案件が上がってきたもんだから、もう皆さんは承知の上だと思ったから賛成したんですよ」て。「審議時間はどのくらいでしたか」て、「はあ」ち言やいわけですなあ。

我々議員にとっては、こんなふう決定された事項の中身を読むと、議事録やら……。もう少し丁寧な審議と、そしてこれを決定するに当たってはもう少し慎重な決定でなけりゃあ、これはおかしいじゃないですか。国会議員選挙のときには、適用しない。国会議員のときには、もう無投票やから、そのときにでもまだ集中すりゃあ三股町は都城と違って県議選は単独ですから、期日前投票所が変更になりましたでもいいじゃないですか、そのときにまた議員の説明会もあったわけですから。

なぜ、その議員の説明会のときにも前触れとかには前触れちゅう言葉は何ちゅうのかな。まあ、事前に、こういう方向に来るかもしれませんとか、それはあつてしかるべきであつて、このような、町会議員に当てはめて、国会議員は現在のところ無投票の可能性が高いために、予知したんじゃないですか、あなたたちは、これは。

選挙管理委員会で、国会議員選挙は現在のところ無投票の可能性が高いため、町議選から実施する方向で検討している。そりゃ、検討はいいですよ。ただ、公平性が保てるんですか。同一町

内である選挙において。

ルール変更ですよ。「9回の裏に、ツアーアウトでもうチェンジですよ」ちゅうな、ルール変更ですよ。9回スリーアウトまで、最後までするのが公平なルールじゃないんですか。それを選挙管理委員会が公平なうんだもって、選挙を施行する選挙管理委員会の姿勢じゃないんですか。

急に、衆議院選挙と町会議員選挙とルールが違っていいんですか。たった2週間前に。それが、大変な、私は、ルール違反だし、選挙管理委員会が決定すべきこの協議事項の中でも、大変なミスじゃないんですか。その点について、選挙管理委員長の立場を超えて、議事の内容。そしてジュー……。この起案は誰がされたんですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙が近くなると、こういう出張所、期日前投票所の出張所ですね、この取り扱いについては常に議題としております。

そういう中で、地区のこの3集落の公民館長につきましても、いつ取りやめるという話を相談はしております。ただなかなか、先ほども言いましたけれども結果として5年間その場所で実施してきたという経緯がございまして、それまでも事あるたびに館長と話をしているところでもございました。（「なぜ、協議会の説明のときには、このことを言われなかったの、理由は、選挙管理委員長として。2人、説明しちゃったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） はい。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私が周知徹底のところで話を持っているか。協議会の議員になっておられます説明会がありましたね。このことについては、なぜ触れなかったのかという質問を先ほどからしてますけど。答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） そのときにはそういう説明をすること自体を考えておりませんでした。実際の話ですね。（「はあ。考えていない」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 事前に選挙管理委員長と委員会ではここまで下地ができちよって、なぜ立候補説明会のときにいろんな説明をされた中に、期日前投票の場所が変わりますよと、なぜ言われなかった。もう一回説明をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどもお話ししましたけれども、廃止の話はしないということで、設置の話しかしませんということですね。そして……（発言する者あり）この発言が適切かどうかわかりませんが、私は重久議員個人にはかなり前からこの話をしているつもりでございます。そして、大変喜んでいらっしやったのを覚えております。（発言する者あり）はい。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今回の答弁は、私の個人としてのあれとしてはとんでもない発言だと。もう一回ですよ。私に事前に説明をした。じゃ、私だけですか。（「そう」と呼ぶ者あり）ほう。（発言する者あり）まあ、宮日新聞とひとつこっじゃな。おまえどんのは。

当選しても自分の顔写真も出すなど、わざわざ電話をして、そんな、当選した喜びを町民に伝えるのは当たり前の話よ。わざわざ紙面を使って、「本人の申し出により載せません」。あなたの答弁は、「事前から「自分の期日前投票であり、移動しますよ」と相談をしてました」て。前目のと。私はある程度、自分のこと言うとおれだけでも、餅原にも田上にも支持者がおりますよ。そして、この投票所なくなったら、田上のところも餅原の人、行かんと、から投票所に行かんちゅう。そこまでなってますよ。それもグループで、老人クラブの人たちは。多分その声を聞かれてないと思うな。

大脇事務局長としては、現場の声を。私たちどま、選挙戦がありました。回りました。

わざわざ駅前ずっ。なんならバスにおまえもただじゃ、ただじゃちゅたって、行かんないかな、本当。誰がために行つとなの。もうちょっと町民の利便性、サービスをして当たり前じゃないですか。前にあったまんま、そのまま置いちゃけば。

私はあなたと話をして、私が記憶にあるのは、投票所なくなったのは仕方ないと、終日あけておくのは。しかし、期日を指定して何日と何日で移動投票所とかそういうのは、だけでも残してくれと。その話だけは私はしたほうが。それを簡単に期日にも移動しますよ、なくしますよというような方向の話をしたことは一切ない。その答弁を、私は打ち消してほしい。私は、あなたと話をした記憶はないから。その質問します。

とんでもないことだ。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） ご本人がそう言われるんですから、私のほうのそりゃあ勘違いだったということでもよろしく願います。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） そうでしょう。自分が当初、こげなこつ何で了解済みで、本当だまし討ちしよるな話じゃないですか、あなたの言うことは。ここでさえ。僕は知らんとよ、ほら、3月の2日付の県議会議員のところの投票の可能性が高いため町議選から実施する方法って。それは県議選も町議選も同じルールでしてくださいよ。ましてや衆議院のときにはあったんですよ。どうしてそうなってんのかな。

ここに、ちょっと角度が違うかもしれませんが、市町村合併に関するアンケートで地域別にいろいろあった中で、今後三股町はどのように対応する気かという質問事項がアンケートの中

にあります。平成17年3月までに合併は必要であるという答えが、27.86%、いずれ合併せざるを得ない40.71%。要するにタイヤクすると、三股町が合併したくないというのが3、合併すべきちゅうのが3、わからんというのが3という大別の中で、我々議会それから町長、自主自立の道を選びました。そのときには、意見が分かれておりました。しかしそれが政治ですね。そのとき、都城市より小さい、17万に対して今2万5,000ですよ。でも、我々自分たちの町は自分たちでルールをつくったりして、自分たちの町をつくっていこうというそういう議会、それから行政でした。

何ですか、投票所を開設臨時をしたのを、投票者が少ねっ。少ねかれや廃止、私たちが合併したかったときは一体、そういう基本的に小さいところに、都城よか小さいじゃないですか、三股町は。でも、自分たちのところは自分たちでしっかりしたルールをつくったり、平等にしっかりみんなと協働してやっていこうという、そこの柱だったはずですよ。経済効果を求めて、たった60万かそこらのことで投票所を4カ所も閉鎖して、投票率は下がったまんま。何ですか、このざま。

しっかりと委員会に説明を求めて、これをすれば、本当に選挙管理委員会まで年俸が十四、五万ですか、大変なあれで、一般質問どん重久がすつとにわざわざ出っきてことは答弁ぬしち……。もう80ですかね、町田さんは。大変だと思いますよ。役職を……。任命をするときには、やっぱり選考やら何やらしっかりと考えていただきたい。残念でたまりませんよ。自主自立で町づくりで一生懸命頑張って、三股町の声が自分たちの町を自分たちで行政としてやっていけるという中で、私は一生懸命議員として取り組んできた結果が、言ったの言わんのの話まで持ち出された、とんでもない（聴取不能）になっております。

ということで、あんまり時間がないので、（聴取不能）というのは言わんつもりです。

本日は、続きまして、2番目の質問にかえさせていただきます。失礼、ごめんなさい、訂正。最後の投票締切時刻の根拠、結局は、今6時で閉めております。8時まで都城やっております。この質問、答弁願います。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 投票時間につきましては、公職選挙法第40条において、午前7時から午後8時までと定められておりますが、ただし書きで、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別な事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内で繰り上げもしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができることあり、投票所の開閉時刻は市町村選挙管理委員会の判断とされております。

本町においては、投票所を閉じる時刻について平成18年度の町長選挙から午後6時までとし

ているところであり、その理由、特段の、特別の事情ということになりますけれども、期日前投票の実施、それから選挙結果の早期公表、それから投票管理者・投票立会人の確保困難である等々の理由としているところでございます。

こちらにつきましては、県の選管のほうにも同じような形で届け出をしているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。

それが根拠ですね。

じゃあ、都城は8時までやってる根拠は崩れます。いかがですか。都城8時までやってるんですよね。なぜやってると判断されますか。見解。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 都城のほうに確認をしたことはございませんけれども、県内の状況を先に言いますと、8時までやってるところが宮崎、都城、延岡市でございます。午後7時までとしてるところが、日向、門川の1市1町でございます。ほかの市町村においては、午後6時ということで、それぞれの選挙管理委員会が判断されているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 判断されるのはいいけど、結果が伴ってないじゃないですか。結果責任はだれがとるんですか。判断はいいですよ。結果が出たのじゃないですか、宮崎市についてワースト。こういう数字がちゃんと出てるにもかかわらず、根拠、その中身を聞いても、納得しない根拠ですね。もう一回、なぜかですよ、8時までできない理由、もう一回教えてください。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 期日前投票の実施、選挙結果の早期公表、投票管理者、投票立会人の確保困難ということで県のほうに出させていただいております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 違いますよ。根拠は、離島における投票所で、8時までに投票したんじゃ、その離島から船で本島にまで持っていく、開票時間が遅くなるから、それに限ってだけは時間を短縮していいんですよ、根拠は。それ以外は、根拠として、選挙法で私は見たことがない。その、私のこの根拠についてはいかがですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） もちろんそういう事情もあると思われましてけれども、現にこれを国のほう、県のほうでも受理されておりますので、この理由が通ってるということでご理解願いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 理由が通ってるじゃなくて、地方自治においてその地域が決めれば、決めたことに従わざるを得ないんですよ。でしょう。私たちは、じゃ、ダッタ結果で、向こうが従ったんじゃないんですか。向こうが逆に、三股町で決めたことですから口出ししません、できません、が、地方自治法義務で確立された柱ですよ。それだけ地方がしっかりして、行政がしっかりして、議会がしっかりして、地方自治をやっぺいこうと、地方の政治を頑張っぺいこうと、それが柱じゃないですか。それを自分たちで6時だ、決めた、国に上げたら、それでよかつたって。違うんですよ。話が逆なんですよ。

都城が8時まで頑張ってるんだったら、皆さん、その人員の確保ができないっぺいいうんだったら、前にも言いましたとおり、いろんな団体さんとか、1日日当を2万ぐらくれてやる日当だたら、私は、100人の全員を公募されたら、いると思いますけど、いかがですか。その点については何度もやってますけど。もう一回。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 現在、投票管理者においては、役場の職員が投票管理者をやっぺおります。立ち会いについて、地元のほうにお願いをしているところがございますけれども、なかなか人選にも苦慮されている状況でございます、そういう面からも6時までというのは、一つの理由として成り立つのかなというふうには思っぺしております。

○議長（福永 廣文君） 重久議員。

○議員（9番 重久 邦仁君） 100人前後の人員が確保されない。それでは、選挙法に立ち会える人たちのあれで、公務員は立ち会えないということで、選挙法で明記されてますね。そこを、日曜出勤だからといって、組合の方と相談して、そして期日前投票その他いろんなところで、公務員の方が管理者になっておりますよね。組合と話をされてますよね。で、賃金も同一価格で2万7,000円、先ほど2万6,000円と言いましたけど、賃金の査定で、前も言ったけども、矛盾があるんですわね。そこに職務したときに係長か、まあ、そういう話の説明する。組合とは、どういうふうな話になっているんですか、組合側と。組合との協定ですよ。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 組合の協定というのはございません。組合への協力依頼という形で文書を差し上げるだけです。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 本来、組合は選挙活動に従事してもいいんですか。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 選挙活動ではなくて、選挙事務の話ですので、事務には従事いたし

ます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それは選挙管理委員長が事務委託としてするからですよ。その委託の証明がありますか。ちゃんと任命する、そういうのをやっていますか、正式に。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。（発言する者あり）

○総務課長（大脇 哲朗君） はい、委嘱状を出しております。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） しっかりとした、私は、何かもう、質問の中にあやふやなところは徹底してもっていこうと思います。

大体8時まで都城が頑張ってることだったら、行政も8時まで頑張ってくださいよ。そういうふうな行政じゃなくて、選挙事務も。

結局は、十何票の差で当落が決まる、しのぎを削って一生懸命やってる、4年に1回の選挙といえど。

来年は、今度は参議院選挙がありますよ。確定されたものの統一地方選挙ですよ。事前にわかっていることだったら、わかっているようにやってくださいよ。あしたはわからんちゅうような投票じゃなかったはずですよ、今度の投票日は。まだ、次回にまた説明。せつかく。また委員会でも、この選挙管理委員会のあり方については、委員会のほうでもんでほしいと思いますが、そんな別として、次の質問に行きたいと思います。

本日は2番目の通告しておきました、通学路の安全対策についてであります。

本日は、教育委員長にわざわざ当議会のほうにおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

前から、教育委員長におかれまして、ちょっとぶしつけな質問というか、道交法の自転車のこのについては、質問のやり方が私も初めて教育のほうの委員長さんに来ていただいたものですから、門外かもしれませんが、この質問について答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育委員長。

○教育委員長（黒木 敏行君） 教育委員長の黒木でございます。

議員の質問の全体的なことを鑑み、次のようにお答えしようと思っています。

児童・生徒が、日ごろから生き生きと学習したり運動したり、こういうさまざまな活動をするために一番大事なこととして、児童・生徒の安全を保障すること、これが不可欠であるというふうに認識しております。そのためには、児童・生徒は、守られるべき対象であること、それであるとともに、児童・生徒自らの力で安全を確保する知識や技能を身につけるということが必要であり、求められていると思っております。

そのような視点から、学校に対しては安全管理等、安全教育の両面から指導の充実を図っておるところでございます。

しかしながら、死亡事故とか命にかかわる事故、こういうような重大な事故がやはり発生しておりまして、本町におきましても常に危機意識を持って指導することが大切であると、そういうふうに考えているところであります。

児童・生徒の通学路を含む安全対策につきましては、各学校で登下校における交通事故防止について、児童・生徒への指導はもとより、家庭や地域及び関係機関と連携をとりながら、その徹底を図っているところでございます。

また、地域の方々には、日ごろより児童・生徒の登下校の見守りなど、児童・生徒の安全確保に多大なご支援をいただいております。このことについては、心より感謝しているところであります。

なお、具体的な指導・対策については、教育長のほうに答弁してもらおうと思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 議員の指摘のところは、道路交通法の改正、特に自転車の部分の改正のご質問かなというふうに思っておりますが、この道路交通法の自転車規制に対する学校での指導・対策・方針ということにつきましては、これまでも各小中学校におきまして、発達段階に応じた交通安全教室の実施など、安全指導の重視する徹底を図っているところでございます。

小学校では、交通安全協会や自動車学校など関係機関との連携を図り、横断歩道の渡り方、また自転車の安全な乗り方など具体的な指導を行っております。中学校におきましては、自転車通学生もおりますので、随時指導を行うとともに、昨年引き続き、都城警察署より、自転車交通安全モデル校の指定を受け、交通事故ゼロを目指しているところでございます。

道路交通法の自転車規制につきましても、改正の内容を全職員に通達し、各学級で指導を行うとともに、各家庭に対しましても、生徒指導通信を通じまして啓発を行っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ありがとうございます。

続きまして、対人賠償保険について質問をいたしております。これは全国で、自転車が軽車両としてのあれで、960万でしたかね、小学生が70歳の人に補償をさせられたと。そういう時代になりました。これについての対策についてお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 対人賠償の保険につきましては、町内全ての学校におきまして、自転

車保険の申込書を各家庭に配布をしておるんですが、任意で加入するようにしております。

自転車は車両であるという認識から、事故の被害者とならないよう気をつけるだけじゃなく、加害者となる危険性についても十分啓発し、この指導の充実を図っていくよう各学校へ周知してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） これは関連で、大きな質問でも答えたくなければ、あれですけど、教育長として、来年ですかね、教育委員会制度の大きな変動のある中で、意見がありましたらご拝聴したいと思いますのですが、その辺たい教育委員長として答弁をお願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育委員長。

○教育委員長（黒木 敏行君） いわゆる自転車に関する事故つというのは、これは極めて起こりがちなことでありまして、そして私たちも一番心配している部分であります。

特に、これは小学校もですが、中学校は特に通学上、そういうことはありますので、日ごろから細やかな指導がされるべきだと思って、これはいつ起こってもおかしくないという状況も考えられますので、それに力を入れていかないといけないと思っておりますし、しかも毎日のことですから、子供たちにおきまして、安全・安心という面については、管理と指導と両面を、常に緊張感を持って怠りなくやっていくということが非常に大事だと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ありがとうございます。

続きまして、済みません、もう3番のほうに質問に移らさせていただきます。

やまびこ会について質問上げております。法人運営是正の検討・経過・結果報告についてを答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） やまびこ会についてのご質問ですけれども、福祉課長のほうが現保健理事として就任しておりますので、課長のほうに回答させます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで答弁させていただきます。

やまびこ会の法人運営是正の検討・経過・結果報告についてお答えさせていただきます。

さきの3月議会後の状況でございますが、保育園間の連携強化や本部事務処理を円滑に行わせるために、4月から週3日の勤務の職員1名を雇用しております。

また、情報をオープンに共有するため、昨年11月からは、理事会に理事のほか各施設長、幹事、役場の福祉課の担当も入り、理事会を開催をしております。

また、15名の評議員を選任し、初めての評議員会を5月28日に開催しております。

今後、理事、施設長が3部会に分かれまして、やまびこ会の例規集なんですけども、その全部の規定をつぶさに検討していく予定でございます。

また、前理事長への不当利得返還請求の件につきましては、やまびこ会が弁護士と代理人契約を締結し、現在進行中ではありますが、内容につきましては、やまびこ会と前理事長との問題でありますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

以下が主な経過でございます。百条委員会からの10項目の是正提言につきましては、随時、理事会等で検討しているところでございますが、まとまった報告につきましては、来年の3月議会でさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 町の人に、やまびこ会ちゅてん、どこの保育園なちゅう話は出ません。やまびこ会ち無がなちゅうな話で、非常に印象が薄くて、百条委員をつくってやまびこ会ち都城の話など、とんでもない話までなっております。

ここにおかれまして、指定管理者をしておりますやまびこ会ですと、主なものは清流園ですとこの見解において、この指定管理者に、契約当事者としては町長になっておりますが、町長のご見解をお伺いいたします。指定管理者制度における認知者は町長名ですが、それにおけるこの問題についてのご見解を求めます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 指定管理者の指名といいますか、特定につきましては、有料老人ホーム、清流園ですね、そちらのほうをお願いしているところでございまして、保育園とのかかわりといいますか、それとは別というふうに理解してます。ただし、清流園の運営自体についての収支報告等、そういうものはきちっと町のほうに提出していただくようにしているところでございます。以上です。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 清流園だけをという町長の答弁で承っていいですかね。やまびこ会の保育園のほうは全然関係ないんだという見解でいいですか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） そのとおりでございます。やまびこ会がこの清流園の指定管理者であるということをお願いしているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 指定管理者制度とかそういうふうに地方分権の中で、地方の中で

できることは、そういうことの中で現在に至っている法案はいっぱいあります。

それから、大きく国が打ち出しておるのは、民間並みの給与、民間並みのベースで査定したところで、交付税算定処置を今からしていくということが新聞でうたってありますが、これの影響、また、これが端的に上がっている交付税のその数字というのはいま出てきているかどうかを財政課長か総務課長から。前、聞きます、答弁。

○議長（福永 廣文君） 税務財政課長。

○税務財政課長（上村 陽一君） ただいまの議員の質問についてですけども、交付税における民間の活用ということで、基準財政需要額。こちらのほうが基礎として算定していく。そういったことについては、これについては、詳細なことが総務省のほうから来てませんので（聴取不能）答弁（聴取不能）。

○議長（福永 廣文君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 先ほど指定管理者制度のことで、非常に清流園は黒字経営ではない、非常に厳しい経営のところにあるかということで、今度は国がそういう指定管理者したところにも移転処置費とかいろんなものあれに、今まで120円の単価がついていたところを、もう1人当たり100円とか、そういうの国は、まあ、締めつけと言ったらあんまりですけどね、国も苦しいから、そういうところの人件費等にはもう民間並みの算定出ですというのを、私が新聞でちょっと読んだもんですから、私が読み取り間違いかなと、どうかちょっとその確認で、非常に清流園の運営は厳しい。それに、あと何年ですか、指定管理者制度における期間ちゅうのは。あと2年で見直しの（聴取不能）。5年間の中の来年がその見直しの時期かどうかの答弁を求めます。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 24年から5年間の29年までだったかというふうに思っています。

○議員（9番 重久 邦仁君） いろいろな質問、ぶつけた質問しましたけど、真剣にやったつもりです。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） ここで、2時50分まで休憩いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

○議長（福永 廣文君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 5 番、楠原君。

〔2 番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（2 番 楠原 更三君） 皆さん、こんにちは。

眠い時間になってまいりましたが、ただいまの迫真の 1 時間 10 分を受けて、初めての質問です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

私は、三股再発見ということ町民の皆様に訴えてまいりました。私自身、これが三股だと言えるものに思い当たらなかったからです。

実際、これまで自己紹介するときに、自分の育ったふるさとを誇りを持って紹介することはありませんでした。

今現在、多くの自治体で、ふるさと大使というものが委嘱されています。三股町のふるさと大使の方々、どのようにして三股の PR をされているのか、興味を持ちます。

先ほど、池邊議員の地方創生に対するお答えの中に、三股の特性に応じたものとしたいとのことがありましたが、特性を知ることと、ふるさとを知ることがイコールです。

また、工芸の町という言葉も出てきましたが、私はこれまで三股といえば、文教という言葉思い浮かべることが私にとって普通でありました。

実際に先日、平成 27 年度ふるさと振興人材育成国内海外派遣事業結団式があり、その中で出席者全員で、三股町児童生徒憲章を読み上げました。「私たちは、文教三股の児童・生徒として次のことを守ります」で始まるものです。私も初めて読み上げました。

また、三股町教育課の今年度の重点施策の中に、「未来をつくる心豊かで活気あふれる文教三股の人づくり」というスローガンが掲げられています。また、年間計画の中には、10 月 17 日は文教三股フェスティバルとあります。

このように、文教三股という言葉がたびたび使われておりますが、それにつきまして、これまでの議会でも尋ねられているようですが、再度お尋ねいたします。何をもちて文教三股というのでしょうか。よろしくお願いいたします。続きは、質問席から行います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 何をもちて、本町を文教の町三股というのかというご質問でございますが、我が町は、北の高鍋、南の三股と言われるほど、昔から教育に熱心な町で、「米の倉より頭の倉」との信念から、経済困難の中でも子供を上級学校に進学させたと聞いています。このような土壌は、明治 2 年三島通庸が地頭として都城に着任し、山王原を麓としての開拓とともに、いち早く郷校を設立し、鹿児島からすぐれた教師を招き、近代教育を導入したところでございます。

それ以来、歴代の町村長によって三島通庸の開拓精神が、政治策の中に脈々と継承され、住民は子供の教育に情熱を傾けることを誇りとしたというふうに聞いています。

また、明治時代後半に設立された龍雲館や昭和初期に設立された誠道館においては、薩摩藩の郷中教育の理念を受け継ぎ、心身鍛錬の場として品性や活気を重視し、文武両道の教育が行われてきました。

このような歴史と伝統、住民の教育に対する熱意が、これまで多くの人材を輩出したことから、文教の町三股と言われるゆえんではなかろうかというふうに思います。

その教育理念は現在に受け継がれ、活気、質素、時間厳守などの実践的な道德教育として、これを文教三股の伝統教育と名づけ、先ほど言われましたけれども、三股町児童生徒憲章にあるように、全学校で気持ちのよいあいさつ、校門での一礼、授業前の黙想、座礼、無言清掃など積極的に実践しているところでございます。

文教の町三股として、今後もこの歴史と伝統を生かしたふさわしい教育を実現できるように推進していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

北の高鍋、南の三股とありましたけれども、偶然ですが私が調べたところでいきますと、インターネットで「文教の町宮崎県」と検索しますと、1ページ目、10項目ありますけれども、清武に関してのものが8項目あります。高鍋に関したものは2項目です。三股に関するものはありません。2ページ目の10項目の中にも三股は登場してきません。3ページ目によろやく1項目、4ページ目にまた1項目と、40項目中、2項目しか三股は登場してきません。また、現在、町のホームページを見ましても、キャッチフレーズに文教という言葉は使われていません。

私としましては、清武、高鍋と余り遜色ないくらいの気持ちを持っていました。先ほど町長のお言葉にもありましたように、実績をある程度聞いてきているわけですので、何かしら物足りなく、町として自信のなさを引け目として感じてるんじゃないかと、うがって考えてしまうような気がします。

昭和58年、ちょっと古いですがけれども、10月に創刊された「ふるさと三股」というのがありますけれども、その巻頭に、当時の郷土史研究会会長ナザキ先生の言葉があります。それには、「新しい三股をつくり出すためには、やはり三股の前身を知らなければできません。作品を十分に味わう、お互いに考えて再び文教の町を浮上させたい」とあります。再び文教三股を浮上させたい、三十数年前の言葉ですが、今にも十分通じる言葉ではないかと思っております。

三股の前身を知るためには、有形無形の文化財になれ親しむことが一番の方法ではないでしょ

うか。

先ほど、三島通庸の件を話されましたけれども、町内にはたくさんの文化財があります。昨年度の町の教育要覧に、文化財は本町の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な文化的財産です。これは町の歴史、文化などの正しい理解のために、欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです、とあります。

学校教育においては、将来を担う子供たちに、郷土学習を実施されていると、先日前お聞きしました。その際、町で作成された副読本「わたしたちの三股町」を使って、小学3、4年生で郷土学習が実施されているということですが、まずその副読本を作成されときの参考文献も、できましたら、それを参照された目的とともに紹介してください。お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 昨年度、社会科副読本を作成したところでございますが、社会科副読本は、小学校第3学年及び第4学年の社会科で使用しているもので、地域学習とも言われ、身近な地域に見られる社会的な施設や現象を具体的に学習するためのものであります。

各小学校より推薦された編集員8名で作成しております。その際に参考にした資料につきましては、学習指導要領、文部科学省指導書社会科編、数字で見る三股町、三股町史及び編集員が取材した内容により編集をしております。

また、取材先につきましては、町内各所の史跡、スーパーなどの企業や畜産農家、交番や警察署、消防団や消防署、また都城市クリーンセンター等のご協力をいただき、現在の地域の状況を幅広く取り入れているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

数字で見る三股町、それと三股町史というのが主な文献だと受け取りましたけれども、三股を振り返るときに参考になる文献は物すごくたくさんあると思います。

私も、町の図書館にあんまり通ったことなかったんですけども、ここ数日かなり通いまして、読み終わるには何年かかるだろうかと、理解するには何年かかるだろうかと思うぐらいの量があります。それを集約したのが三股町史であり、数字で見る三股町であるかと思いますがけれども、もっと実態に即した、町史にあるのは過去のことで、過去のものを今でどう判断できるかというような見方も必要ではないかなと思います。

先日、副読本を見させていただきましたけれども、非常にわかりやすいような書き方、見やすい表現が使われていたように思いますけれども、ちょっと物足りない感じがいたします。ふるさを知るためには、文化的財産に接することが大切とさっきありましたけれども、机上だけの知識より、実際に現地に行くことでその定着をはかり知れないものになるはずですよ。

郷土学習のまとめとして、中学生になった段階で、地歴巡検のようなものが行われているのかどうか。行われているとすれば、どのような形で行われているのか。また、それについてどのような検証がなされているのかも含めてお答えください。

お願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 中学校における町内の地歴巡検ということでございますが、1年生、中1の総合的な学習の時間というのがありますが、この時間を活用しまして、「ふるさと三股」をテーマにした調べ学習を行っております。この学習では、生徒それぞれが自然、観光、伝統芸能、歴史などの観点から学習課題を設置し、インタビューや調査見学などの活動を行っております。また、それぞれが調べたことを報告する場を設け、互いの情報を交換することを通して、さまざまな視点から三股町のよさや特徴に気づかせるようにしております。

小学校におきましても、1、2年の生活科や3、4年の社会科を中心に、遠足などの行事を活用した史跡等の見学、あるいは町のバスを使った公共施設見学などを実施しております。

教育委員会といたしましては、昨年度でございますが、新規に採用された教員や社会科副読本「私たちの三股町」を活用する小学校3、4年生の教員に対しまして、夏休み中に地域の史跡等を見学する研修を実施しております。本年度も、中学校の教員や三股町に初めて赴任した教員など、研修の対象を広げて実施することで、地域素材を活用した学習がより一層進められるよう支援していきたいと考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

先ほど、副読本を8名の先生方で編集されているということでした、それも若い先生、三股にそうなじんでない先生方が多いというようなことだったと思いますけど、そうじゃないですか。

（発言する者あり）私も三股で生まれ育って60年になりますけども、50年間ぐらいは余り興味がなかったんですね。あちこちに史跡がありますけれども、案内が非常に少ないということ。それから、立体的な案内がないんです。立体的といいますと、ほかの地域での同時代でのものと比較しての説明、案内、そういうものがあつたほうがより三股を立体的に知るのに役立つんじゃないかなと思いますけど、まずそういうのが少ないと思いました。

それから先ほど、ふるさと創生の中での回答の中で、三股の特性というのがありましたけれども、中学校1年生で総合的な学習の時間を使って、ふるさと調べ学習のようなものをされてるということですけども、さっと聞きますと、三股特有のもの、特性を求めたようなものではなくて、全国一律平均的なふるさと調べのような感じがいたします。

やっぱり課題を与えて、先ほどあったように三島通庸についてふるさとをしてみようとか、梶山城とか勝岡城とか樺山城とか、そういう特有の時代の特有の城にまつわるものについて調べるとか、テーマを絞ってあげたほうが、中学生の段階ではなかなか難しい部分もあるのではないかなと思います。

それから、小学生のときは、徒歩通学が基本でありまして、移動範囲が限られています。したがって、親しむべきものも部分的です。中学校では、1校だけで全町から集まっていますので、例えば、小規模な範囲での「わがふるさと〇〇小学校区」というようなふるさと自慢も中学校に出てきてから可能ではないかなと思います。

そうするならば、それを想定した上で、小学6年生のときに、それを課題として取り組ませる。で、中学生になって、地歴巡検をもし行うとする場合には、それが即、巡検のしおりとしてすぐに活用できる、例えばですけれども。

このようにいろんな方法で、もっとふるさとを見詰めるきっかけが欲しいと思っています。

ご存じのように、三股町にもほかの自治体同様、多くの先人、先輩方が郷土研究をされてきています。どうか工夫をして、どうにか工夫をして、1冊でも多くの郷土史に関する本に接する機会が子供たちに与えられればと思っています。

こういう学校教育の中では、継続的な郷土学習で知識をふやし、教科書の中で三股を意識できるようになればと思っていますが、そのような流れの中で、保護者を巻き込み、地域を巻き込むというようになれば、さまざまな三股発見が行われていくのではないかなと思っています。

先ほども申し上げましたが、郷土学習を進めていく中で、当然その核となるのが文化財です。先輩方が残された本に、私はほんの少ししか接していませんが、自分が高校までにしっかり接していればと悔しい思いをしております。三股を歴史教科書の中で感じる事ができるとわかったとき、なぜもっと早くこのことを知らなかったのか、学校教育の中で取り扱ってもらっていればという思いです。

ほとんどの時代について、三股町史から感じ取る、知ることができるということを知りました、最近ですけれども。そういう中で考えてみますと、町指定の文化財が5つしかない。物足りなさを感じます。ここで、町指定の文化財とその保存状況についてお尋ねいたします。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） それでは、説明します。

本町には、現在5件の町指定文化財があります。5件の文化財の種別としましては、全て史跡となっております。説明板と標柱を併設しているものが3件、標柱のみを設置しているものが2件となっております。史跡は野外にあるものですから、経年劣化は否めませんが、おおむね良好な保存状態であると言えます。

それでは次に、町指定文化財の内訳ですが、第1号は、都城島津家三代目当主北郷久秀とその弟忠通の墓です。そのお墓の種類は五輪塔で、屋外にあるものの、町内の五輪塔の中では良好な保存状態であります。現地には、説明板と標柱が設置してあり、年に二、三回ほど周辺の草刈りを行っております。

第2号は、樺山どんのお墓です。そのお墓は五輪塔で屋外にあり、指定を受けた後の経年劣化はほとんど認められません。こちらは、標柱のみの設置となっております。

地元の方が周辺の清掃等をしてくださっている状況です。

第3号は、蓼池かくれ念仏堂です。国道269号線沿いにあるため、車の振動等により、洞穴上部の一部が陥没したことがあります。その対策としましては、陥没部分に土のうを入れて塞ぎ、安全面への配慮を行っております。現地には、説明板と標柱を設置しております。

第4号は、日州梶山番所跡で、県道都城北郷線沿いにあります。跡地の指定ですので、番所に関する施設はありません。現地は標柱のみの設置となっております。

第5号は、日州寺柱番所跡です。第4号同様、跡地の指定であり、番所に関する施設はありません。地元の方が清掃を行ってくださっており、文化財保護の意識を持っていただいていることは非常にありがたいこととあります。現地には、説明板と標柱を設置しております。

以上、5つの町指定文化財がありますが、今後も文教の町にふさわしい保存と啓発を図ってきたいと考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） ありがとうございます。

5つ説明していただきましたけれども、説明板と標柱を設置してあるということですが、先ほど言いましたように、説明書き、もう少し内容を考えていただきまして、日本史の中でその史跡が意識できるような内容もつけ加えていただくと、子供たちには、非常に勉強になるんじゃないかなと思っております。

例えば、梶山第1号の指定のところですけれども、私が小さいころ遊んでるところですけれども、あれが、よく見ますと、南北朝時代まで直結する非常に重要な動きのあった跡ということを知ることができまして、南北朝といいますと、近畿地方のことかな、こっちは、私はですけれども、関係ないなと思ってたんですけれども、全くそんなことなく、平安の時代からこの地域というのは日本史の中においても重要な場所であるということ、中学生に教えると、日本史にもっと興味を持ってくれるんじゃないかなという気がします。1人でも多くの生徒がそうなってくれるといいんじゃないかなと思いますけれども。

それから、樺山どんの跡ですけれども、これも非常に説明が少ないです。何で樺山というのか

とか、そういうこともここを突き詰めていくと、わかると思います。三股の中心部の大部分は、大字樺山ですので、この樺山ということを解明していくことで、町をもっと、町をもうちょっと知っていくことにつながっていくんじゃないかなと思っております。

それから、かくれ念仏なんですけれども、議長さんの近くということで、先日行ってきましたけれども、本当に埋めてあるんです。何か情けない感じがしました。小学生が行って、「かくれ念仏、何、これ」と思うんじゃないかなと思います。危険というのはありますけれども、もっと工夫をして、埋め込むんじゃなくて、工夫はなかったかなと本当思います。ただ、もし問題が起こったら責任がどうのこうの、それしか前面にないような感じに受け取りました。あれを初めて見た子供は、「何がかくれ念仏」と思うんじゃないかなと思います。

ほかの地域のかくれ念仏、私、何カ所か見ましたけれども、やはり中に大きな空洞がありまして、ここに数十人とまでいかななくても、十数人は入って念仏を唱えたかなと思えるような想像の膨らむ場所が何カ所もありますけれども、蓼池のあれはそういう想像をかき立てるような状況ではないと思っております。何かこう、事なかれ主義が先にいつてるのではないかなという気もいたします。

それから、関所跡ですけれども、これももうちょっと、なぜあそこに関所があるのかわかりやすく、説明文を読む人が、年齢がどれぐらいなのかということも想定して、説明文というのはなければいけないと思いますが、実際にシザンカイの方々がかなり多く見られますけれども、もし、先ほどありましたように、地歴巡検、小学校なりの地歴巡検、中学校なりの地歴巡検をされる予定がもしあるのであれば、そういう子供たちを対象にした表現の仕方というのがあってもいいんじゃないかなと思っております。

切寄の関所跡というのは、じっくり見るには危険ですから、交通量が多くて。寺柱のほうは、子供たちがあそこらで遊んでるようですので、遊びながら知識が定着して、「おらがふるさとはこうだ」というのが、より深まっていくようにしていただけないかなと思っております。

それから、先ほど冒頭に町長の回答のほうにもありましたけれども、三股が開拓の父として三島通庸が取り上げられていますが、三島に関する指定文化財が一つもないということ、いかなもんかなと思っております。全く机上の学問の中での人となっているのです。これを、有形、無形、どちらでも構いませんけれども、文化財として登場させる必要があるのではないかなと思っております。

実際、山王原には、町長の自宅のところですけども、三島通りとして、地元の人が親しんだ通りがあります。三股開拓、三島の開拓したときの当時の道路網が残っています。これらの開拓が評価され、三島はその後、東京銀座の町並みづくり、そして遠く山形、福島、栃木の開拓を任された明治を代表する人となっていきます。それを三股小学校の体育館の前に胸像があるという

ふうに、ここで活躍した人が、日本史の中でどのような活躍を遂げていったのかということも、どっかにか残す必要があると思います。

ちなみに、山形のほうでは、三島通庸関連の建物が重要文化財として立派に保存されています。特に鶴岡に致道博物館とありますけれども、2棟立派な建物が残っております。三股で建物はなわけですけれども、先ほど言いましたように、三島通り、これだけでも重要な価値があるんじゃないかなと思っております。もちろん、早馬神社も当然のことですけれども。

申し上げましたように、土木や教育の実績では、三股そして向こうの庄内ですね、この2つが三島通庸の原点となっております。どうしても三島に関しての指定文化財、この検討をお願いしたいと思っております。

また、15年ほど前ですけれども、町の文化会館で、中世城郭研究家八巻孝夫さんといわれる方の講演がありました。これも先ほど言いました「ふるさと三股」20号にインタビュー、そのときの講演の内容が書かれていたかと思えますけれども、その中で、梶山城は国内でも一級の価値があると言われました。

そこで、そのころ並行して町としましても、地元的地権者に対して、梶山城の城としての価値のすばらしさを伝えて、山の現状維持をお願いする町主催の説明会が何回となくありました。その後、そのころ感じ取れた熱気のようなものも、いつしか薄れてしまったように思います。その文化財的価値をそのときに町として真に受けとめ、さまざまな方法で訴え続けていかなければならなかったのではないかなと強く思います。

たればの話になってしまうといけませんけれども、その熱意が持続していれば、そのときに文化財として指定されていれば、今見るような悲惨な状況にはならなかったと強く思います。しかし、梶山城には、その八巻先生の調査で、最も重要であると言われた箇所がまだ残っています。一日も早く手を打ち、これ以上の破壊を食いとめなければなりません。

今こそ、文教三股であるところを見せていただきたいと思えます。

話を聞きますと、地権者の同意が得られない、予算がつかない、だからこのまま、というような感じを受け取ることもありました。それではいけません。破壊されたら、もう取り返しがつきませんので、じっくりと考えて、早く、じっくりと早くはちょっと矛盾しますけれども、お願いしたいと思っております。

ほかにも、町内には、大切な文化財がたくさんあります。踊りにしてもそうです。無形文化財の検討も必要ではないかなと思えますけれども、そこで、今後の文化財指定の予定についてお尋ねいたします。もし、文化財の指定に関して困難な問題があるとなれば、それも紹介してください。お願いいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 文化財指定の予定についてということですが、教育委員会としましては、現時点では町の指定文化財に向けて具体的に協議を進めている案件はございません。

ただし、将来的には、梶山城跡を町指定文化財とすることを検討しておりますので、指定に必要な資料収集及び調査を行っているところであります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 指定に関して困難な問題というのは特別ないんですね。手続の問題とかそういうのを含めてですけども。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 梶山城については、4月に鑑定評価を出して民間の会社に委託して、その結果が6月初めに出たんですけども、それをもとに7月中に地元の代表者協議会を開催して、今後、用地買収を進めていく予定に考えています。

特に、地権者が、例えばたくさんいるところで、結局もうわからないところというところが、そこが多分ネックになってくるかと思えます。要するに、地権者が、たくさんいて、もうどこにいるかわからないという、そういうところの地権者の部分が梶山城ではネックになってくるかと思えます。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 山を全部購入してから指定するというお考えでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 梶山城の面積は、7万8,000の平方メートル用地買収を考えています。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 購入が終わってから指定されるという予定ですか。全て終わってからということなんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 購入が終わってから指定ということになります。購入が終わってから今度は、さっき言ったように資料に必要な資料収集及びいろんな梶山の城跡を指定文化財とする際に必要な資料がありますので、それを全部そろえてからということになります。

○議長（福永 廣文君） 楠原君。

○議員（2番 楠原 更三君） 部分的というのはお考えではないんでしょうか。先ほど言いましたように、もう破壊が本当に、涙が出るぐらいひどくなってるんですね。もうここ一、二年でがらっと変わりました。その地権者の同意を得るまで待てない状況であるということを感じてほしいと思うんです。ですから、八巻先生の話の中では、梶山城の縄張り図というのがいろんな

ところで公開されてますけれども、その中においても、ここは特に大事だ、ここも大事だというのが何か所かありますけれども、その部分部分のところだけでも早く手を打っておいてもらわないと、じゃったげなあ、になるんですよね。あそこはこげんじゃった、あげんじゃったと。やっぱ、この文化財の価値というのは、真剣にならないとわからないんですね。それも、経済的なものが優先しますと、文化財的な価値というのは低く見られることが多いように思います。

ですが、ここでもう一度、この梶山城に限らないわけですが、町内にある文化財についての文化財的な価値というのを、どれぐらいに思うのか、先ほど言いましたけれども、文教の町という言葉を使うのであれば、最初言いましたけれども、高鍋、清武よりも三股は文教の町という色合いが薄くなってきているように感じたのはそこなんですね。文化財をどれぐらい大事にしてるのかというのが、その地域の文化的程度の水準になると思います。

ですから、文教三股を標榜するのであれば、文化的な価値と、それから歴史的な位置づけというものを明確にして、発信し続けなくてはなりません。経済的な価値が優先するようなことがないようにお願いをしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終わりといたします。

○議長（福永 廣文君） 一般質問はこれにて終了いたして、残りの質問は明日18日に行うことといたします。

それでは、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後3時27分散会

平成27年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成27年6月18日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成27年6月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 山元 道弥君	書記 山田 直美君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲郎君
企画政策課長	鍋倉 祐三君	税務財政課長	上村 陽一君
町民保健課長	内村陽一郎君	福祉課長	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 永吉 雅彦君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（福永 廣文君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（福永 廣文君） 日程第1、一般質問を行います。

発言につきましては、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

昨日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言順位、6番、福田君。

〔3番 福田 新一君 登壇〕

○議員（3番 福田 新一君） 皆さん、おはようございます。議長の心配りで、一般質問が私の前できのう終わりました、非常に爽やかな朝一でスタートすることができました。福田新一、新しい福でございます。

実は、私、37年間、企業におりました。考え方が、やはり結果重視の成果主義が基本になるかと思えます。例えば、町長が社長で、副町長が専務、そうしまして教育長が常務、そしてお集まりの皆さんが部長、課長とって構成されている三股町という会社と、そういうふうに見えてみます。いろんな場面で、それと会社だったらと重ねてみますと、いろいろな判断が出てくるんじゃないかと思えます。もちろん、赤字続きですと倒産します。議会とタイアップして目標を掲げ、達成しつつ、三股町をさらに発展させていくものだと思っております。そういった新鮮な心境で受けとめていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問していきます。

質問事項1、三股町地方創生についてですが、これは昨日、池邊議員の質問と重複するところもありますが、ことし1月29日、町長を本部長とする三股町地方創生推進本部が、少子高齢化の進展に伴う人口問題対策や若者の雇用創出に向けた取り組みを積極的に行っていくため設置されました。町長が本部長、副町長、教育長、そして課長の計14名で構成されています。

先日、私、都城総合文化ホールで行われました第5回ふるさと創生セミナーに参加してきました。最終的に内容としましては、国が進める地方創生の政策とは、国が与えるものではなく、地域がみずから独自性を持って産業、仕事を見出していくというものでした。もう一回言います。

国が与えるものではなくて、地域がみずから独自性を持って産業、仕事を見出していくというものでした。

これに対し、推進本部においてはどのような進め方をされているのか、約5カ月が経過し、進捗状況を具体的に、どうか教えていただきたいと思います。

あとの質問は、質問席からさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま福田議員から、民間で長年経験されたことを踏まえながら町政の発展にご尽力いただけるということで、また、いろいろな提言をいただければ、それにスピード感を持って対応していくよう努力したいなというように思っています。よろしくをお願いします。

では、ただいまご質問のありました三股町地方創生について、そして推進本部においてどのような進め方をされているのか、また、その進捗状況についてのご質問でございますが、回答させていただきます。

全国の市町村の大半は、人口減少時代の到来、そして少子化、高齢化の同時進行により、多くの困難に直面しています。安倍内閣では、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方の創生と人口減少克服に向けて政府一丸となって対策を講じることとなったところでございます。厳しい環境にある市町村にとって、新たな展望を開くものとして大いに歓迎すべきものというふうに考えますが、これに取り組む市町村の覚悟と企画、実行力が問われることとなるというふうに思っております。

本町では、1月下旬に三股町地方創生推進本部を立ち上げ、取り組みを本格化させたところでございます。具体的には、一部、昨日、池邊議員のところでも回答いたしましたけれども、より具体的に担当課長のほうから回答させます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） それでは、お答えいたします。

昨日、お話しした繰り返しになるんですが、推進本部では、本町が抱えます地域課題に対しまして対応策を模索するとともに、本町の将来を担う若手職員を中心に人づくり部会と仕事づくり部会を設置しまして、週1回程度の協議や先進地視察研修などを実施しておりまして、本町の実態分析、これを通して6月中、今月中にはある程度の方向性を決めて、その具体的な施策の協議に入る予定となっております。

また、今回の地方創生では、全職員で知恵を出し合って取り組んでいきたいということで、庁内のネットを介しまして職員が自由にアイデアを出せる、そういう掲示板の準備を進めていると

でございます。

ある程度のたたき台ができましたら、住民代表、産業界、大学、関係行政機関、金融機関を含めた審議会を開催しまして、多くのご意見を伺うとともに、全員協議会を通じまして議員の皆さんのご意見を伺いたいという形で進めているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今ちょうど、そういった具体的にどういうところを攻めていくとか絞り込んでいくという、その前段階ということでしょうか。

それと、先におっしゃいました若者職員に対して、未来を熱く語らせる場を設けたとおっしゃったんですけど、もしよかったら、そういった内容、どういう話だったか、状況を教えていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 具体的に、仕事づくり部会が8名で構成しておりまして、人づくり部会が9名という形で若手職員で実施しております。

具体的というよりも、今のところ、実現できるかどうかじゃなくて、自由な発想でいろんな意見を出してもらってますので、まだ皆さんに発表できるような形にはなっていないところでございます。

人づくり部会でいいますと、今現在あるような町の人口がふえているということで、今の子育て政策が順調に進んでいるということで、それを充実したような、若者世代に対する支援策、それが中心になっているところでございます。

あと仕事づくり部会は、やはり苦戦している部分でございまして、どういうのがいいのかということで、皆悩んでいるような状況でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 一番、私、知りたいのは、そういった仕事づくりのところだったんですけども、民間とのいろんな状況とか、そこら辺があつたら教えていただきたいと思ったんですけど、もうしばらくというのは、まだ公表できないということでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 民間を含めた会議を、来月の、今のところ7月3日ぐらいで、そういう形で協議を進めていきたいということで、それから初めてそういう民間のお知恵をおかりしまして、いろんな政策の協議に入るというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 当初申しましたように、考え方ですけど、町長の言葉からも出ましたスピード感を持ってということもありましたので、やはり期日を設けて、それなりの中間報告できるように進めていってほしいと思います。

それから、今回の選挙において、私は初めて出馬ということもありまして、特に選挙違反については非常にびりびりしておりました。そこで、選挙管理委員会に問い合わせるんですけども、例えば、担当者が不在ですとか、配属されたばかりですからとかいって、即答されないことがたびたびでした。それも、いただいた資料についての質問だったんですけども、そういう回答が多かったです。

この地方創生に関しては、国の重点項目ですので、当然さまざまな人のつながり、ノウハウを含めた能力などの蓄積が必要だと考えます。設置された地方創生推進本部において、担当者の人事についても、やはり通常どおりの人事異動を行われるおつもりでしょうか。というのは、きのう重久議員も提案していましたが、要は何を優先するんだという、そこについてやはり考えるんです。成果主義からいくと、この新しい分野の人事異動については、当分の間は控えるべきではないかと思います。

再度お尋ねします。地方創生推進本部において、担当者の人事異動というのは、やはり通常どおり定期的に行っていくおつもりでしょうか、質問します。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、この地方創生についてのテーマというのが大きなまちづくりになっていくだろうということで、ことしの4月の人事異動について1名、地域政策課のほうを増員いたしました。そういう意味合いでは、そのこのところのメンバーについて、これで戦力になるというふうに考えていますので、この体制で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） それが異動です。やはり、つながっていく人との関係とかというのは、継続は力なりじゃありませんけど、成果を達成させる上では、やはりそういったほうがいいと思います。ましてや、逆に能力不足でなかなか進展しないとかないと、そこは当然考えなければいけない、これはまた別な問題だと思います。

次に、三股町、これは地方創生推進本部とも重なるかと思うんですけども、三股町総合計画の中に、町の将来像として「自立と協働で創る 元気なまち 三股」が挙げられています。私は、この言葉、本当に一字一字とっても非常に意味のある、また無駄のない、非常に町民の指標ともなるような文言だと思います。この計画は、平成23年度から10年計画で進められておりますが、5年目を迎えた現在、中間報告といえますか、実際に計画どおり進んでいる分野、また計画どおりに進んでいない分野、検証されていると思いますが、そこら辺をちょっと報告いただけま

すか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 質問の内容が地方創生ということでしたので、まず、地方創生のほうでいきますと、総合戦略の策定を進める中で、今後、成果というのは指標を決めて検証していくんですが、県内で唯一、先ほど言いましたように人口が伸びていますので、今順調にしているのは子育て関係、これについては政策としては順調にいつてるんじゃないかというふうに判断しているところでございます。

今まで取り組んできて、なかなか進んでいないのが、さっき申しましたように企業誘致関係、若者の働く場です、かなり町内から県外とか、若い人が流出していますので、これを食いとめたいというところが一番進んでいないところだと思っております。

総合計画というお話がありましたが、総合計画のほうはことしがちょうど5年目ということで、前期が終わるということです。来年からが後期計画ということで、今後この総合戦略、地方創生とあわせて2つの計画をつくっていく予定なんですが、まずはこの総合戦略のほうに急ぎますので、この総合戦略を遅くとも9月ごろまでに固めて、そして総合計画、来年から5カ年間については、結局、総合計画の中の一部がその総合戦略になりますので、まず総合戦略を固めてから総合計画に入ろうかなという段取りで進めております。アンケートについては、昨年実施しましたので、その辺の町民のお気持ちを酌み入れた形でつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ありがとうございます。

それと、ちょっとここら辺から、私、実際感じたことなんですけども、議員になりまして、いろんな地区のさまざまな総会に参加させていただいております。たまたま壮年の所属、それとまた支部長の所属、いろんな集まりの中に入っていくんですけど、地区の人みんなに対して、例えば非常に便利になります、安心です、そして豊かになるんですよといったそういった前向きな方針に対しては、みんな、じゃっどじゃっどと迷いなく賛成されるんです。

ところが、今からは、ここは自分でするんですよとか、この分野は今から自分たちでやるんですよとなると、ちょっと待ってと。ましてや、ちゅうちょされます。特に金銭的な協力に対しては難しいものがあるように感じております。実生活で、目先のさまざまな利害関係が絡んでくると、本音と建前があり、住民意思の統一を図る、その難しさを非常に肌で感じております。

先ほど言いました「自立と協働で創る 元気なまち 三股」、この意味そのものをしっかり住民が理解すると、なるほどこういうことかとなるんでしょうけど、町民参加の地方創生となると、誰かがやってくれるのではなく、みずから本気になって変わっていくという、そういった意識改

革が非常に大切なところじゃないかと思います。住民の意識改革、こういった方策を何か考えておられますか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策室長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今回の総合戦略なんですけど、その原則の中に、先ほど議員がおっしゃいましたように自立というのが一番最初に来ています。これを、今後、国の支援がなくなっても、自分たちで知恵を出し合って継続して事業ができるように考えなさいというようなことなので、本当、地域の皆さんのご協力が必要だというふうに感じているところでございます。

そういう意味では、今からなんですけど、皆さん協議を図りながら協働体制というのを確立していきたいと。その中で、国が言っておりますのは、今まで公平ということで、皆さんに平等という形でやっていたんですが、今回の政策では、とにかくやれるところから、やる気のあるところから手を組んでやりなさいということなので、そういう意味では、地域によって、まとまった地域と最初にいろんな事業が進んでいくのかなという形で、まず、やる気のある企業、やる気のある地域、まとまる地域、そことまず協力しながらモデル的といいますか、進んでいくのかなというふうに考えているところです。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 机上論と現実はどういったもので、みんな人ごとになると賛成するんですけど、いざ自分がとなると、そこにちゅうちょしてしまうというのが現実じゃないかかと思っておりますので、その壁を取っ払うというのは、やっぱり一つの大きな知恵も必要じゃないかなと思います。

特に、今地域でいきますと、町長からも、きのうちちょっと言葉が出ましたけど公民館長、あの方々をしっかり理解させて入っていくとか。柄にもないんですけど、こういう話を友人としていましたところ、ケネディの言葉に、何かそれらしい、要するに国が国民に何をやるんだじゃなくて、国民が国のために何ができるんだ、それを皆さん、問うてみなさいよと、そういったみずから率先してやっていくという気持ちの切りかえというそういう話を聞きましたけど。

そういうのを考えますと、私、以前勤めていた会社の紹介しますと、どのようなものがありますかといいますと、会社に鐘つき堂があります。一番てっぺんに鳳凰堂といって、鳳凰が、鳥の一番高価なやつですけど、黄金の鳥をとまらせて、下に鐘つき堂があるんですけど、そこに鐘がぶら下がっています。そして、そのつり鐘には、社長といいますか経営者が書かれている文字が刻んであるんですけど、それに書かれている文字が、もちろん独自のやつでいくんですが、「仕事はあなたの選択です」と、まずあるんです、入りがあるんです。仕事はあなたの選択です。そして、三流は損得です、二流は義務感です、一流は使命感です、超一流は天命が下ると。

どうということかといいますと、仕事はあなたが自分で決めるんですよ。その裏には、どっちが

あなたは幸せになりますかというそういった意味合いもあるんですけど、三流というのは損得、要するにこの仕事は自分には余り得にならない、これは損やな、そういった利害関係だけで仕事を選んでしまう仕事のやり方。二流は義務感。というのは、給料をもらうちよるからせんな仕方ないかと、そういった嫌々ながらじゃないですけども、そういう姿勢での取り組み方。一流というのは使命感です。要するに、よし、これは俺に任せてくれ、この分野は俺がやると、そういったような気持ちで使命感でもって取り組んでいく。超一流、天命が下るといえるのは、もうそれこそ天からのご指名といいますか、ここでいう町長ですよ、そういった位置づけだと思います。

そうですね、私は今ふっと思ったんですけど、あの鐘つき堂というのも自分たちでつくりました。だから、何か与えられてやるんじゃないで、自分たちで何かつくってそれに参加していくというのは、非常にいい手段だなと今ふっと思いました。

要するに、何でもそうですけど、この本を読みなさいと与えられても読まないですけど、自分で金出して読みたい本というのはやっぱり読みますし、そういった切り返しというのが、そういった考え方の違いというのも、いろんな方法をとって進められたらいいかなと思います。

そして、さっき政策課長が言われましたように、モデル化して、ここをまず一個成功させて、そしてそれを展開させていくという、そういう手法も非常にいいかもわかりませんね。それはいいかもわかりませんね。そういう工夫をしないと、なかなか、最初だけはうまく走るんですけど、自分たちが何かやろうというときには、バックまでしないでもストップしてしまうという状況はよく見受けられますので、これは今後必要じゃないかなと思います。

先日言いましたように、都城総合文化ホールにおいて、第5回ふるさと創生セミナーにおいて本地区の県議、それから国会議員、この方々と連携を確実に生かしていかなければいけないなど感じました。パイプを太くしていかなければいけないなど感じました。町長、実態はいかがでしょう。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 国と県とのタイアップということでよろしいでしょうか。

国と県とのタイアップについては、昨年、国が総合戦略策定しまして、ことしの3月の補正予算で国は市町村へ配分しております。本町では地方創生の先行型ということで、小学生の入院時の医療費の無料化、そして乳児のウッドスタート、ブックスタート事業などに取り組んでいるということでもあります。また、来月7月1日に販売しますプレミアムの商品券、これもこの事業で取り組んでいるほか、県の補助金も一部この財源に充てています。

県や市町村の総合戦略というのは、今年度中に策定ということで今からになるんですが、都市部からの移住、定住とか、あと企業誘致関係については、県との連携というのは、もう不可欠じゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 全国どこも一斉にスタートしていますし、この前の最後言われた講演者の——名前はちょっとど忘れしましたけども——あの方がおっしゃったのは、国も待っていますよ、皆さん、どんどん手を挙げてきなさいよということも言われていますし、三股町リーダーシップをとってかかっていくときじゃないかなと思います。

また、地方創生には長期的なもの、短期的なものがあると思いますが、短期的なものといえば、例えば地区ぐるみの高齢者の朝一番の体操とかいったものもあるかと思います。要は、俗に言う打っ立っ倒れ、計画だけは華々しくいくんですけども、成果としては大したことがなかったと、こういうことにならないように進んでいってほしいと思います。

また、それこそ真剣になれば、必ず知恵は出るものです。中途半端だと愚痴が出ます。いいかげんだと言いわけが始まります。そういった意味では、壁にぶつかったときにチャンスだと思いますので、そのときにそれこそ意見交換しながら、そこに出てくるものが、どこにもない、新しい独自性のある、そういったものが生まれてくるんじゃないかと思いますので、そういう姿勢でともに向かっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、旭ヶ丘運動公園の見直しについて質問させていただきます。

旭ヶ丘運動公園の見直しですが、三股町において旭ヶ丘は、人を集められる集客力を持っている施設だと思います。以前、プロ野球ヤクルトが、たしかキャンプを張ったのを覚えています。現在、運動公園の利用はどんな状況でしょうか。陸上競技場、野球場、ソフト球場、どんな状況でしょうか。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 平成26年度の旭ヶ丘運動公園の利用者数の状況を述べさせていただきます。野球場のほうで1年間で7,812人、ソフト場のほうが6,150人、陸上競技場が4,264人、ゲートボール場のほうが8,020人、合計で2万6,246人です。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 今の使われている人数というのがぴんどこなかったんですけども。

行ってみるところによりますと、そういういいスポットなのに機能低下しているような感じを受けます。今現在の状況はどうかといいますと、木が覆いかぶさり、野良猫がうろうろし、昼間でもちょっと大人一人では薄気味悪いほどです。自殺防止の看板でしょうか、あれものりが張って、字もはっきり読めないような状態にあります。費用の問題もあるのですが、まず第一に、あのやぶを払って環境整備を行い、明るい快い空間にすべきではないでしょうか。どうでしょう。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 旭ヶ丘運動公園の見直しについてのご質問でございますけれども、これにつきましては町のほうでスポーツ基本法に基づきまして、平成23年度に「みんなで築く生涯スポーツのまち、アスリートタウンみまたの創造」を基本理念としまして、スポーツ振興計画を策定しました。この計画では、平成24年度から10年間のスポーツ基本方針と5カ年間の総合的、計画的に取り組むべき施策が提示されております。この施策を、より具体的にするため、平成26年度、昨年度ですが、アグレッシブタウン基本構想を策定しまして、平成25年度から、おおむね5カ年で計画的に実施する事業、施策を掲げたところでございます。

旭ヶ丘運動公園、これにつきまして野球場ですね、そちらのほうは平成25年度に整備を行いました。そして、今言われますように非常に老朽化している、そしてまたちょっと暗いという雰囲気がございます。そういうところでございますが、この面積が約15ヘクタールあります。そのうちの一部、ちょうど旭ヶ丘に上がっていきまして、陸上競技場の東側、アスレチック場があるところなんですけれども、そちらの一部が民有地になっております。現在、そちらのほうは管理されてない状況で、雑木が生い茂って、非常に暗い環境をつくっております。

そこで、そちらのほうの土地所有者の方々と、ご家族の方と、今、用地買収について交渉しているところでございます。一応鑑定等も終わりました、向こうの地権者の方と話し合いをしているという状況でございます。こちらのほうが用地買収が可能であれば、そちらのほうと合わせたところのアスレチック場のところの一体的整備も考えていますし、また以前からずっと陸上競技場の整備についてもご指摘がございますので、そちらと合わせたところで一緒にできないか、あるいはまた別個でもですけれども、何かいい事業を持ってきて整備できないかということを検討しているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 次に質問しようと思っただけなんですけど、先に回答いただきました。アスレチック場のあそこは、もう使われてないような老朽化です。それこそタブレットで写真撮って、帰って見ますと、いかにも報道される、ここが事件現場ですと言わんばかりの非常に薄暗いそういった現場になっていきますので、今言われましたように実行していただくと、防罪防止に必ずやなると思います。そんな気がいたしました。ありがとうございます。

高城運動公園は、ことしもJリーグのFC東京がキャンプを張りました。旭ヶ丘運動公園も決して劣ってないと思います。そういった誘致にも積極的に動いてみてほしいと思います。現在、そういった誘致するような企画はあるのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先月ですか、ちょうど鹿屋の方、韓国人の方なんですけれども、その方

のほうから、今まで都城、そして鹿屋含めて、宮崎のほうもそうですが、野球関係についていろいろと誘致、韓国からの誘致、そちらのほうの実績のある方からのお話がありました。

それで、現在、この周辺にある球場等はキャンプの時期、1月から3月については大変埋まるところ状況、その中で三股町の球場は大変環境的にもいいということで、そういう打診というのがございまして、そちらのほうの話を今進めているところでございます。来年の1月の後半から3月上旬まで、約3カ月間ぐらいでしょうか、2カ月、3カ月、そのあたりが実現すればということで。そのためには、こちらとしましてもキャンプができるそういう用具、備品等そろえる必要もございまして、そういうふうな協力も必要です。

また、宿泊所という関係では町にはございませぬので、町が関係しているホテル、そちらのほうに誘致というか、そういうふうな形もいろいろ検討しながら、そしてまたお昼の食事関係は町内で回すとか、いろんな形で町にお金が回ることができないか検討したいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） 地方創生と重なってくるんじゃないかと思います。三股町でいきますと旭ヶ丘というのは、そういった意味では非常に大きなポイントに、にぎるところじゃないかなど、人を集めるいいところだと思いますので、今の町長の展望を聞きまして、ぜひ実現させていただきたいと思います。

そして、もう一つ最後に、どうかというテーマですけども、インターネットで三股町というのを見ますと、非常に見応えのあるいい内容になっているんですが、旭ヶ丘運動公園で見ると非常に物足りないというか、そこら辺の見直しも、本当にいろんな意味で、まずはネットで引くという環境になっていますので、そこら辺も力を入れて、行ってみたいね、いいところやねと、行きそうになって人がどんどん集まるとそういう暗いイメージもなくなりますし、口伝えで発展していくんじゃないかと思います。そういった、ホームページにおいてももう少し旭ヶ丘をPRするような、そういう企画を提案したいんですけども、これについてはどうでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 旭ヶ丘を含めまして、町のPRということで、例えば移住定住なんかも考えておりますし、三股町の細かな情報発信というところで見直しをして、そういう映像を含めて何か検討したいと、PRを進めていきたいというふうに考えておりますので、関係各課とまた協議しながら情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 福田君。

○議員（3番 福田 新一君） ちょっと、けさプリントアウトしてみたんですけど、全く動くような動画がないし、今おっしゃったように、もっと活力あふれる、行ってみたいというような、

そういったPRがされると足を運んでいくんじゃないかと思しますので、ぜひ取り組んでほしいと思います。

以上、私のほうからの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福永 廣文君） 発言順位7番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておきました案件について、演壇から質問したいと思います。

きのう、18歳以上に選挙権を与えるという法律ができたそうです。これも、見方を変えると日本全国が人口減少になっている、その副産物ではないのかなというふうに思っているところで

す。そこで、通告いたしておきました空き家対策の考え方についてお聞きをいたしたいと思います。新聞等によりますと、倒壊のおそれのある家屋が、全国でいうと約800万戸あるんだそうであります。その実態を受けて、国は空き家対策特別措置法が施行をされました。特措法ですけれども、もちろん三股町もこれを受けて空き家対策について方策を講じられているというふうに思います。見渡してみると、我々の周りにも人口増というふうに町は言いますが、実は空き家がいっぱいあります。それについて、演壇からの質問をして、あとは質問席から行います。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 空き家対策の考え方について、空き家対策特別措置法の全面施行に伴う本町の取り組み状況はどのようになっているかというご質問について回答させていただきます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法が、ことし2月26日に一部施行、5月26日に全面施行されました。この法律の施行を受けて、全国の市町村で各種取り組み、条例化が進行しています。

本町では、平成25年度に実態調査を実施し、284戸の空き家を把握したところでございます。

その後の取り組み、そして法施行後の具体的取り組み、今後のスケジュールについては担当課長から回答させます。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 本町におきましては、一部施行になりました2月の26日から27日にかけて、関係課の職員5名を、先進的な取り組みをしております鳥取県鳥取市、岡

山県美咲町に派遣しまして、空き家対策とまちづくりについて研修をしてもらったところがございます。

その後、空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例案というのを今策定している途中でありまして、この検討と特定空き家対策のフローを、いろんな課が関係してきますので、このフロー図関係とその役割分担、これについて今協議を進めている最中であります。

今後につきましては、パブリックコメントを実施しまして、9月議会に条例案を上程する計画でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） まず、284戸ということですけども、空き家にもいろいろあると思うんですね。まず、平成26年度でもいいんですけども、空き家に対する苦情、悪臭、あるいは害虫等々について、苦情はいかほどあったのか、お聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 空き家の草刈り等の苦情は、昨年度において、数字ははっきり把握しておりませんが、苦情が年間に二、三件は来ております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 例えば、ネズミとかゴキブリとか悪臭ですね、行政のほうには、ほぼ何も来てないということで理解してよろしいのでしょうか。これ以外に、ない。

○議長（福永 廣文君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 環境水道課のほうには、雑草が伸びているので草刈りの依頼をしてくださいという苦情は来ておりますが、あと1件、隣の虫が発生しているのではという苦情も、ことし4月に1件受けております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） なら、視点を変えてお聞きしますけども、もし悪臭がある、もしくはゴキブリ、ネズミ等がいるというときには、どの課がお受けいただけるんですか。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） そういう具体的な事例に対してどう対処するかを、今協議をしている最中ですので、今のところ草刈りとか、そういう外見の苦情ですね、それについては環境のほうに来ていると思うんですが、中身については、家の中に立ち入ることができません

ので、それについては、なかなか情報が入ってきていないんじゃないかと思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） そこからだと思うんです。要するに町民として、あそこにネズミがある、ゴキブリがある、空き缶等が放置、要するに束になって放置されていて、そこから蚊が湧いていると。そうしたら、まず、どの課が受けますよ、どの課が、要するに対策を練る前に、その件数がいろいろあるんだろうと思います。一つは、学校の通学路もありますよね。要するに、そこに行って嗜好品をしないのか、悪さしないのかということで、心配されている町民の方いらっしゃるんですけども、それについて、どの課が、まずお受けをしますよというところは、町長、とりあえずこの課しかないわけで、どの課かを指名してでも、その課が受けるんですよというところをしてほしいんですけども。お願いします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 環境的な政策でございますので、環境水道のほうで、まずは対処するという、窓口としてはそこが窓口になるというのが当然だろうというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 実は、うちの近くでもいっぱいあるんです。持ち主が特定できているんだけど、曖昧。例えば土地と家屋の名義人が違う等々、壊すにしても壊せない。負債があって、家を壊そうにしても、建物が建っていない限り、お金を一括で返さざるを得ない。いろんな制約があって、周りの人は大変迷惑しているんだけど、それをどこにどういっていいのかが、まずわからない。

要するに、隣の人が、もう大変だから土地を買いましょうと言っても、負債額と折り合いがつかないということもあって、なかなかうまくいかない。そうすると、町で空き家を件数を把握したけれども、それに伴う苦情というのは、やっぱり前向きに、この法律ができたことによって、それなら次は何を打つのかというのを考える前に、三股町がどういう実態になってしまっているのかというのにも考える必要があるんだろうというふうに思っています。

要するに、人口が減っているところばかりではなくて、人口がふえていると言われる例えば西小学校区でもそういうものが散見できますし、そういうことも考えながら、町として考えてほしいというふうに思います。

それを受けて、空き家対策の中で、町営住宅、それから県営住宅、どういうふうにあるのか。今回壊される予定の榎堀については度外視しても、次に壊される予定の榎堀にしても、上から見ると、白くペンキのように見えているところは人が住んでいらっしゃるんだろうなど。これは明らかに大変なことになっているよなというの也有ります。それから、長田のほうにもあります。その町営住宅、県営住宅もあるのかどうかわかりませんが、簡平と言われる4戸並びとか

という関係ですね、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 町営住宅、県営住宅の空き家対策の現状と今後の取り組みということで答弁させていただきます。

まず、町営住宅の現状につきましては、管理戸数が780戸のうち、空き家戸数が199戸あります。そのうち、老朽化のための用途廃止予定の住宅が146戸です。榎堀射場前団地の建てかえに伴います住みかえ先予定の住宅としまして6戸、そして抜本的改修を要する住宅としまして1戸の合計153戸が政策空き家となっております。

本町の対策としましては、昭和30年代から40年代に建設されまして耐用年数が過ぎました簡易耐火平家建て住宅につきましては、一部を除きまして、入居者がいなくなった時点で棟ごとに用途廃止しまして解体しております。あと、解体後の空き地等におきましても、年に2回ほど草刈りを実施しまして、環境整備に取り組んでいるところであります。

県営住宅のほうでございますが、土木事務所のほうに問い合わせしましたところ、町内のほうへ、県営住宅におきましては今市にあります沖水原のA棟、B棟が78戸、そして榎堀に6戸の合計84戸がありますが、そのうち80戸が入居ということで、入居率が95%ということで、空き家の割合は少ないということで、空き家としては捉えていないということでした。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 県営住宅でちょっとあったんですけども、前の前原住宅の南側、あそこ6戸、あれは県営住宅ですか。ですね。あそこも、あそこだけ県営住宅で、周りが元町営でもう入らせてしまっているという形で、変な形になっているんですけども、余り環境的にはいい状態と言える状態ではないんですけども、三股町の所管外ですから、そういうことだというふうに認識をしていただけるとありがたいと思います。

この三股町の元町営住宅だけど、住居以外に貸されているようなところがどこかありますか、教えてください。貸し出して、人が住んでいる以外という意味です。ありますか。

○議長（福永 廣文君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 町営住宅、住居以外に貸し出ししているところはありません。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） そこでお聞きをいたします。長田の新しい町営住宅をつくられましたね。あれの一番北側のところに4戸か6戸かの住宅がありますね。簡平みたいな感じなんですけども、あの新しい家をつくられましたね、町営住宅、その北側です。川沿いということもあるんですけども、荷物がいっぱい入っているので、人に貸されたのかなというふうに思って聞き

ました。その割には草ぼうぼうです。背の高さぐらいあるぐらいですが、そこについてはどういうところになっているのか、お願いします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 永田の、今言われた牧野ですか、あそこに、前の町営住宅ということで、もう用途を廃止いたしまして、その後、都城市の事業所が、中を見ていただくと、外から見えてしまうんですけども、織り機が中に入っているんです、機織りの織り機が。こちらのほうを賃貸借契約を結んで、普通財産の貸し付けということで、恐らく平成17年ぐらいに最初契約したんじゃないかなと思うんですけども、毎年、単年度で更新をかけております。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 私のほうで勘違いだったと思うんですけども、とはいえ、どう見ても外見上、景観上よくないんです。放置されている簡平というふうに受け取ってしまったわけです、まず第一。だから、やっぱり貸す条件としては、草を何回刈るんですよとか、町のほうでそれは管理しますので、それは上乘せ幾らですよとかしておかないと、その手前の南側にある住宅そのものが商品価値が下がってしまうとかということがあるんですけども、それについて、何か少し検討されているのかお聞きします。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まず、草刈りについては、年2回、定期的に草刈りをしております。あと、言われたとおり、かなり老朽化が進んでおりますので、昨年度でしたか、借りられている事業所のほうに出かけまして、一応話をさせていただきました。できれば、老朽化していますので、町のほうとしては解体したいということで、貸す物件には当たらないんじゃないかなということで説明をしましたが、見つかるまでは貸していただきたいということで、または町のほうで何か用途で使われるのであれば、そのときにはもうお返ししますというところで話を今進めているところでございます。年に1回は確認はしておりますので。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 明らかに放置というふうに、こっちとしては受け取ってしまったものですから、ただし、そこら辺はもう早目にけりをつけたほうがいいのかというふうに思っていました。その東側ですか、住宅そのものが空き家になると草が生えている流れの中で向こうを見てしまいましたので、そこら辺はやっぱり少し考えながら早目に手を打って、住宅価値もありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。

通告いたしました2番の協働と小学校の通学区域についてということで、小学校から中学校へ進学するときに、子供や親に戸惑いはないか。

何を指しているのかといいますと、小学校は、例えば西小の生徒をとると、勝岡小学校以外の小学校には全て行けますと。三股小学校であろうが、長田小学校であろうが、宮村小学校であろうが行けますよ。そうすると、地域の中で虫食い状態になるわけです、親子会が違うわけですから。そうなったときに、新たにまた今度は中学校になったときは、その地域はPTAで組むわけです。今まで小学校のときに違ったことをやっていて、親とか子供たちに戸惑いはないのかなと正直思いましたので、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 小学校から中学校へ進学するときに、子供や親の戸惑いはないかというご質問でございますが、小学校から中学校への進学につきましては、現在6つの小学校区から進学しているために、居住地からくる戸惑いというのはありませんが、中1ギャップと言われるように、学校の違いからくる戸惑いを感じている生徒は若干おります。

その対応といたしまして、小学校卒業前に、中学校での新入生説明会を行っております。また、小中一貫して取り組んでいる伝統教育についての子供サミットや各種のスポーツ活動を通して小中学校の交流を図り、段差なく円滑に進学できるようにしているところであります。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 地域でいろんな行事をPTAですとかやったときと、それから学校ですというPTAの関係——例えば清掃でもそうでしょうし——するときには、その子供さんがいる学校に行くわけです。要するに植木に住んでいたとしますね。そうすると宮村にやっている、もしくは三股小にやっているとする、その学校の行事で動くということになりますね、その家庭は。そうすると、隣の人は子供さんがいるのに協力しないという形の中で中学校に入ってくるわけですね、話が合わないわけですから。そういう形で親等には——新しく転入した人は、新しく見えた人だというふうにわかるわけですが、それについて、やっぱりおかしいんじゃないかなというふうに思ったのでお聞きをいたしました。戸惑いはないちゅうことですから、ないんだろうと思いますが、しかし、それはちょっと捉え方として、そっちこそおかしいんじゃないかなというふうに思っています。

それを踏まえて、町長にお聞きをいたします。

先ほどの虫食い状態になっていくという中で、地域の協働とかというところになると、子供さんはいるけど、ほかの学校の生徒ですね、例えば、さっき植木と言ったから植木でもいいんですが、三股小学校に行っていますよと。そうすると、通学区域という概念が、ほぼなくなってしまうことになるんですね。学校、行政はそれでいいですよ。例えば新しいクラスをつくらんでいいとか、いろんなことがあるでしょうから。しかし、町がいう協働という考え方からいって、それは隣の人と手を携えるということになるのかなというふうに思いますが、町長、答弁お願いしま

す。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 小学校の通学区域につきましては、昨年度、学校通学区域審議会を発足しまして、4回の協議を経て答申が出されたところであります。教育委員会定例会で調整区の導入、小規模特認校の拡大が決定したところであります。

また、通学区域の見直しについては、27年度継続審議となっているところであります。

学校選択の弾力化の目的でございますが、これは選択そのものにあるのではなく、選択等の手段を通じながら、それぞれの子供に対して、その子供に合った自主的精神や個性を伸ばす魅力的な教育が受けられる状況を実現していくことにあります。

協働につきましては、平成25年6月に制定いたしました三股町まちづくり基本条例第8条で、「町民等、町役場は、お互いに創意、工夫しながら協力してまちづくりを行うものとする。」と述べております。つまり、同じ地区内に違う小学校や中学校へ通う児童や生徒がいますが、その地区に住んでいることに変わりはなく、地域の皆さんといろいろな立場で活動されており、協働によるまちづくりは十分行えるものと考えます。

また、校区の柔軟な考え方により、地域住民にとって住みやすい環境をつくること、これからの協働のまちづくりにも貢献するものというふうに考えておるところでございます。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） ちょっと視点、ぼけてないかなというふうに思うんですけども、私は町長にお聞きしたんです。町長は協働という言葉が使われていますけれども、学校はそういうふうになってますが、行政としてはどうですかと聞いているんですが、町長。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの質問の要旨をちょっと考えてみますと、要するに校区の、今回、調整区を設けました。それによっての地域のまとまり、地域での取り組みが支障があるんじゃないかという意味合いかというふうに理解します。

今回は、西小学校、そして三股小学校、そのあたりのところの児童数をどのように、一方は過大校になったとすると、一方はどちらかというとなくなっていて、そのあたりのバランスをとるということで、今回この通学区域の審議会のほうでの調整区というふうな提案が提示されたわけです。

しかし、今回実施してみまして、その効果というのがやはり限定的だったなというのが一つの結果かなと。やはり、根本的な見直しというのが一つ重要なのかなというのは、理解というか、そういう方向を、まだこれから審議会が開かれますので（「はっきりして」と呼ぶ者あり）はっきりするのは、この審議会のほうにお任せしたいというふうに思いますが、しかし、やはりそう

いう子供たちがその地域で同じ学校というのも、それも一つのすばらしい方向であるけれども、しかし、今のこの情勢を見てみますと、要するに中学校でも泉中学校に行ったり、三股中へ行ったり、そしてまた五ヶ瀬中学へ行ったり、いろんな方々がいらっしやると。そういう意味合いでは、その地域の中が一つでなくても協働というのは実現できるのかなというふうに思います。

ですから、言われるように、校区見直しとの関連ではなくて、そこの中にいろんな方たちが住んでいると、共生社会といいますけど、そういう意味合いでは、この協働とは矛盾はしないというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 高校レベルの話であれば、それでいいんです。だけど、今回話をしているのは義務教育です。義務教育というのは、釈迦に説法でしょうから、私がしゃべる必要もないんでしょうけれども、親御さんが教育にいたす義務がある。その受け皿として町、要するに自治体はその場を提供するということだろうと思います。

そういうことからいうと、要するにこの地域に住んでいる人たちは、原則としてここに行くんですよ。特殊な事例はあります。例えば、その人はここでないとどうもだめだとか、いろんなことは、特殊な人はいると思います。けども、ほぼ全員、そこに行くんですよという、そうすることによって、要するにその地域に愛着が湧くし、その地域の隣のじいちゃん、ばあちゃんがわかるし、いろんな意味で密着度が強くなっていくと思うんです。小学校を出たときに、どこに行ってもいいんですよ、いや中学校に行ったら泉ヶ丘の中学校があるから、そんなに大したことはないんですという論法でこれを話していくと、要するに町がまとまって何かおろしたときには、なかなかうまくいかんんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺を。

やっぱり、もう一回、要するに、やっぱりここはここに住むんだと。今の論法でいくと、超マンモス小学校をつくって、三股町は、もう一とこでいいですわ。あと、いろいろある人は、もうよその中学校にでも小学校にでも、どこへでも行ってくださいというふうな形に受け取られかねないんです。例えば、長田小学校も廃止しますわと。どこどこでもやってください。極論をすると、そういうつもりは町長はないと思いますけれども、極論をするとそういうことに帰着してしまうんじゃないのかなと。

だから、その地域に住む人たちは、俺たちは三股小学校に行く地域なんだ、俺たちは三股西小学校に行く地域で、ここで家をつくったんだというふうに、協力願うということが、町としてはそういうことをすることが、まず第一義だというふうに思うんですけれども、もう一回お願いします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この調整区の設定についても、原則は、その地域はこの学校に行くと、

西小学校へ行くと、三股小学校へ行くと、そういう原則は崩れていないというふうに考えます。ですから、その調整区の中で三股小学校に行きたいという、またその子供たち、そういういろいろな特殊事情がある、そういう人たちに対して門戸を開いたというふうに私は理解しています。やはり、言われるように、原則的にはこの学校、この地域はこの学校に行くんだと、そういうふうな基本スタンスは崩してません。

ただし、これから——きのうもお話ししましたけれども——長田小学校魅力化プロジェクトというような、ある一つの校区を決めたときに、これに対して町内の大規模校のところから手を挙げていただいた人に長田小学校に行っていただくと、そういうのも一つの方策というのも考えます。そういう意味合いでは、原則は守りながら、しかし、今回は試行的にこういう形でやってみたと、調整区を設けたというふうに理解をお願いしたいと。そしてまた、今の審議会のほうを4月からまたスタートするということをございますので、そのあたりでどういう結果が出るか、それを踏まえて、この取り組みを強化したいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 視点を変えると、親の考え方によって子供さんをやるということになるし、もっと踏み込んでいくと、親の収入によって学校をかえられることになりますね。例えば、生活保護の人は車持てませんよね。そうすると送迎できませんね。その人たちは、もう収入がそうだから、そこにしか行けない。ある一定の収入がある人が、この小学校じゃつまらんから、こっちにやろうということに、収入による差別も出てきかねないと思うんですけれども。私はどうしても胃の腑にすんと落ちないんです。うん、それはいいことだというふうに落ちないんですが、やっぱり校区を見直す以外に、この方法はないんじゃないのかなというふうに思うんですけれども。長期のスタンス、前、私は三股小学校を、五本松の空き地になったら、将来そこに小学校を移したらどうか、そうすることによって校区も全部そうではないかという考え方を申し上げたんですが、やっぱり町長としては、この地域はこの学校というふうにするを明言してほしいと思うんですけれども、町長もう一つお尋ねします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどから申し上げていますように、通学区域審議会というものを立ち上げて、そちらのほうで議論をしていただいているところでございます。ですから、そちらのほうで、またことしも7月から開会されるということをございますので、そちらのほうの結論を待ちたいというふうに思います。

基本的には、スタンスとしましては、やはり今の調整区域の中では、なかなか西小学校と三股小学校のバランスといいますか、西小学校の児童数の増の解決策にはならないのじゃないか。しかし、審議会にかけている以上は、そちらのほうの審議を待ちたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 押し問答でしょうから。ぜひとも、その通学区域を決めるときには、三股町の将来、学校だけではなくて、地域、その子供たちが三股町に愛着が出るような、もしくは地域のそういう形で友達ができるようなことを考えながら、広い視野で、ただ、この学校が多くなったから、こっちの学校はまだクラスに余裕があるから、今度はこっちに行ってもいいですよという簡易的な話ではなくて、やっぱり三股町をどう創造してつくり上げていくかという観点から論議をしてほしいということを申し上げておきたいというふうに思います。

次は3番目に行きます。通学路の安全対策について通告いたしておきました。

三股西小学校の南側の通路ですね、天翔から来る突き当たりですね、早水線のところですが、押しボタン式の横断歩道があります。その横断歩道を利用する児童、三股西小学校について、数字を教育委員会、お願いします。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 6月5日の金曜日の朝に現地調査をしたところ、246人の児童が、この横断歩道を使用していました。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） もっと実態は多いのかなと、送り迎えもあつたりいろいろあるでしょうけども。植木から来るのには、ほぼ遠過ぎるというのもありますし、大きな道路を何カ所ですか、都万、都三、それから早水線と大きな道路を横断して来るわけですけども、この数を踏まえて、町長にお聞きをいたします。

あそこを通りかかると、子供たちが押しボタンのところで滞留をしているんです。もちろん、薬局のあるところで、通学用には少し道路を変えて少し広くとってもらいました。しかし、今度は帰るときにはやっぱり一緒なんです。はかってみました。実質1メートル50ぐらいだったですか。しかし、そのプールの横のところは1メートル近くの盛り土になっていますので、そこは草が生い茂っていますから、実質使えるのは1メートルぐらい。そこに子供さんたちがずらっと並ぶんです。押しボタンのところは縁石が抜けています、民地の出入り口ですから。そうすると縁石を越えて集まってるんです。だから、大変危険ということなんです、それについて、教育委員会もしくは町長部局でもいいんですが、そういう認識でおられるのかということ、まずお聞きをいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 児童の通学路の安全確保ということについてでございますが、平成24年度から教育委員会を中心に三股町通学路安全推進会議を立ち上げまして、関係機関と連携

した通学路安全点検を実施しているところであります。

その中で、平成25年度の調査で、三股西小学校の南側でひむか薬局の、今おっしゃいましたひむか薬局の横のT字路部分が危険箇所として上がり、平成25年度中に拡幅工事がなされ、現在スムーズに登校ができるようになったところであります。

議員がご指摘の箇所については、平成26年度の調査では危険箇所としての報告はなく、ご質問にありますこの横断歩道の要望はないところでです。

教育委員会といたしましては、各学校に集団登校、登下校時には一列に並んで歩くなど、交通安全指導の徹底を図るとともに、今後の登下校の様子を見守っていきたいと考えているところであります。

下校時のご心配をされたところなのですが、小学校が全校一斉に下校するというのは、水曜日が職員会議が同じ時間にあるために下校が同じ、大体帰る時間が一緒です。でも、学級によってばらばらですので、一斉にどんと帰ることはほとんどありません。だから、時間のタイムラグはかなりあきますので、一斉にたまるということは、登校と同じような感じで時間差が起きてくるというふうに考えているところでです。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 勝岡小学校等は見守り隊みたいな人たちが出て、ボランティアの人が一生懸命されております。

問題のこの箇所については、学校の先生等々がついていらっしゃればそうでしょうけども、利用する我々とすれば大変危険です。歩道が細くて、三股西小学校の東側の通用口から出てきて帰るわけですが、ものすごくいっぱい来るし、車はほぼ停止状態じゃないと、小さい子供たちが前に出てきていますので、そういうことからいうと大変危ないというふうに思っています。

そこで、町長にお聞きをいたします。2番目の問題ですけれども、三股西小学校にプールがあります。そのプールの東側に道路があります。そこを通る人たちに歩道橋を、そんなに広くなくても子供たちは一方通行しかしないわけで、そんなに広い、普通の町なかにあるような、交互通行するような道路は必要ないんでしょうけども。そうすると、少しの買収で隣の内科医さん、反対側はそうですが、そこに歩道橋を渡すと、何の滞留もなくてうまくいくのかなというふうに思ったんですが。もちろん金銭的なところはよくあるんでしょうけれども。その西側に床屋さんがありますね。あそこに行って聞きました。床屋のマークしているところのブロックが新しくなっているんです。どうしたんですかと、何でここだけやりかえたんですかと言ったら、車が飛び込んできた。隣の家のところでとまった。多分、学校関係者ですからご存じだと思うんですが、歩道に完全に中に入り込んでしまつたとまったということもお聞きをいたしております。

そういうことからいって、よかったなど。もう少し、あと100メートル向こうだったら、完

全に横断歩道のところに入ってきちゃったなというぐらいのところでした。相手は居眠り運転だったそうなのですが、そういうことも現実としてあって、あそこに歩道橋、要するに横断歩道はもう要らないわけで、歩道橋をつくってしまえば。そういうことで考え方的にはあるやなしや、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 子供たちの通学、登下校、この安全対策というのは大変重要だというふうに思います。どういう方法が一番いいのかというのは、その登下校にかかわる保護者、そしてまた学校、そしてまた教育委員会、そちらのほうで実態を踏まえて、どういう解決策があるか、どういう安全対策が必要なのか、そのあたりは今のご提言も含めて検討、またそういう必要性があれば、そういうふうな取り組みが必要かなというふうに思います。

ただ、今のところ、そういう要望等もないということでございますし、またそういう登下校について、登校するときにはやはり小中学校から来るわけですから、時間帯がばらばら、そしてまた下校するときにも、またそういうふうな時間帯の差というものもあるということでございますので、まず実態把握して、その必要性があるかどうかを検討させていただきたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 指宿君。

○議員（8番 指宿 秋廣君） 親御さんは、例えば植木の人、花見原の人は、あそこを通るときには子供さんを送迎するときだけです。我々、七地区に住んでいる者は日常茶飯事使うんです。多分そういう危険性を感じても、どこにどう言っているかわからんという形だろうと思います。

先生がついているときには、子供さんは全部言うことを聞きますからぴしゃっとなっているんだろうと思います。しかし、日常に使う者とすれば、あそこにいらっしゃる地域の人たちにも聞いてもらって、横断歩道が全て安全ではないと思うんです。だから、そんなにあの場所を、地域の人に家を動かせとか、あるいは土地を買収するとかという話ではなくて、一番いい方法は橋かなというふうに思ったわけでありませう。

いずれにしても、町長としては一番大きい学校で、いろんなところから来るんですけども、利用者、今言われました300弱ですか、利用する中でいうと250人ぐらいですか、それも選択肢の1つとして、例えば歩道橋をつくることによって、そこに三股町の案内板もつけることができますよね、ちょうど入り口ですから。そういう形も、わざわざ鉄柱をつけて、大きいのをつけて、三股町の案内板を副町長がつけるちゅうたけども、どこにもついちよるようなふうでもないので、そういうことも選択肢の1つとして横断歩道橋をつけて、それを三股町の宣伝媒体に使うとかという多用途な使い方も多分できるんだろうというふうに思いますので、ぜひともそこを検討していただくことをお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

.....
○議長（福永 廣文君） これより、11時25分まで休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位8番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました空き家対策特措法に関することと障害児・者福祉に関することについて、それぞれお尋ねいたします。

①については、先ほど、8番議員が質問されましたので重複する部分もあるかと思いますが、私も通告いたしておりましたので、それに従って質問してまいります。

少子高齢化と核家族化が進む中、独居高齢者がふえております。そして、その人の死後は住む人がいなくなり、空き家がふえ続けております。その後、しっかり維持管理されていけば問題はないと思われませんが、放置されたり管理が不十分な空き家は老朽化で倒壊するおそれがあるだけでなく、ごみの不法投棄や不審者の侵入、放火など犯罪の温床になると言われております。

総務省の調査によれば、全国の空き家は右肩上がりです。2013年10月時点で82万戸、住宅全体に占める割合は13.5%の結果であります。2040年になると空き家率が40%弱に達すると試算されております。空き家対策について、400を超える自治体が、現在条例を制定し対応しているようであります。しかし、この条例だけでは限界があるとして、今回の空き家対策特措法が制定されたようであります。今後は、市区町村が対策に乗り出しやすくなることとなります。

当町は、条例制定には至っておりませんが、平成24年9月から11月にかけて空き家調査をされております。その結果、先ほど数字を言われたんですが、そのときの一般質問の答弁の中には360件の空き家を確認したと聞いております。ただ、当時は空き家というか、商売をされている、そういうところも含めたということがあったのかもわかりませんが、実際、答弁の中で360件というような答弁をされていたようでございます。

そして、今3年が、当時からすると経過しようとしております。今回特措法が施行されたことは、さらに一歩踏み込んだ調査ができるものと思われまして、そこで、空き家の実態調査を新たにすべきではないかと思いますが、町長にお尋ねいたします。

あとは、質問席にて順次お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 空き家対策について、空き家対策特措法が施行されたことによる、それを受けて実態調査をすべきではないかというご質問でございますが、本町では、先ほど申し上げましたように、25年度に調査を行い、町としましては284戸の空き家を確認しています。それから2年近くが経過しておりますので、再確認、再調査が必要というふうに考えております。

その方法につきましては、さきの調査結果、これについては、もう図面上落としておりますし、そしてまたパソコンの中にデータベース化もしておりますので、それを有効活用するというところで、最小限の経費で最新の情報が得られるよう、そしてまた再調査ですから、各自治公民館等協力体制を構築して、この調査ができないか、検討してまいりたいというふうに考えてます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今後というようなことを今答弁をなさったんですけれども、やはりこの特措法を受けて、そういう調査をする場合のそういう打ち合わせというところとかは、そういう意味では、特措法がもう施行されたわけですから、当然すぐ対応する機関をつくらないといけないと思うんですけれども。今後、予定の中で実態調査の期間はどれぐらい持たれるのか、あるいはどこの部署が何人で調査するのかとか、あるいはそれぞれのガイドラインに沿って実態調査をされると思うんですが、調査後の対策は策定するのかどうか、その辺もう一回お尋ねいたしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 今後の対策なんですけど、これについては先ほど申しましたように、今どの課がどういう担当をするのかというところを、関係課が多いもんですから、そしてこれ個人資産になるので、どこまで立ち入ることができるのか、そこについては弁護士とかを含めた形の空き家対策審議会みたいなのも設立しないといけないということで、かなりその辺を踏まえていかないといけないので、まずは条例化、そしてその条例の中でどういう形でそういう決まり事、ルールを決めていくのか、パブリックコメントとか、それを含めながら住民の声も聞きながら、本町ではこういう空き家対策をやっていくというのをお知らせして取り組んでいくという形になると思います。現時点で、まだその体制がとれてないという状況です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私、先ほど申し上げましたけども、全国の自治体の中では400を超す自治体があるという状況で、既に条例制定して、それなりの時々において、その条例に沿って対策をとっているわけですね。

今回は、当町としては条例を今からつくるといこととありますけれども、じゃあ今回の特措法は何なのかと考えたときには、しっかりそのガイドラインの中にも、こういう方向で調査しな

さいよというのは、実際でき上がっているわけですね。ご存じですね、特措法の内容は。ということであれば、このガイドラインに沿って即対応すべきじゃないかと思うわけですが、さっきおっしゃったように各部署ごとに、大きくその部署部署が該当するんじゃないかということでおっしゃっているわけですが、全国ではもう400以上の自治体が条例制定されていたということに対しての、こちらの手おくれ的な条例制定ということをございますので、本当に申しわけない。本来的には私たちが条例制定をもっと、皆さん、執行部のほうに事前から制定に向けてのそういうものを申し上げておけばよかったんですけども、今回、特措法を受けて、私たちが改めてこの空き家対策というのが大変重要なものであるということを私自身が認識したところですが、この条例制定も早急に立ち上げていただいて、基本的にはこのガイドラインに沿った調査、そういうものをしていただいて、対策をぜひとっていただきたいと思いますので、重ねてお願いしておきます。

では、2番目にまいります。今回の特措法は、空き家等の所有者を把握するため、固定資産税情報の内部利用等が可能であると。大多数は所有者の把握ができていられるでしょうけれども、所有者の不明がないとは限りません。そのときの対策は考えられておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 25年度の実態調査で、特措法の公布前でありましたので、税務情報が活用できなかったということで、かなり不明な部分もありました。今回、この税務情報が使えるようになると——今後、条例とか制定しないといけないんでしょうけど——ということだと思われるんですが、それでも税務がつかんでいる部分しかわかりませんので、税務で不明な部分はやっぱり不明なのかなというふうに感じております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ということは、この284戸の中には、もう既に不明なところはあるということをございますか。そうですね、そういうことですか。

そのときに、やはり不明のままでいいのかどうかということをお考えないといけないんですが、実際もう不明であるということがわかっているわけですが、その後の対策としてはどういうふうにとつていかないといけないというふうに考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） その対策を今協議を始めている最中ですので、だから、その辺がまだ決まっていないという状況であります。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） なかなかそれ以上は進みませんが。

固定資産税情報のほかにも不動産登録帳、登記簿の情報、これも活用できるというふうになっています。ですから、その分も活用されて、当然、所有者の情報というのはしっかり皆さん把握した上での対策というのは必要なんですけども、それでも不明の場合は、どうなんでしょう、特定空き家等としてされるというふうに思われますか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 先ほど申しましたように、個人資産になりますので、この審議会は弁護士とか、それに詳しい専門家を入れた審議会の中で、そういう特定に指定していいのかわかるかという判断を仰ぎますので、まだそういうのを立ち上げていませんので、なかなかご回答はできない部分であります。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今回の特措法においては、どうしても対応でき、所有者もわからないいろんな部分においては、特定空き家として行政が処分できるという部分も権限として与えられるという部分がありますので、その辺は、そういうものも含めながら、どうしてもというところは行政のほうも対応していったいいんじゃないのかなと思いますので、その辺を精査しておいていただきたいと思います。

では、次にまいります。③でございます。

平成25年9月の、これも一般質問の答弁の中で、今年度は空き家のアンケート調査を実施すると、さっき答弁もありました284戸ということですが、その調査結果の内容は、私たちにもちょっと、何も聞いていない部分がありますので、その結果としてはどのようなものであったのか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） アンケートの調査結果に対するご質問ですが、調査の概要を、まず説明したいと思います。空き家284戸のうち、管理者が判明したのが206戸、284戸のうち206戸が管理者が判明しましたので、そこに対してアンケート調査を実施しました。そのうち、回答があったのが95件でございます。

調査の内容としましては、現在の管理者及び所有者との関係、家屋の利用状況、家屋の基礎情報として建築年度がいつなのか、空き家になった時期、現在の空き家の状態と維持管理をどうされているか、それと賃貸あるいは売却の意思があるのか、それとあと、そういう意思関係を外部へ流していいのかわかるか、その辺のところをアンケート調査を行っております。

調査結果につきましては、建設年数が33年以上というのが最も多く74%です。空き家になった時期では、平成11年から20年にかけてが44%ということで、あと平成21年以降が28%でした。あと賃貸、売却の意思については、考えてないという、できないという方が

67%と最も多く、次いで売却したいと回答した人が20%ということになっております。貸したいという方は7%で5名でした。また、情報提供ですが、40%の方が提供できないと答えまして、35%の方が役場、行政が間に入れば、そういう情報提供もしてもいいということで、提供可能な方は7名の方がいらっしゃいましたが、既に不動産会社にそういうお願いをされているという結果でありましたので、そのときの対策は打ってないということでもあります。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 206戸のところは地主さんがわかっている、その中の回答が95戸と、余りにも寂しい回答だったのかなと、半分しか回答されてないということです。

ただ、今いろいろアンケートの内容等も言っていただいたんですけども、じゃあそのアンケートを受けて、これをどういうふうに生かされたのか、その辺のところはどういう対策をとったのかというのをちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 住宅の賃貸借契約をいたすのに、結構トラブル等が多いものですから、貸してもよいと回答された方の多くは、役場が責任を持ってやってくればよいよという回答でしたので、そういう体制がまだ本町とれていませんので、これまで対策がとれてないという状況であります。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） アンケートのその内容次第で、当然、向こうの回答もそれなりに回答するわけありますので、今回のこの特措法を受けたアンケートとしては、また別な意味でのアンケートとしてはしていけるのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 特措法ができましたので、いろんな情報も、先ほど不明な方の現在の管理者、このあたりも大分わかってくると思いますので、その辺を含めて、そういう体制がとれたらアンケートを再度実施していきたいと。そのためには、今後そういう調査を受けて、どう町が対応していくのか、そこの体制まで決めないと、調査だけでも意味がありませんので、そういう体制をしっかりと組んだ後にアンケート調査をやりたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今課長が答弁していただいたように、アンケートだけして、何らその後に、そのアンケートの中身を対策に入れられなければ、何の意味もアンケートしてもないわけですから、ぜひぜひ、そのアンケートを生かしていけるようなアンケートの中身もしないといけないですが、どういうふうにしてそれを生かしていくかという意味では、町長にお尋ねい

たします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどから課長が回答していますけれども、この空き家についての条例化、それに合わせたところで関係課がどういう役割分担していくとか、そして、それについてこの特定空き家を含めてどういうふうな対応をしていくのか、そういうところを今きちっと整理中でございます。そういった意味合いでは、条例化とともに一定の方法といいますか、対応策が出ますので、それを踏まえてアンケートに基づいた報告を受けて、それを実現していくと、対応していくという形になるかと思えます。アンケートで終わりじゃなくて、アンケートの次の手段をとっていくというふうにしたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 連携をとりながら、しっかりと対応していただきたいと思えます。

では、次5番目にまいります。

空き家の所有者の中には、当然、遠隔地に住んでいらっしゃる方もいらっしゃると思います。そしてまた、さまざまな事情で空き家の維持管理、あるいは処分、利活用のこういう方法に悩む人が少なくないはずでありますね。そういう意味でのこの対策というのが、こちらで受け皿があれば空き家を減らすということにもつながるわけですが、こういう人たちの相談や周辺住民の苦情に応じる体制ですね、先ほど8番議員が質問された中に、いろんな苦情という部分が随分多かったと思うんですが、その苦情への対策というのを環境のほうで受けていらっしゃるようですけども。住民の方、要するに空き家を万やむを得ない理由で抱えていらっしゃるという方々も、この人数の中にはいらっしゃるわけですので、そういう方々への相談体制というのはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） そういう相談体制も含めて、今協議していったんですが、まずは相談を受けたときに、それに答えられるメニューがあるかどうかだと思えます。相談を受けても、対策が打てなければ意味はありませんので、そういう意味では、先ほど鳥取に視察に行ったと申しましたが、かなりのメニューをそろえているんです。相当な財源も要るので、どうしたらこういういろんなことができるのか、そういう財源的なところも見ながら、本町でどこから取り組めるのか、それを含めて対応策を考えた上での相談窓口というところを決めていかないと、受けただけで何も協力ができないとなるといけませんので、含めて検討していきたいというふう考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 空き家対策ばかりじゃなくて、住民の方のいろんなご相談というのは多岐にわたっているわけですが、やはり今回の空き家対策にしても、この相談窓口があるというだけで、随分不安が解消されるわけです。そのことで、窓口があるということで、また本人の管理責任も自覚できるようになるのではないかと。先ほど、いろいろ、これからだこれからだという答弁が多いんですけども、そういう相談窓口を、ぜひこれはつくってほしいという方向でお願いしておきたいんですが、町長においてどう考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 空き家ですね、これも大変奥の深い仕事であろうというふうに思います。環境問題、防犯とか、またごみとか、いろんな意味合いで周辺への及ぼす影響というのは大変大きいものがございまして、これに対応する仕組みというのをきちっとつくっていくというのは大事なことだと思います。また、相談体制含めて、そして先ほどから言いますように、関係部署、非常に多岐にわたりますので、その役割分担をきちっと条例化とともに方向づけしまして、活用策も含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 実は、私自身が、ある方から、遠方にいらっしゃる方ですけども、お父様が施設に入られて、そして空き家に今現在なっていると。ちょこちょこ帰っておいでになって管理はされているんですけども、やはり帰るたびに、何か不審者がどこかに入り込んだのかなとか、そういう不安を非常に感じていらっしゃいます。だから、そういうものを含めると、やはり行政、警察、あるいは地域も含めたそういう、しつこく言いますけれども、相談窓口が必要でないのかなということを思いますので、それぞれの遠隔におられる方、特に先ほど申したように、しょっちゅう見回るわけ、できないわけなんです。どこに相談していいかわかんないわけなんです。ですから、私に相談されたんですけども、私自身では、個人で、じゃあ見回りしとあげましようとか、個人で対応できるものでもないわけなんです。ですから、そういういろんな形の相談というのが、今後また当然出てくるわけですから、窓口があればしやすくなるわけですので、しつこく言いますけれども、その意味では、ぜひ窓口の体制を検討しておいていただきたいと思います。よろしいですかね。

では、次にまいります。⑥でございます。これが空き家バンク制度です、これを設定して福祉関係にも利用してはどうかという質問でございます。

ご存じのように、空き家バンクとは所有者からの物件情報を、町のホームページなどで利用希望者に公開する制度で、今取り組む自治体がふえてきております。先ほど言った平成25年の一般質問の答弁の中でも前向きな意向を示されておられます。この分の準備はできていないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） この空き家対策関係は、今企画のほうでいろいろやっているんですが、これについて、企画でやっている理由というのは、最終的には地方創生も関係するんですが、移住定住とか、都会からの人の流れをつくりたいということで、空き家バンクを何とか企画のほうで立ち上げたいという意向で全般的なところにかかっているところがございます。

本町としましては、移住定住政策などへ結びつけて、移住の体験施設とか、あるいは店舗とか、いろんな活用、あるいは福祉関係の施設というのも考えられるかと思えます。

しかしながら、使用できる住宅が、やはりアンケートを見てもかなり少ないということで、多くはリフォームが必要な状況なんですね。こういう個人資産に対して、どのような形でそういう公費を使ってリフォームができるのか、その辺も検討していきたいと。そして、そういうのを貸すときの家賃とか、そういうところも持ち主の方と協議が必要ということで、先ほどから申していますように、今後の検討ということで、それも今進めているところがございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今は、本当にインターネットの時代でございまして、情報が手軽に利用できて、幅広い年齢層の人がインターネットを利用されているということです。課長が今言われたように、定住促進、これと空き家対策、これは一挙両得になるということです、この空き家バンク制度は別枠でも早急に立ち上げてできるんじゃないかなと思うわけですが、ぜひその中で情報を発信していただきたいんですが、町長はこの空き家バンクに対してはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま課長が回答したように、この空き家バンクの登録となりますと、今のところ、このアンケートの中では少ないと。そしてまた、使えるものは不動産会社、そちらのほうを取り扱っているという状況でございますので、今回この空き家バンク制度そのものの登録を含めたところがどうなのかと。そのアンケート含めて、要するに皆さん方の意向を踏まえて、そういう必要性があればそういうところに登録していただいて、それを移住定住とか、あるいは空き店舗の活用と、空き家の活用と、サロンとか福祉関係とか、いろんな意味で使えますので、そういうふうな取り組みというふうな体制づくり、それは今後の9月に向けた取り組みの中でも検討されますので、それはまたお伝えします。お伝えするというか、こういう方向で取り組みますということを、皆様方に空き家バンクの全体像を、その条例化とともに報告を申し上げたいというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それをアンケートをとってから云々というのは、今ずっと言わ

れているんですけれども。むしろ、空き家バンク制度としての別枠の中で捉えていったときに、今後、相談窓口を広げて、皆さんが一步二歩、自分の気持ちの中から、そういう制度を利用してお預けするんだったら、自分も、もう対応しないという窓を閉めていた人が大半だとおっしゃるんですけれども、そういう制度があるんだったら、むしろ利用してくださいよという思いでアンケートに書かれるという部分もあるかと思うんです。どっちが先かといったら、むしろ空き家バンクを利用していただくことのほうが、もっと今後の空き家対策に対しては大きく前進するんじゃないかと思ったときには、やはりこの制度そのものを先につくることが必要じゃないかなと。

さっき財源のこともおっしゃったんですけれども、財源の措置としては地方交付税制度、壊すときにはお金要るだろうから、それを補助しますよという対策のための補助かと思うんですけれども、しかし、この地方交付税、こういう制度も国が、今後は対策の中には交付税措置しますよという部分もあるわけですから、その使い道によっては、こういう制度を、まずこちらとしては立ち上げてやっていくのも一つの方法かなということですね。それ思います。それが1点と。

空き家バンクで、例えばですけど、例えばというよりか、ぜひしていただかないけないんですけれども、これを情報発信したときに、その部分をぜひ使わせていただきたいんで、移住したい、転入したいという希望が出てきますよね。そうしたときへの対策ですね、こちらの対策。それが、要するに助成制度として、こういうものもありますよというのがあるんです。

実は、子育て世帯には空き家子育て活用促進奨励金とか、あるいは空き家リフォーム工事助成金とか、今後、転入してくる世帯へのこのような助成制度があれば、反対に向こうからの転入者もふえてくるし、空き家対策にも、それに対して効果を上げて空き家がなくなっていくという部分になってくるかと思うんですが、今、突然申し上げるんですけれども。この助成制度、こういうものも今回の検討課題の中に入れていただきたいと思うんですが、どうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 先ほど申しましたように、先進地ではかなりいろんなメニューをつくられています。それに対してはすばらしいものも多いんですが、それなりの財源を伴いますので、どういうメニューがまず取り組めるか、これについては慎重に協議していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 6番の中では福祉関係への利用ということも通告しておりますが。この利用でありますけれども、今、高齢者の方々に触れ合いの場を提供したいとの機運が高まっておりますね。ですから、当町においても、本年度には旧山王原児童館ですか、そこを三股町ふれあいいいきサロンとして開設されるということですが、このように空き家を利用

した取り組みは手軽にスタートできるんじゃないかと思いますが、高齢者対策として、このようなサロンが各地域ごとに欲しいわけです。今後、この空き家対策の中にいきいきサロンの設置も取り入れてもらえないものかということでお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これから高齢化社会を迎えまして、健康寿命をいかに延ばすかということが非常に重要でございます。

そういう意味合いでは、皆さんが交流する場というのを創設するのは大事なことでございますので、今回、山王原のほうでは交流センターを使います。それ以外に町の施設が使えるところはそちらのほうを使っただくという形、そしてまた、そうでないところ、できるだけ近いところに皆さんが集まっていくということが大事でございますので、空き家があれば、またそのところを活用していく、これも空き家バンクともつながるかと思いますが、そういうふうを活用できる空き家については町のほうでも把握しまして、そしてそういうふうな取り扱い、それができるような環境づくりをしたいと。

ただ、そこを使うとなると——今回もそうですけれども——トイレが和式だったり、非常に高齢者にとっては、やはり洋式でないといかんとか、いろいろと環境を整えるというのもちょっとコストもかかりますので、そのあたりいろいろと情報交換しながら、どういう対応ができるのか、どういうふうなバックアップができるのか、そこを含めて空き家の活用というのを検討したいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） こういういきいきサロンの設置は、高齢者対策の大きな意義につながるわけです。そこには、だけど、それなりのスタッフも必要であります。そこで、提案というか、ほかでやっているところを参考にしますと、65歳以上の高齢者、今は65歳を高齢者と言えるのかというぐらいお元気な方々でございますが、その方々が社会参加とか、あるいは地域貢献ということを促すことでも、地域サロンへのボランティア活動に参加していただく。そして、そのことがともに介護予防につながり、自分もいきいきのそういう中で喜びを分かち合えるということにつながります。ただ、その方々だけでは、なかなか運営というのは厳しゅうございますので、そこに……。

○議長（福永 廣文君） ちょっとお待ちください、チャイムが鳴っておりますので。

ちょっとお待ちください。池田議員の質問の半ばでございますが、時間がちょうど12時ということでございますので、質問の2番につきましては、午後1時半からということでしたと思います。

これにて、午前中の本会議を休憩といたします。

午後0時02分休憩

午後1時30分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位8番、池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 途中で申し上げている中止でございましたので、申しわけございませんが、先ほどの質問の中を少しだけ重複させていただきます。

まず、6の福祉関係にも利用してはというところを申し上げていたところですが、その中で、地域サロンの設置は高齢者対策への大きな意味につながります。そこには、それらのスタッフも必要でありますし、そこで65歳以上の高齢者が社会参加や地域貢献を促すということで地域サロンへのボランティア活動を行えば、ともに介護予防につながりますというところまで申し上げたところでございます。

そこに、自治公民館の役員とか、あるいは民生委員さん、皆さん、それぞれのいろんな社会的なお役を受けていらっしゃる方がいらっしゃるわけですが、その中に加わっていただければ、身近な地域でサロンができるんじゃないかということで、空き家対策との相乗効果があるのではと思いますので、こういう方法も高齢者対策の中で考えられるのかなと思いますが、福祉課長としてはどのように考えられるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 平成27年の4月から介護保険制度が改正されまして、介護予防・日常生活支援総合事業というのが始まります。それで、介護予防サービスで行っておりました訪問介護、通所介護が、市町村で独自に取り組みなさいという事業が入ってまいりますので、市町村でいろいろなプランを立てていかなきゃいけないんですけども、その中にサロン事業というのも入ってこようかというふうに思っております。

先ほど言われましたように、リーダーを育成していくのが、一番まずは大事なのかなというのがございます。きのう、9地区で地区座談会があったんですけども、お二人の女性の方がそういうサロン事業を始めたいというふうにおっしゃっていらっしゃいましたから、大変うれしく思ったところでございますが、町内全域でそういう機運が盛り上がるように、我々としては、集まっていたいただいて、こういう事業をされませんかというような説明から徐々にしていかなんかかなというふうに思っているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） このように空き家対策から広がって高齢者福祉対策につながっていくという、非常に空き家対策としては大きな事業になるかと思っていますので、ぜひその辺

を連携をとりながらしていただきたいと思います。

先ほど財源のこともちょっと言われたんですけども、先ほどの高齢者対策の中では地域支援事業交付金というものもあるようでございますので、その辺も活用していけたらどうなのかと思うわけですが、この地域支援事業交付金のあり方としてはどうなんでしょうか。福祉課長としては、そういうのを利用できると思いますか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 財源面が、まだ今はっきり我々もつかんでいないとこなんですけども、介護保険と同じような感じで、保険料と、国と県と町で持ち出すというのはわかっているんですけども、どのような事業にどれだけの財源を使っていいのかとか、そこ辺がちょっと詳しく、まだ理解していないとこでございます。多分そういう財源はつけてくれるだろうと、国はこういう事業を始めなさいというふうに進めているわけですので、初期年度におきましては、実施期間が3年間ですけども、その間には何か手当が来るんだろうというふうに期待はしております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ、そういう交付金、補助金等は大いに利用していただいて、それがスムーズに実施できるようにお願いしておきたいと思います。

先ほど、財源のことも言われたんですけども、ある地域では空き家対策の中で、それぞれ空き家を抱えていらっしゃるという方々は、非常に経済的なことを抱えていらっしゃるって、なかなか、わかっちゃいるけどできないという方も当然いらっしゃるわけですけど。その中で、取り壊し費用は自治体が持つっていう地域もあるようなんです。ですから、これがさっき私が申した特措法に関連する財源として、地方交付税制度の中に組み込むというようなことも言ってありますんで、今後、そういう取り壊しとかも含めた特措法の使い方、そしてまた、さっき言ったサロンづくりを含めた国の交付税の使い道、それを考えてみてはどうかと思うんですが。これ、町長にお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この空き家対策ですけども、町のほうも、先ほど課長といろいろお話ししたんですが、三股町としては、この県内の中では割合進んでいるほうじゃないかなと。ある程度、はっきり言いまして、この条例もまとまっております。そしてあとは、窓口のところの調整もやっています。そして、この不特定空き家をどんな形で審議するのかというまで、ある程度、一つのパッケージとしての構図はできておりますので、9月のときに、条例化のときに、また説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども。

今言われますように、25年度に284戸を把握してますので、それを再度、電話等含めて、固定資産のほうの台帳が見られるわけですから、そちらのほうの確認とともに、そちらのほうの

空き家の実態とともに所有者の確認をきちっとさせていただきまして、そしてそれが使えるか使えないか。結構、中を見てもみますと、280戸の中に、長田地域になると、もう廃屋になるんです、全くリフォームの対象にならないものも結構ございます。そういう意味合いでいろいろとランクづけしまして、そして使えるものは、いわゆる空き家バンクみたいな部分とか、あるいはまた、それを不動産屋が賃貸という形ですとか、いろんな色分けをしまして、この取り扱いをしていきたいなど。

そして、言われるように、サロンとかいろんな形で福祉関係に使えるところは、言われるように交付税措置とかあればそういうのを大いに活用しながら、この再活用、そしてまた環境対策を含めて、いろんな取り組み等をこれから色分けを含めてさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ちょっと長くなって申しわけなかったんですが、次にまいります。

次は、障害児・者福祉に関する事のお尋ねでございます。

軽度・中等度の難聴は周りから聞こえているように見えますが、音として聞こえていても、言葉として明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと言葉のおくれや発音の誤りなど、言語発達に支障を来すと言われております。乳幼児の健診のときに聴力検査は実施されていると思うんですが、そのときにそれが早期発見ということになるわけですが、その実施状況と、もし健診で聴覚に問題があるとされた場合には対応はどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村陽一郎君） 障害児・者福祉に関する事ということで、軽度・中度難聴児の早期発見とその後の対応、及び早期発見を促すための保護者への支援というご質問があって、2問に分けてございますが、関連が密接でございますので、あわせて回答をさせていただきたいと思っております。

なお、質問事項には、障害児・者福祉に関する事でございますが、早期発見という観点から、新生児の健康等についての業務を担っております町民保健課の取り組みの現状を説明させていただいて回答とさせていただきたいと思っております。

まず、難聴児の早期発見の取り組みについて、最も早い時期に行っておりますのは、ご存じのとおり、出生前の母子手帳の交付の際にお母さん方に対して行っております新生児聴覚スクリーニングの案内、勧奨でございます。これは、出生後すぐに生まれた病院等で行うもので、難聴児の早期発見に大変有効な検査と伺っております。

次に、1歳6カ月及び3歳児の法定健診の際にも、保健師が保護者から子供さんの普段の状況の聞き取りをしたり、体格や動作確認等を行いながら、聴覚障害の早期発見に努めているというような状況でございます。

さらに、今、池田議員がおっしゃったように言語との関連が深いということで、本町では2歳6カ月にも特別に言語聴覚士に依頼して、「ことばの相談」という相談教室を開催し、言語の発達のおくれや聞こえの障害についての早期発見の対策を講じています。

また、難聴児も含め、障害を抱える子供とその保護者を支援する事業として、毎月「親子フォロー教室」という教室を開催しています。この教室は、健診のときなどに保健師や心理士等の専門資格者の目にとまった発達が気になる子供やその保護者に対して直接声かけをして、この教室に参加しませんかという形の促しをしております。保健師や心理士等のアドバイスを受けながら、集団の中での我が子の様子を客観的に捉える学習をすることが保護者にできます。そのことで、この教室を通して保護者が子供の障害と冷静に向き合うことができるようになる、保護者の精神的な不安を解消する有効な事業となっております。

この中で、おっしゃるとおり難聴ということが出ましたら、県のほうで、先ほどのスクリーニングという形で難聴児対策のマニュアルができておりまして、大学病院等の医療機関その他に紹介をするという形になっております。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） スクリーニングということで、対応としては、もうルールが敷いた上の中でしてくださってるのは間違いないと思います。

ただし、そういう判定をされた方が本当に精密検査が必要ですよと言われたときに、果たしてその人が全部受けられていっているのかなというところの指導としては、どういうふうにされているのでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村陽一郎君） 現状で保健師等に確認をしたところ、やはり、こちらから声かけをして、それに応じてくださる保護者の方であれば、いろんな案内もできるんだけど、現実、母子手帳をもらうとき以後、なかなかお顔を出されない場合もあります。本来、保健師の指導というものは、健康管理センターで待って作業をする仕事ではございませんので、訪問をし指導をするという手続はとっているということでもあります。ただ、それ以後につきましては、やはり保護者が動いていただかないとフォローが十分にはできないというのが現状でございます。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それが一番、発見のおくれにつながっているのかなと思います。

その難聴の度合いによっては、親御さんも、これはどうしても対策の中でSOSを求めているのかなきゃという部分としては、高度な難聴の方に対しては親御さんもされる部分があると思います。

しかし、私がこの中で質問しているのが、軽度・中等度の難聴児に対して、親子の対話の中でも、ある程度は通じている部分があるんで、それに対して子供は子供なりに親に対して返事していく、うなずくという意味合いでは、なかなか発見がおくれていっているというのと、また親御さん自体が子供にそういう器具の装着をしないとイケないとかそういうものを考えたときには、そこまでせんでいいんじゃないかっていう認識の違いです。こういう例が確かにあると思うんですけども、行政としてはそこまでの支援というか、保護者への支援、要するにさっき言った軽度・中度の子供たちへの支援、そういうものとしてはどういうふうにされているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町民保健課長。

○町民保健課長（内村陽一郎君） そのことにつきましては、先ほど申し上げましたところの2歳6カ月児における言語聴覚士による「ことばの相談」というもの等が、一つそれに当たると思います。というのは、発達障害の場合は、聴覚に限らず、保護者、親御さんのほうでも負のものを余り信じたくないというところもあります。ですから、客観的な目を持つことができないというのが一番の盲点になろうかと思えます。ですから、専門職が入り、言葉のおくれということや聞こえの障害について詳細を説明するということで、保護者への理解を求めるということになろうかと思えます。

そしてまた、親子でフォロー教室などに来ていただいて、何人かの子供さんが一緒にいろんな時間を過ごす様子を専門職と一緒に客観的に見るという状況の中で、ご理解を求めていくということを根気よくやり続けるということが、まず大事だというふうに捉えて、このような事業を実施しています。

さらに、訪問という形の部分も、極力時間を割いて専門職が出向き、そういった変調などを自宅でキャッチするというようなことが重要だというふうに思っております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に、いろんな段階でフォローしていただいているというのは十分理解できました。早期に対応しなければ言語発達に支障を来すと、ひいては自分に自信を持つことができないで、円滑な人間関係がとりにくくなるとかいうふうに言われております。

そこで、保護者の方が聴覚障害を適正に認識して受容できるように支援していただきたいというのが、私の思いでございますけれども、行政の担当としてはいろいろ対策としては、とっていらっしゃるわけですが、町長としては、その部分としてはどういうふうにとらえていらっしゃる

やるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど課長のほうが回答しましたように、町としましては、この新生児の聴覚スクリーニングから始まりまして、1歳6カ月と3カ月、そしてまた2歳6カ月ということで、専門家を含めてやっております。そしてまた訪問等も、保護者に対する理解を得る努力もしております。これを継続しながら、その聴覚障害が発達障害につながらないような形の取り組みは、今後とも継続させていただきたいと思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ、手厚い対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、③にまいります。軽度・中等度難聴児にあつては——先ほどは乳幼児とかそういう類いの対策の中でございますが——小学生あるいは中学生になるときに、本人の障害の理解と聴覚学習を基本とした指導、支援が重要であると思われるわけです。教育基本法には、当然これはもう教育長はご存じでありますけれども、「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、教育上差別されない。」と規定されているわけです。ですから、この軽度・中等度難聴児への教育的支援としてどのような対応をされているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 難聴児の教育的支援につきましては、聞こえにくさを補うことができるようにするために補聴器を使用して学習をしております。また、学習面での困り感を軽減させるために、町といたしましては、支援員を配置しているところであります。

さらに、学校の指導では、口形——口の形です——をはっきりさせた話し方や声の音量等に配慮したり、学習に必要な物やスケジュールを黒板に示すなど、口頭だけの指示ではなく、目に見える形で提示したりしています。障害の程度に応じて、雑音の状況等を考慮して座席の位置を決めるなど、教室環境についても配慮しております。

また、本人や保護者の希望により、聴覚特別支援学校へ通級して聞こえの指導を受けたり、特別支援学校のコーディネーターや医療・福祉関係機関と連携した相談等の体制を整備しているところであります。

今後は、児童生徒の心理面、健康面にも配慮し、聞こえにくさからくるつまずき、不安感や焦りが生じることのないよう、保護者と協力、連携しながら、将来、自立し社会参加できることができる力を育てまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 難聴と言われた方々には、そういう意味では非常に効果のある部分として対応していただいています、そういう子供さんたちは、まず補聴器をされて、そこでコミュニケーションがとれるということがあるわけです。

しかし、その補聴器できえ、先生が教壇に立って話されると、距離もあります。一番前に座っていても、やはり先生と生徒の間に距離があります。その補聴器自体に、普通の会話、雑音が非常に入るんだそうです。自分で経験したことないで大変申しわけないんですが、おっしゃることには、補聴器がほかの雑音も入って先生の声が聞き取りにくいという部分もあるようでございます。

それが解消する手だてがあるんだというのが、FM補聴器というのがあるそうでございます。その補聴器というのは、教壇に立った先生がマイクロホンを持っていて、難聴児がつけているFM補聴器に――難聴児もFM補聴器を持っていて、その中では雑音もなく入っていく代物だと、すばらしいものだそうです。ところが、直接購入していくと30万円ぐらいかかるんだそうです。

そこで、ある自治体では、授業のときだけ貸与していくと、その子供は。その子供さんが卒業していくと、今度は次の子供が使っていかとか、貸与ですから、使っていけるといことなんですけれども。こういうFM補聴器という部分として、学校としてはこういうものを取り入れていたらいいなとか、そういうお考えはどうでしょうか、教育長としてはお考えにならないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 議員のおっしゃるとおり、今、町内で中等度の難聴の子供が1人いらっしゃるんですが、低学年の子供さんなんですけども、確かに雑音が入ってきて補聴器をつけたがらないというのは聞いてはおります。低学年のために言語もまだ少ないですので、活動で大体わかる、口の形で何を言っているかわかるので、今の段階では授業にぴしゃっとついていけると。これが、だんだん高学年になっていくにしたがって、支援員をつけることはできるんですけども、なかなか専門家でないと難しいところはあります。

だから、今後の課題ではありますけども、このFM補聴システムというのは聞いたことがありますけども、高額ということもお聞きしまして、今後、検討課題かなというふうには思っております。直接ダイレクトに、離れていても、教師からその子供への言語がはっきりすると、明瞭に聞こえるというので、成長の段階によっては必要な器具かなというふうには思っておりますが、今後検討、いろんな関係機関と、助成の部分かなというふうには思っております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） こういう重度難聴の方というんですか、そういう方々で身体障

害者手帳とかそういうものを含めて、結構1割負担で済むとか、そういうものもあるようございます。

さっき私が、軽度・中等度っていう方々に対する手帳の交付っていうのはあり得ないのでありまして、ですから、いろんな補聴器具を買うにしても、これは全額負担だということでもあります。

そしてまた、小さいお子さんをお持ちの方っていうのは、当然お若いお母様方、ご家族でございまして、それぞれご家庭の事情ですけれども、所得としてはそう高額でない方が多いんじゃないかということで、やはり各自治体においては、軽度・中等度の難聴児に関する助成制度、こういうものをつくって独自に助成しているっていう行政もあるようございますが、これに関しては町長はいかがお考えになるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この問題については、昨年、池田議員のほうからもこの質問等ございまして、町としましては昨年12月に予算措置をいたしまして、町単独の。そしてまた県のほうは、県のほうの事業としまして、この身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の難聴者、これに対する補助制度も県もつくりました。ですから、県のほうと町と合わせて、課税世帯に対しては3分の2の補助、非課税世帯、または生活保護世帯に対しては全額補助というような取り組みを今させていただいております。そして、1件ほど、昨年度といたしますか、この要望がございまして実施しております。

○議長（福永 廣文君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この軽度・中等度の難聴の子供さんたちは、確かにそう多くはいらっしゃいません。ですが、早期に適切な支援策として取り組んでいただければ、将来的に就学、就労を円滑に進める可能性も高くなるということで、健全な発育環境を図っていくのも行政や私たちのお務めだと思います。

いろんなことを質問申し上げましたけれども、ぜひ全てを前向きに捉えて、ほかのところがやっとならなくて、三股町はすごいねと、よく私は申し上げるんですが、町長さんがすごく子育てに対しては前向きに捉えていただいて、ほかの行政も、ここを目標として自分とこもしようじゃないかっていうぐらいの、そういうすばらしい三股町になっていくことを、私は外部の方からお聞きしていて、自分自身も鼻が高いところなんですけれども。そういう三股町としてのあり方、今後ぜひこういう方々にも手厚くしていただいて、さっきの空き家バンクもそうですけれども、よそがやった後じゃなくて、自分たちから積極的にいろんな取り組みをしていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（福永 廣文君） 発言順位9番、森君。

〔1番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（1番 森 正太郎君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の森正太郎でございます。

質問の前に、通告をしておりました国民健康保険税についての質問ですけれども、ちょっと内容を精査してましたところ、時間におさまらない可能性があるということで取り下げをいたしましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、通告のとおり質問をまいります。

まず最初に、今、国会で、日本中で大きな問題になっております戦争法案についてお尋ねをいたします。

本年5月14日に閣議決定をされ、5月15日に国会に提出された、いわゆる戦争法案は、名前こそ、平和安全法制整備法とか国際平和支援法とか、「平和」「安全」という名前がついておりますけれども、この中身は、日本の自衛隊を海外で戦争ができるようにするというものであります。この法案には重大な問題が3つあるということが明らかになっております。

1つは、この法案の違憲性であります。重大な憲法違反の法律であるという問題であります。戦後、日本政府の憲法9条の解釈にかかわる見解は、これは一貫して、海外での武力行為は許されないということを土台にされてまいりました。海外での武力行使、今回の集団的自衛権、これは日本を守るための最小限度の実力の行使とは言えないとして、従来の政府見解でも認めてこられなかったものです。

しかし、これが昨年7月1日に行われた閣議決定で180度転換されてしまいました。今回の戦争立法は、その考えを具体化するものであり、今まで認められなかった集団的自衛権の行使を認め、これまで戦闘地域とされてきた場所に自衛隊を派遣し、戦乱が続く地域に自衛隊を派遣して治安維持活動に取り組むなど、これまで政府自身が憲法上できないとしてきたことを可能にしようとするものであります。

ご存じのように日本国憲法では、第9条で武力の行使を永久に放棄するとしております。国会に招かれた憲法学者の3名が全員、この法案に対して違憲であるという判断を下したことから、また、その憲法学者の中には与党・自民党が呼んだ学者もいたと、こういうことから法案の違憲性が明らかであります。

2つ目の問題は、今の日本政府の対米従属性——アメリカの言うことには何でも従ってきたと——これは歴史上明らかになっている、これが大きな問題であります。

さきの国会で行われた質問で、アメリカが先にしかけた戦争にも、日本の自衛隊は参戦するのかと問われて、安倍首相は「違法な戦争には参加しない」という答弁をいたしました。しかし、これまでアメリカが行ってきた違法な武力行使に対して、日本政府が反対をしたことは一度もな

いわけであります。ベトナム戦争の口実になったトンキン湾事件、イラク戦争の引き金になった大量破壊兵器問題、これらがアメリカ政府の捏造であったということが明らかになっても、日本政府は説明を求めておりません。アメリカが同盟国というんだったら、話が違うじゃないかと、これをただすのが、私は本来の姿勢ではないでしょうかと思います。

アメリカの始める戦争には決して反対をしない、それが間違っている目をつぶる、こういうアメリカ従属の政府が集団的自衛権の行使を認めれば、日本の自衛隊がアメリカの意思の赴くままに戦争に参加することになるというのは明らかであります。これが2つ目の問題であります。

そして3つ目の問題は、現政権の歴史逆行性という問題があります。我が党が党首討論で安倍首相に「過去の日本の戦争は間違った戦争である、そういう認識はあるか」とただした際に、首相は、間違った戦争とはお認めにならず、その際に引用されたポツダム宣言に対しては「これはつまびらかに読んでいない」と答弁をしたことが大きな問題になりました。

客観的に見ても、日本の戦争が侵略戦争であったということは明らかな事実であって、その戦争で300万人もの、それ以上の日本人の方が亡くなり、アジアでは2,000万人以上の方が犠牲になり、広島、長崎に原爆が投下されたことなどからも、戦争は二度と繰り返してはいけないというのが、我々日本人の、これは立場を超えた共通認識であると思います。現政権は、それにもかかわらず、あの戦争を間違っていたと認めない。戦争の善悪の判断がつかない政府が、自衛隊の戦力の行使を拡大しようとたくらむ、これほど危険なことはないと思います。

ここで町長にお尋ねをいたします。日本の戦争を間違っていたと認めず、アメリカの戦争に反対ができない政府が提出した憲法違反の法律、この法案についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

残りは、質問席より質問いたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 今回、国会で審議中の戦争法案と言われました、この法案についての私の考えというものを問われていますので、それについて回答をさせていただきます。

集団的自衛権の行使を具体的に可能とする安保法制法案が、5月下旬から国会で活発に議論されているところであります。国会に提出された法案は、現行の自衛隊法改正案などの10本をまとめた平和安全法制整備法案と国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法、国際平和支援法案の2本からなっております。これらの法案は、歴代政権が半世紀以上にわたって憲法9条の解釈として禁じられてきました集団的自衛権の行使を可能とするなど、我が国が戦後堅持してきた安保政策を歴史的に転換するものであります。

共同通信社が5月30日、31日の世論調査では、安保法制法案について「説明不足」が

81%、安倍首相が、安保法制で日本のリスクが下がるという戦争リスクに関しても、7割近い68%が「自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」というふうに回答をいたしております。

ところで、現憲法の枠内での集団的自衛権行使の可否については、賛否両論、これがあるところでございますけれども、6月4日、さっきお話がございました衆議院憲法調査審査会では、与党推薦の憲法学者を含む3名の著名な憲法学者の参考人質疑が行われ、本国会に提出されている安全保障関連法案について、全員が憲法違反に当たるという認識を示しました。

これを受けて政府は、集団的自衛権の行使を認める新3要件、国家の存立危機事態、他に適当な手段がない、必要最小限度の武力行使、この3要件は、従来の憲法解釈との論理的整合性等が十分に保たれているとして、安保法制法案は合憲だとの見解を野党に示しました。

この政府見解を受けて、時事通信社が翌日の5日から8日に実施しました6月の世論調査によりますと、安保法制について「廃案」が12%、「今国会にこだわらず慎重に審議すべき」68.3%ということで、本国会での成立に反対あるいは否定的な声が8割に上ったということでございます。一方、「集団的自衛権の限定容認が、日本の安全保障に必要か」という設問に対しましては、「必要」の46.8%に対し、「必要がない」37.4%だったということでございます。

このようなことから、国民の大多数が安保法制法案の慎重審議及び説明不足を指摘しております。そして集団的自衛権の限定容認論も、憲法との整合性、法的安定性から、議論の余地があることを示しているというふうに考えます。この法案の思いを考えれば、国民への十分な説明と十分な論議、審議の上、慎重に対処されることを強く望むところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 戦争法案についての反対の世論が急速に高まっているということは、今町長からもお話があったとおり、皆さんご存じのとおりだと思います。時事通信社の調査では、8割の方がまだ早いと、今国会では決めないほうが良いというふうに答えていらっしゃる。読売新聞のこの調査での8割が、やはり十分に説明がされていないとお答えをいただいている。

一月前の調査では、これが「賛成」が34%で、「反対」が48%だったというのに対して、最新の世論調査では、これが「賛成」が30%で、「反対」が倍の59%にまで上っております。この一月の間にこれだけ世論が変わったというのは、やはり国会でのさまざまな審議を通して、この法案が憲法違反であるということが明らかになってきたと、そしてもう一つは、国民の反対運動の高まりというのが非常に大きいんじゃないかと思っております。日曜日には、国会を囲む反対の

輪が2万5,000人にも上り、また15日には学者2,700人余りが賛同する「安全保障関連法案に反対する学者の会」というのが会見を開きました。また、先週末から今週にかけても、全国さまざまところで国民のこの戦争法案に反対するという声が高まっております。町長も今、慎重に議論をするべきだとおっしゃいましたとおり、住民の命と暮らしを守るためにも、民主主義という観点からも、これは明確に反対をしていきたいと考えております。

町会議員や行政の方が、住民のために力を尽くすというのは、これは我々がいい人だから善意でやっているわけではないんです。住民に福祉を受ける権利があると、幸せに健康に生きる権利があると、だからこそ、こういう行政や政治があるわけであります。その国民の権利、住民の権利を守っているのは、ほかでもない憲法が人権を保障しているからこそ、住民の皆さんが健康に生きる権利を持っているということであります。憲法違反の法案がまかり通るようでは、住民の暮らしは到底守れないと考えております。

次の質問にまいります。

ことは、戦後70年という節目の年であります。先ほどの質問でも触れましたけれども、さきの大戦によって300万人もの日本人が犠牲になりました。その中では、国内で空襲を受けて亡くなった方や沖縄の戦闘で亡くなったという方もたくさんいらっしゃいます。また、戦地でお亡くなりになった日本兵130万人も、この中に含まれます。ここ三股町からも戦地に赴いて帰らぬ人となった方がたくさんいらっしゃると思います。私もそういう体験談もたくさん耳にいたしました。我々には、そういう戦争犠牲者の方々の無念を忘れずに語り継いでいくという責任があるのではないかと思います。

そこで、まず本町における戦争犠牲者、また戦争被害はどのようなものがあつたかということをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで答弁させていただきます。

町における戦争犠牲者数、戦争被害はどういうものがあつたかということでございますが、本町では、毎年4月19日に早馬公園の忠霊塔の前で戦没者慰霊祭を開催し、戦没者762名の方々のご冥福をご遺族の方々とともにお祈りをしております。この762名の方々には、町史によりますと、西南の役での20名、日清戦争での2名、日露戦争での9名、満州事変での12名の戦没者の方々も含まれているということでございます。

民間の戦争犠牲者及び戦争被害についてでございますが、都城には陸軍連隊と飛行場と航空機製作工場があつたため、昭和20年3月18日以降、たび重なる空襲を受け、最大のものは8月6日の空襲で、正午過ぎから4度にわたって空襲を受け、市街地は猛火に包まれ、非戦闘員の犠牲者は高城町、山田町を含め101名の方が亡くなられたとのことでございます。

本町の前目に東飛行場があり、そこへの爆撃、機銃掃射がされ、その足で三股駅、廣濟寺などが機銃掃射を受けたということが郷土史等を書いてあるところがございますが、戦争犠牲者及び戦争被害については、町史などの資料や関係者の聞き取りを再三行ったところがございますが、確認ができなかったということがございます。

また、自衛隊に郷土館という資料館があるわけですが、そのほうにも問い合わせをしましたが、都城の空襲については詳しく書いてあるけど、三股町のことについては触れていないということで返事をいただいたところがございます。

以上でございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、三股町のそういう犠牲者の数ははっきりわからないという答弁がございました。

都城については101名という、この空襲による犠牲者が明らかになっているということを今ご答弁いただきましたけれども、都城の101名という、この人数が一体どこから出てきたかといいますと、都城市では平成25年に市民の方々の手によって都城空襲の犠牲者数をまとめた冊子が発行されております。これは、戦後50年の節目をきっかけにして、市の事業として犠牲者調査費の予算が計上されて、調査が開始されたものであります。そうした流れで、都城市では、平成9年に空襲犠牲者88名とその遺族が掌握されて追悼碑が建立されることになりました。そして一昨年の平成25年に、都城に合併した旧高城町、山田町の犠牲者13名を含む、先ほどの101名という犠牲者の方々の名前がまとめられた冊子が完成したわけでありまして。

戦争をみずからの体験として語られる戦争犠牲者、戦争体験者の方々が年々減っていております。あの戦争を実像として見つめ直す機会は、今この瞬間こそが最後の機会なのではないかと思えます。町として、戦後70年というこの節目に、平和宣言などの表明を行うなり、何か不戦を誓う平和の催しなどを行うなり、また先ほどはっきりわからなかったという三股町の民間の犠牲者の洗い出しを行うと、そういったことを行われる考えはないのかということをお尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま森議員から言われました、この都城空襲史、こちらのほうを読ませていただきました。中をずっと探しても、三股町のことは書いてありませんでした。そういう意味合いで、町史のほうも探しましたが、そちらのほうもそういう詳しいことはないということでありました。そこで、今現在、町制施行70周年に向けて、町史の編さんをやっておるところでございます。あと3年ほどですか。そういう中で、これまでの町史の足りない部分について、そしてまたもっと掘り下げる部分、そういうところも今現在やっておりますので、言わ

れました戦争被害、このあたりについても特に調べるよう、またそのあたりのところの調査をするよう、お願いしたいというふうに思っております。

それから、戦後70周年という節目に、町として平和宣言その他の表明を行わないかというご質問でございますが、ことしは戦後70年の年となります。さきの大戦及び原爆の犠牲になられた方のみたまたに謹んで哀悼の意を表したいと思っております。戦争や原爆を経験された方が少なくなる中、未来を担う子供たちのためにも、私たちは改めて平和のとうとさや人間の尊厳、命の大切さを考えていかなければなりません。

質問にあります、町としての平和宣言その他の表明につきましては、これまで議員発議によりまして、戦後45年の節目の平成2年に「非核平和の町宣言に関する決議」、そして戦後50年の節目の平成7年には「先の大戦における戦没者への追悼と恒久平和に関する決議」を、この町議会のほうで決議され表明されておるところでございます。

ことし、町としましては、特別な宣言等は考えていないところですが、文化会館の自主事業の中で、命のとうとさや戦争のもたらす悲劇等について文化事業として取り組んでいく計画です。詳細につきましては担当課長が説明いたします。

また、核兵器の廃絶及び世界恒久平和の実現に寄与することを目的とした平和首長会議に本町も加盟しておりまして、平和首長会議の一員として他自治体と連携し、世界恒久平和の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいというように考えております。

○議長（福永 廣文君） 教育課長。

○教育課長（永吉 雅彦君） 文化会館の自主事業ということで説明させていただきます。

文化会館の自主事業では、命のとうとさや戦争のもたらす悲劇等について、文化事業を通して住民の皆様に伝えていく取り組みを行ってきています。戦後に特化しますと、戦後60年を目前にした2003年に「月光の夏」という朗読劇を公演し、2005年の戦後60年の節目の年には「この子たちの夏」という朗読劇を公演しました。

そして、戦後70年のことしは、心の目で見ると感動のドラマ「月光の夏」を再演します。忘れてはならない、伝えていかななくてはならない悲しい記憶を新しい時代を創造する文化的財産として受けとめ、我が町の文化会館の果たすべき大切な役割として上演される企画です。戦後70年のこの節目に、改めて戦争の悲惨さ、残酷さを思い起こし、次の世代にも語り継いでいく作品であり、大勢の方に見ていただきたいと考えています。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 文化事業として取り組んでいくということで答弁をいただきまして、町長としても平和首長会議の一員として取り組んでいくということをご答弁いただきました。

この非核平和の町宣言について、一つ質問があるんですけども、これはインターネットで見ますと、全国の非核都市宣言をされている自治体がインターネットで閲覧ができるわけです。これに三股町は入っていないんですけども、これはどういうことやろうかというのを伺いたいたんですけども。

○議長（福永 廣文君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 非核平和の町宣言を、先ほど町長が言いましたとおり平成2年に宣言しておりまして、現に三角柱のポールがあると思いますけど、あちらのほうでも、町内何か所かに掲げておりますので、問い合わせを、そしたらさせていただきます……。 （笑声）

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 何か意図があって載せないでくれと、そういうことがあったわけではないんだというのが確認できましたので、ぜひ問い合わせをしていただきたいと思います。我が町も宣言しているぞというのは、ぜひアピールをしていただきたいと思います。

戦後70年を迎えた今年、こういうさまざまな取り組みを通じて、改めて平和を実現するという決意を表明することは大変重要なことであると思います。町議会においても議論を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次の質問にまいります。

一昨年5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法によって、来年1月よりマイナンバー制度が開始されることとなります。先立って、ことしの10月には全国民に番号通知が行われる予定になっております。本町においても、この番号通知の実施に向けてさまざまな準備が進められていると思います。社会保障と税の一体改革ということで効果を発揮すると言われているマイナンバー制度ですが、同時に個人情報の取り扱いや企業、地方行政の対応等においてさまざまな問題点が指摘されているものでもあります。

そこで、改めて、このマイナンバー制度とはどういうものか、制度の概要ともたらされるメリット、考えられるデメリットについてお尋ねをいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） マイナンバー制度についてのご質問でございますが、マイナンバー社会保障・税番号制度と申しますが、これは日本国の個人及び法人に個別の番号を付与し、複数の機関に存在します個人情報の連携を確実に行うことで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度として導入するというふうに説明されております。そして利用については、いわゆる番号法にて規定され、現時点では社会保障、税、防災の分野に限定されております。

メリットとしましては、行政手続の簡素化、申請にかかわる添付書類の削減、行政の効率化などが挙げられております。また、運転免許証を持たない方などは、マイナンバーカードの取得によりまして身分証明書としての利用ができるということでございます。

デメリットとしましては、マイナンバーからひもつけられることによりまして、あらゆる個人情報が一元管理されることで基本的人権が侵害されるのではないかと、全ての個人情報が一度に流出してしまうのではないかと、また、のぞき見とか悪用などの懸念もございます。また、その上、導入には多額の物的・人的コストがかかるというものでございます。

以上、回答させていただきます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 税や社会保障、災害対策の分野で利用されると。メリットとしては、行政手続が簡素化される、行政の手続の書類の添付が減ると。この手続の簡素化と書類の添付が少なくなるというのは、僕は一緒なんじゃないかと思うんです、住民の立場からしたら。要するに、役場でいろいろな手続が早くなりますよということだと思っんです。

で、マイナンバーカードの身分証の利用というのもありますけれども、これは番号制度のメリットではなくて、あくまでマイナンバーカードになったときの利用法であって、番号が付与されることのメリットではないと私は思います。

結局、この制度での一番の狙いは、税金の取りっぱぐれをなくすことだと思っんですけれども、海外取引の利益などは共通番号ではわからないと言われております。結局のところ、庶民からはきっちり税金は取りますよと、1円単位で取りますよ。ただ、大企業や富裕層のお目こぼしはこれまでどおりですよという制度にすぎないということになると思います。

今回の制度開始に当たって、国の予算では、先ほども答弁ありましたとおり、多額のコストがかかっております。予算の制度開始までに3,000億円かかると。その後、毎年300から400億円の維持費が毎年かかってくると言われておりますが、実際に住民へのメリットとしては書類が減りますよということだけで、費用対効果、具体的にどれだけの税収増につながるのかということは、はっきりと示されてはおりません。

このように大がかりな制度の割には、その恩恵についてはいまいっぴんどこないというイメージのマイナンバー制度ではありますけれども、本町においては、現在どのような取り組みが進んでいるのか、また町民の方々に対してマイナンバー制度についての周知がなされているのかということをお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） マイナンバー制度に対する町の取り組みということで、本町としましては、企画政策課のほうに情報政策係というのがありまして、こちらのほうを統括部署と

しまして全体の調整を行っているところでございます。そして、関係各課を横断するマイナンバー検討部会を立ち上げまして、マイナンバー利用の利用提供事務の所轄部署の確定、そして特定個人情報保護評価と条例、書式の改正などの検討を行っています。

また、情報政策系のほうにおきまして、必要な情報システムの改修、こちらを順次行いまして、国の補助金の申請、こちらの対応などを行っています。

町民への周知としましては、平成27年、ことしの5月号の広報みまたの特集ページを掲載しまして、また、今月から始まりました地区の座談会、こちらのほうでも重点取り組み事項として説明しているところでございます。また、町民に対するお知らせは各戸配付を予定しております、リーフレットです。こちらの予算を今回の6月補正予算に計上しているところでございます。これを作成して周知する予定でございます。また、今後は町のホームページ、こちらのほうでも特集ページを掲載する計画でございます。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） このマイナンバー制度専門の部署というものは置かれないんですか、それをお尋ねしたいんですけど。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 専門の部署というのはなくて、いろんな課にまたがって、この個人情報を取り扱うところがございますので、関係各課で検討部会を立ち上げてやっているところでございます。一応、統括は企画政策課の情報政策がやっているところ……。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 国のほうから、できれば特設の課をつくれという話があるということも耳にしております。しかし、やはり新しく課をつくるというのは大がかりなことになりますので、なかなか難しいのではないかなと思います。ということは、各課が今までの通常業務とはまた別に、このマイナンバーに対応していかなければいけないと、今までの本来の業務とは別に、別にといいか、つけ足しで、片手間でやらなきゃいけないんだということだと思います。

それと、今、座談会で説明をされているということをお伺いしたんですけども、町民の方から、それは何やと、俺ら、何かせんないかんのかという質問があったかというのを伺いたいんですけども、座談会において町民の方からの問い合わせはありましたか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 質問はありません。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 町民の方から質問がなかったと。これは、町民の方が理解をされ

ているのではなくて、ぴんときてないことだと思うんです。何をしたらいいのかと、自分たちの生活にかかわっているのかというのをちゃんと把握をされていない。それで、それはこちらが一方的に言っていることは周知ではないので、住民の方が理解をして初めて、これは周知がされていると。これはもう、もちろん皆さんもよくわかっていらっしゃると思うんですけれども、あえて言っておきたいと思います。

次にまいります。

このマイナンバー制度が始まるにおいて、特定個人情報保護評価というものを行っているかということをお伺いしたいと思います。特定個人情報保護評価です。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 特定個人情報保護評価というのは、マイナンバー付きの個人情報ファイルを保有する場合に、各機関、自治体で行わなければならない影響度合いの自己評価でございます。

具体的には、所定の様式に、所有するマイナンバー付きの個人情報ファイル、特定個人情報の種類、そして数、利用、提供の目的などを記して公表すると、そして、その取り扱いに際して注意することを宣言するという形になります。

三股町では、現在のところ、住民基本台帳の関連事務につきまして特定個人情報保護評価書を作成しまして、「特定個人情報保護委員会」というホームページがございます。こちらのほうを通じて公表を行っております。このホームページを開くと、全国の自治体の評価調書を検索できますので、そこで三股町というのを打って検索していただくと、三股町のページをダウンロードできるようになっております。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 地方公共団体は、このプライバシー対策として特定個人情報保護評価を行わなければいけない、そして公表をしなければいけないということになっているわけがあります。

今のご答弁では、特定個人情報保護委員会において、このホームページにおいて公表をされているということでしたけれども、お隣、都城市では、現在、市民課が、この評価書をホームページ上で公開をしております。宮崎市ではパブリックコメントが必要になる規模ですので、宮崎市は、宮崎市は、今そのパブリックコメントを実施している最中でありますので、まだその公表はホームページではされていないんですけれども。それと類似団体のホームページを見ても、自分の町のホームページにこの特定個人情報保護評価書をアップされているところが結構ありますので、三股町でも、三股のホームページを見れば、その保護評価書が見れるという状態にしていた

だきたいと思います。これは、マイナンバーを取り扱う事務ごと、業務ごとに、これを作成、提出しなければいけないということになっているはずであります。ざっと挙げるだけでも、住民票に関する事務、住民税に関する事務、自動車税、年金、国保、児童手当、医療、介護、保健衛生業務など広範にわたることが予想されます。ここだけを見ても、町においてマイナンバーを始めると、その前段階でかなりの負担がかかっているのではないかと思います。

そこで、町民の共通番号を取り扱う部署、またマイナンバー制度の影響を受ける部署をお尋ねしたいと思います。今、所轄部署が確定をこれから行うところだということをお伺いしたんですけれども、大体、どの課に影響が及ぶのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 現在、検討部会のほうで最終確認を行っている段階ですが、おおむね影響の度合いの大きい部署の順番で申し上げますと、戸籍住民係、社会福祉係、国保年金係、児童福祉係、住民税係、健康推進係、介護高齢者係、建築係、納税管理係が影響を受けるというふうに思います。そのほかに影響があるのが、資産税係、危機管理係、商工観光係、学校教育係というふうになっております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 今、私も書くのが追いつかないぐらいたくさん部署をおっしゃっていただいたんですけれども、要するに、町の役場のほとんどのところにマイナンバーカードに対しての影響があらわれるということは、ほとんどの部署がこの10月に番号が来るわけです、住民のところには、で、1月から、もうスタートするわけです。町全体が、このマイナンバーに巻き込まれていくということが予想されると思います。通常業務のほかにも、マイナンバーカードの交付や番号の遅配とか、そういうことに対しての住民の方からの苦情など、新しい制度につきもののさまざまな混乱が予想されます。

ましてや、今回扱う情報は個人情報のマスターキーと言っても過言ではない重大情報だけに、その取り扱いの厳しさは、これまで経験したことのないものになると思われまます。職員の方々におかれましては、大変なご負担を強いられるものではないかと思います。行政のほうでは大変な時代になるんだろうなということが明らかになりました。

それでは、一般の事業者や町民の皆さんは、このマイナンバー制度の開始に向けてどういった備えをしておけばいいのかということをお伺いいたします。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 事業所や町民の立場においてどのような備えが必要かということですが、半年を控えまして、まず、職員のほうからの研修会とかやっていきたいと。まだ国から、次々いろんな新しい情報が入ってくる段階で、まず、職員の体制を整えたいというふうに頑

張っているところでございます。

その上で、事業者に対しましては、税務署が中心になりまして説明会を計画しておりまして、税や社会保障に関する手続、従業員のマイナンバーなどを記載するようになりますので、こちらの説明会に積極的に参加していただくというような形になろうかと思えます。

また、個人向けの説明会も開催されると思いますが、町としましては配付するリーフレットを利用していただいて、まずは制度を正しく理解していただく必要があるのかなというふうに、その説明に努めていきたいと思えます。

また、10月から、国から個人に通知が配付されますので、その中でも、国から直接詳しい内容が書かれていると思うんですが、そちらを読んでいただいて、カードを実際に申請するのかどうかというのは判断していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 書類を送るから、それで勉強してくださいよということだと思います。

で、税務署から事業者に向けて説明会があるということを今ご答弁いただいたんですけども、私、この質問の前に何か所か商工団体を訪問いたしまして、事業者からマイナンバーカードについて何か質問がありましたかと聞くと、1件もないとおっしゃるわけです、まだ、事業者から。何をしたらいいのかと、始まるらしいけどという質問が1件もない。そこに行って聞いたら、担当の方が、税務署のほうからも説明が来たんですけども、10分ぐらいのちょっとした説明で、いろいろわからんことだらけだから聞き直したんですけども、税務署のほうすらもちゃんとわかってないんだと、自分たちに説明するほどの理解はまだ深まっていないんだということを、商工団体の方もおっしゃっていたわけです。

先ほども、町において、このマイナンバーカードを取り扱う上で、プライバシーのことや漏えいをしないようにするという義務が発生してくるわけでありまして。これは当然、民間の事業者でもマイナンバーを扱うところは、例えば従業員がいらっしゃるようなところではマイナンバーを集めて、それを管理して漏れないように、これをきちっとセキュリティーを、ちゃんと対策をしないとイケないということになっているわけでありまして。

国内の大手通信会社が提供しているマイナンバー対策サービスの資料があります。これが、従業員が10名程度のごくごく小規模の事業者向けのサービスなんですけれども、ちょっと文字が小さくて余り見えないと思うんですけど、これはインターネットでこういう広告が出ているんです。「おまかせマイナンバーパック」というのが出てます。これが、従業員10名の場合、初期費用が69万4,500円です。月額使用料が1万4,950円です。これは年間にとすると、年間の維持費が17万9,400円ということになりますので、これだけでも最初の1年で87万

3,900円の費用がかかるということになります。それで、このホームページには小っちゃく書いてあるんですけども、このサービスを利用するには、この事業者のインターネットに接続をしないとイケない。だから、その分の初期費用と月額料金もかかりますよということで、全部ひっくるめて100万円ぐらいかかるわけです、一般の事業者はです。国や県から何の補助金も出ない一般の会社が、このマイナンバー制度に準備をするために、これだけのお金がかかると。もちろん、今まで個人情報をしっかりと管理してきた業者さんだったら、ここまでばたばたする必要はないと思います。

しかし、制度の開始まで、もう残りわずかしかないわけです。もう来週、再来週には7月、そうすると番号が届くまでには3カ月しかない。番号が届いたら、これはどうしたらいいのかっていう、もちろん質問も来るでしょうし、番号が届いた時点で、事業者さんは従業員に対してこの番号を集めると。従業員だけじゃないんです。従業員の家族に対しても、これは番号をここから集めないといけないという作業が待っているわけでありまして。3カ月前——半年前です、マイナンバーがスタートするのに——この半年前で、まだ説明をする体制すら整っていないということは、この事業が始まると、ばたばたした業者さんは何とかこのセキュリティーをせんないかんということで、駆け込みでこういう業者に走って行って、100万円なり大きなお金がかかってくると思うんです。

全国の企業に向けてアンケートを実施した——これは帝国データバンクです——帝国データバンクのアンケートによると、平均109万円の費用がかかるだろうという結果が出ております。ただでさえ中小の事業者は消費税増税分を価格に転嫁できていないと言われている中で、新たな負担がこの中小企業にかかってくるというのは、我々としては絶対に許してはならないと思います。

事業者の取り組みとして、先ほども申しましたけれども、商工団体に聞き取りをしましたところ、担当者のお話では、恐らく事業者は自分らが何をやるべきか理解をされていないと。10分程度、先ほども言いましたけれども、税務署からの説明がありましたと。

また、こうもおっしゃっております。「源泉徴収と同様に、本来、国や自治体が行うべき業務を我々業者に押しつけているだけだ」「管理業務やコストがかかるだけでメリットがない」、こういう意見が出ているわけでありまして。

マイナンバー制度で一番割を食うのは、自腹でセキュリティーのコストを負わなければならない中小の企業の方々だと考えております。中小企業の立場を顧みた施策を展開していただきたいと思います。

次にまいります。

今月の1日、日本年金機構は、125万件に上る個人情報がコンピューターウイルスによる不

正アクセスで流出したと発表をいたしました。国の公的機関から125万件もの個人情報が出たというのは、前例がない大事件であります。政府のこの個人情報の管理が見直しを求められている中で、より深刻な個人情報であるマイナンバー制度への不安が高まっているのも事実であります。

こうした事件を受けて、本町でのマイナンバー制度についての取り組みに変化はあるのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 年金個人情報の流出事件後、国とか上位機関から注意喚起の情報等もあります。でも、それ以前に、本町につきましては、このマイナンバーが導入されるということで、今年度4月から住民の情報取扱機関のセキュリティー環境を強化しております。パスワード等です。そして、今年度中、運用が来年1月ですので、その前にさらに強化しまして、今までIDパスワードだけだったんですが、それにカードをつくりまして、カード認証の上にパスワードも入れていくという形でセキュリティー強化を図る計画でおります。

さらに、今回の年金のやつは不正なプログラムが挿入されてということでしたので、そういう不正なプログラムを感知して、それをブロックするようなソフトもできているようでございますので、そういうものの導入も今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） この年金の事件の前からセキュリティーは強化されているというご答弁でありました。さらに、このコンピューターウイルスに対応する監視ソフトも導入を検討している、検討しているというか、入ってないんですか、今。入ってないわけではない。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 当然、ファイアウォールとか、いろんなソフトが入ってます、対策ソフト。それに、さらに最新の技術があるのであれば、そういう最新のウイルスに対応した自動ブロックというようなものをどんどん取り入れていきたい。イタチごっこじゃないですけど、そういうのも取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） そういうセキュリティーソフトに対しての予算は、これはやっぱり国から補助金が出るということになるんでしょうか。

○議長（福永 廣文君） 企画政策課長。

○企画政策課長（鍋倉 祐三君） 国からは、残念ながら、プログラムの修正とか、あと中間サーバーとかそういうところは来ますけど、そういうセキュリティー対策、とりなさいと来ますけど、それについては今のところ来てないです。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 結局、国の制度によって、自治体が負担をするということになってくると思います。先ほどとはまた別の、インターネットでセキュリティーのマイナンバーに対して、各パソコンにどういう操作をしたのかと、不正にコピーをしたりするのを防ぐ一連のバックがありまして、これもやっぱり100万円かかるんです。そういうのを漏えいをするの大変だになっていう情報を、何でばらまくんだろうなと私は思うわけでありまして。それは三股町に言ってもどうしようもないことだろうなとは思いますが、本町においても危機感を持って、その辺は対応していただきたいと思います。

マイナンバー制度は、メリットと言えるメリットがほとんどない割には、住民には大きなリスクを負うこととなります。事業者には莫大なコストが押しつけられることとなります。もちろん、行政においても自治体においても大変な負担がかけられるものであると思います。

さらには、重大な情報を預かる国の個人情報の管理のずさんさも明らかになっております。私ども日本共産党は、住民の利益とプライバシーを守る立場から、マイナンバー制度の廃止を求めていきたいと考えております。町におかれましても、住民の利益を守るためにどういう対応をとるべきか、ぜひとも改めてしっかりと検討していただきたいと考えております。

次にまいります。

現在、三股町では、小学校に入学するまでの子供さんの医療費は全額助成がなされ、無料となっております。また、小学校卒業までの子供の医療費は、入院代だけは無料になることになりました。今年度の町長の町政運営方針を読み返しますと、重要課題として子育て支援が上げられております。まず、なぜ子育て支援を重視されているのかというところから、ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これは、三股町政を振り返ってみますと、昭和四十五、六年ごろは1万5,000人の人口でございました。それ以降、インフラ整備等がされまして、そしてまた住宅等が整備され、非常に住みやすい環境になったところがございます。それ以降、町としまして、どこに重点的な施策を打つかというときに、この子育てっていう部分を一つの特化、特徴としての施策を前の歴代の町長等が頑張ってきたところがございます。

そしてまた、都城のベッドタウン的な要素もございますけれども、やはり市町村間の差別化とございますか、そういう意味合いでは何に特化するか、特徴を出すかという意味合いでは、やはり三股町は利便性の高い、生活環境のよいところがございますので、子育てというのに特化してきたのではなかろうかというふうに思います。

そういう中で、この医療費の関係、それも一つの施策。それとまた、昔から児童館というのを

町内各地につくってきました。これが子育て支援の一つの館と。それは一つの集落館としての役割も担っておりましてけれども、そこを館として子供と多世代が交流できると、そういういろいろな取り組み。それとまた保育園とかの上乗せ支援、保育料に対して町自体が一定程度の上乗せ支援。それは隣の町と比べても、その上乗せ率というのは高いものでございます。そういうふうな積み上げに基づいたところで、一つの子育て支援の町、そこに厚い町というような環境ができたんじゃないかなというふうに思います。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） ほかの自治体との差別化として、三股町のブランドとして考えていらっしゃるのではないかと思います。

きのうの質問からも繰り返し議題に上がっております、三股町の魅力という点で、この「子育てがしやすい町」というブランドは着実に広がっているのではないかと思います。

私は30歳ですけれども、同世代には、今まさに子育て真っ最中という方やこれから子育てをするという方がたくさんいらっしゃいます。彼らにとっては、やっぱりお金の心配なく子供さんを病院に連れて行くことができるというのは、安心して子育てをする上で非常に大きな支えになります。都城や周りの市町村からわざわざ、三股に編入をして子育てをしたいという声がたくさん聞かれるのも、彼らの中に、三股に住めば子供のためになるという認識があるからだと思います。

ある若いお父さんの声ですけれども、子供が体を悪くしたときに、初めての子育てだと、これは病院に連れて行くべきなのか、そうではないのかというのがわからないって。そういうときに病院代が無料だと、非常に大きな心の支えになるということをおっしゃってございました。これは、要するにお金の問題ではなくて、心の大きな支えになっているわけです、子供の医療費が無料になっているというのは。まさに、入院ではなくて、通院が無料になるということが心の支えに大きくなるのではないかと思います。親元を離れて三股で子育てを始めるという方がいらっしゃる中で、近くに親御さんという子育ての先輩がいないという状況で、不安だという心がやっぱり緩和されているのではないかと思います。

また、小学生の子供さんを持つ親御さんは、本当に必要なのは通院だと。入院するまで悪くなってから無料になっても意味がないんだということをおっしゃってございました。

町長にお尋ねいたします。子供の医療費の無料化の拡大を小学校の通院までお広げになるおつもりはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（福永 廣文君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町では乳幼児の医療費の完全無料化、これは平成19年の4月から実施しております、ことしの4月から、言われましたように、この入院費について小学校卒業ま

で無料化ということを実施したところでございます。この入院費関係で約1,000万ぐらい財源が必要でございました。

また、通院のほうもいろいろと検討させていただきました。こちらのほうは、この完全無料化を実施すると約6,200万ほどかかるということで、これが経常的な経費という形になります。臨時的ではありませんので、それに6,200万ぐらいは必要だということでございます。

町としましては、今現在、保育園の保育料上乘せ支援に約6,000万ほど出しております。そういう、トータル的に子育て支援をどこに財源を配分して、皆さん方の満足にどうか、住みやすい子育て支援の町ということをしてPRしていくかというときに、今のところ、この6,200万の財源をどこで見つけるかというのは、大変厳しい環境でございます。

ほかのところの、実際見てみましても、東京なんかは中学校まで無料化というようなところもたくさんございます。また、県内の中でも、保育料を無料化するというところもございます。また、給食費を無料化と。いろんな形で子育て支援というのは一生懸命取り組んでいますが、本町としましては、大変子供の多い町でもございます。

例えば、こう言っちゃなんですが、県内の中の村でも、高校生まで無料化していると。それは子供数を見てみたら、うちの町の何十分の1と。そういうところは高校生まではできるんですけども、我が町では今のところ、子供たちが、10年前から比べるとまたふえているんです。そういう意味合いでは、今のところ、この6,200万払えるというところは非常に厳しいなど。しかし、努力はしたいと、今後検討もさせていただきたいと思っています。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 財政的に厳しい中で努力はしていきたいというご答弁をいただきました。

子育て支援に求められるものは経済効果ではありません。必要なところに必要なお金を出すのが、福祉ではないでしょうか。病気の早期発見、早期治療は、重症化を防ぐということにもつながります。子供は国の宝、町の宝であります。一刻も早く子供の医療費の無料化を実現していき、子育ての町、三股というブランドを確立を目指していただきたいと思います。

次の質問にまいります。

殿岡生活改善センターについて、お尋ねをしたいと思います。利用状況については、昨日の一般質問で堀内議員より同様の質問がありましたので、明らかになっております。こちらは省略いたします。

このセンターで行われる講座では、みそ加工、めんつゆづくりなどが体験をできました。しかし、ことしいっぱいで利用の予約がストップしているということで、利用者の方から動揺とも言える声が上がっております。これは、施設の老朽化などについての協議が必要で、先行きがどう

なってもいいように一時受付をストップしているんだと、そういう説明が先日ございました。町として、この施設を潰すのか、それとも入れかえて、また使い続けるのかと、こういう方針が決まっていないことが住民の方々の不安につながっているのではないかと思います。

利用者の方からは、高齢者の生きがいを奪わないでくれという声が上がっております。切実な声だと思います。つくったみそやめんつゆを、自分のお子さんやお孫さんに振る舞っているということです。私の祖母も、亡くなる直前まで細かい紙細工をつくったり、編み物をつくったりしておりました。体が十分に動かさなくても、そういうものをこしらえてプレゼントしてくれるというのは、孫としては本当に感激するほどうれしいことであると思います。ばあちゃんの存在がそこに感じられるわけです、できたものにです。

本町では、パークゴルフ場や西部地区体育館など、スポーツ関係に大きな予算が組まれております。そうした中で、食品加工ができる施設というのは、高齢者の方々がインドアのほうの楽しみとして大きな役割を果たしているのではないかと思います。

そこで、お尋ねをいたしますのは、潰すにしても、かわりの施設やサービスは考えられないのかということですけれども、要するに、どんな形であれ、この殿岡生活改善センターのような生きがい創出の施設を残すおつもりがあるのかどうかという点で、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（福永 廣文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 殿岡生活改善センターについてということでございますが、昨日も堀内議員にお答えしたとおり、現段階では今後継続するのか、拡充するのか、経営委託するのかという観点で検討していくというふうに申し上げております。なくすという観点は、まだ今のところは出しておりません。

いずれにしても、今議員がおっしゃるように、いろんな方から私どものところに要望は来ております。残してくれ、あるいはすぐにも使いたいと。当然、そういうことを考えながら、12月で予約打ち切りをしておりますけれど、1月から3月まで定期的に毎年入っていた方々については、私ども産業振興のほうで調整しまして、4月から12月の間に当てはめていっております、あいている日にです。ほとんどの人は、毎年使われている方は、今年度も12月の間に無理してでも入れていったと、ぎゅうぎゅうになっていますけれど。たまには重複するグループも出てくるかと思いますけれど、そういうふうに12月まで入れております。

今後は、きのうも言いましたように、今後の形について協議をしていきますが、今のところ、代替の施設等、1月から3月にかけてのかわりの施設というのは考えておりません。あくまでも、きのう言いましたように、機械の老朽化の問題というのは安全面で不安な部分もございます。そのあたりが不安なまま使わせるということには、こちらのほう、そのあたりが抵抗ありますんで、ちゃんと点検して、あるいは機械の更新等が済んだ段階で、また来年の4月から、どんな形かで

使っていただけるようには考えているところです。

以上です。

○議長（福永 廣文君） 森君。

○議員（1番 森 正太郎君） その1月から3月の間は休んでも構わないと思うんです。その後に、なくさない。なくすという選択肢は、とりあえず今のところはないということをご答弁いただきましたので、利用者の方はこれで一つ安心していただけるのではないかと思います。

常に住民の立場に立って、暮らしと命、平和と民主主義を守る決意を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（福永 廣文君） 一般質問は、これにて終了いたします。

○議長（福永 廣文君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午後2時59分散会

議事日程(第5号)

平成27年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第55号から議案第62号までの8議案)
日程第3 討論・採決(議案第55号から議案第62号までの8議案)
日程第4 議案第63号の質疑・討論・採決
日程第5 意見書案第2号・第3号・第4号一括上程
日程第6 意見書案第2号・第3号・第4号質疑・討論・採決
日程第7 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第55号から議案第62号までの8議案)
日程第3 討論・採決(議案第55号から議案第62号までの8議案)
日程第4 議案第63号の質疑・討論・採決
日程第5 意見書案第2号・第3号・第4号一括上程
日程第6 意見書案第2号・第3号・第4号質疑・討論・採決
日程第7 議員派遣について
-

出席議員(12名)

1番 森 正太郎君	2番 楠原 更三君
3番 福田 新一君	4番 池邊 美紀君
5番 堀内 義郎君	6番 内村 立吉君
7番 福永 廣文君	8番 指宿 秋廣君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

ことから、近くの射場前に建てることはできないのか検討すべきとの意見がありました。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。本案は、歳入歳出予算の総額4,843万4,000円に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,878万4,000円とするものであります。

歳入の主なものについては繰入金を増額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減を行うものであります。審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第62号「平成27年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」であります。本案は、4月の人事異動に伴い補正を行うものであります。

すなわち、収益的収入及び支出の予算額において水道事業費用の総額3億9,939万円に324万2,000円を追加し、4億263万2,000円とするものであります。補正の内容は、営業費用の給料及び法定福利費をそれぞれ増減補正するものであります。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。文教厚生常任委員会の審査の結果を、議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案第55号、56号、59号、60号の計4件です。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第55号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」。平成27年4月1日に遡及適用される介護保険法施行令の一部を改正する法令が平成27年4月10日に施行されたことに伴う条例の改正です。

政令改正の趣旨は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、保険料軽減の対象者及び軽減幅を定めるものです。この政令改正に伴い、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に改定することにより、条例に規定しております保険料3万5,400円を3万1,800円に改正するものです。慎重な審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」。平成28年度建設予定の仮称「新榎堀団地」の建設予定地にあります榎堀児童遊園を用途廃止とするために条例

を改正しようとするものです。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」。歳入歳出予算の総額35億320万6,000円から歳入歳出それぞれ413万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,907万1,000円とするものです。

歳入の主なものについては繰入金を減額し、歳出については4月の人事異動に伴う人件費の増減とシステム改修委託料の増額を行うものです。慎重な審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」。歳入歳出予算の総額20億7,136万6,000円に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,202万6,000円とするものです。

歳入の主なものについては低所得者保険料軽減に伴い保険料を減額し、その補填財源として国庫支出金、県支出金、繰入金を増額し、歳出の主なものについては4月の人事異動に伴います人件費の増減を行うものです。慎重な審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果についての報告を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いいたします。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審議結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案第58号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第1号）」であります。本案は、人事異動に伴う給与費人事福祉給与金及び子育て世帯臨時特例交付金など所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額92億4,000万円に歳入歳出それぞれ9,228万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,228万円とするものであります。

まず、歳入について主なものを説明申し上げます。国庫支出金は消費税増税に伴う低所得者や、子育て世帯への負担緩和のための補助金の増額及び社会資本整備総合交付金の減額補正であります。県支出金は、児童福祉費補助金で事業名称変更に伴い、国、県にそれぞれ組み替えし、繰入金はふるさと未来基金の繰り入れであります。農業振興費補助金、繰越金、諸収入は、収入不足額や事業助成等による増額補正であります。町債は、社会資本整備総合交付金の減額に伴う西部地区体育館などの財源の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについて説明申し上げます。歳出の各費目に当たる給与費等については、本年4月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組み替えによる人件費の増減等を補正するものであります。総務費は、ふるさと納税推進事業に係る通信運搬費、臨時福祉給付金に係る負担金

補助及び交付金、個人番号カード関連事務負担金を増額補正するものであります。農業費は最終処分場トラックスケールの備品購入費を、土木費は町営住宅外壁診断委託料のほかをそれぞれ増額補正し、教育費は三股西小学校の児童数増加に対応するための図工室間仕切り工事を増額補正するものです。債務負担行為補正については公共施設等総合管理計画等策定業務の28年度限度額を1,414万8,000円とするものであります。

最後に、地方債補正について説明申し上げます。公共事業等債については餅原線歩道整備事業費を220万円減額し、限度額を3,950万円とします。地域活性化事業債は、西部地区体育館整備事業費の国庫補助金の減額に伴い限度額を5,240万円増額し、2億6,340万円と変更するものでございます。

意見といたしまして、教育費で三股西小学校の児童数1名に対応するために図工室間仕切り工事を205万1,000円増額するものはいかがなものか、クラス編成に対応する柔軟性や通学区域の見直しが継続審議となっているが、早急に解決できるように進めるべきだという意見が出ました。慎重に審査した結果、全会一致で可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第55号から議案第62号までの8議案）

○議長（福永 廣文君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

日程第3. 討論・採決（議案第55号から議案第62号までの8議案）

○議長（福永 廣文君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第55号「三股町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 日本共産党を代表いたしまして、第58号議案「三股町一般会計補正予算」に対して反対の立場から討論を行います。

本案には、16ページに通知カード、個人番号カード関連事務負担費が含まれております。これはマイナンバー制度に向けた予算であります。マイナンバー制度には（「議案55号」と呼ぶ

者あり) 55号(「から」と呼ぶ者あり) から、からってまずそれからってことですか(「はい、いや、1議案ずつ討論・採決いたしますので」と呼ぶ者あり) はい、失礼いたしました、撤回します。

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第55号は文教厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号「三股町児童福祉施設設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第56号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号「三股町町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(福永 廣文君) 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第57号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号「平成27年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 日本共産党を代表しまして、第58号議案平成27年度三股町一般会計補正予算に対しての反対の立場から討論をいたします。本予算には、892万1,000円のマイナンバー関連の予算が組まれております。このマイナンバー制度は、国民や一般の事業者、また自治体に対して大きな負担とリスクを負わせる割に国民に対してのメリットがはっきりしないという問題点、また個人情報の流出などの大きな問題点をはらんだものであります。日本共産党は、このマイナンバー制度に対して撤回を求めています。よって、この58号議案に対して反対を行って、討論を終わります。

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。ご異議があるようですので、起立により採決いたします。議案第58号は一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立多数であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号「平成27年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第59号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第60号「平成27年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第60号は文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号「平成27年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第61号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「平成27年度三股町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第62号は総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第63号の質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） 日程第4、議案第63号「工事請負契約の変更について（平成26年度三股町役場庁舎空調機更新等機械設備工事）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第63号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

ここで休憩をとります。休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、ただいまから本会議を再開いたします。

日程第5. 意見書案第2号・第3号・第4号一括上程

○議長（福永 廣文君） 日程第5、意見書案第2号、意見書案第3号、意見書案第4号を一括して上程いたします。

それでは、意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」、意見書案第3号「国民の理解や合意がないまま安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書（案）」、意見書案第4号「教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年

度予算に係る意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（8番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復旧・復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の対策など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっております。公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下5項目の実現を求めるために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。議員の皆様の全員のご支持をお願いいたします。

次に、意見書案第3号「国民の理解や合意がないまま、安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書（案）」について、提案の理由を申し上げます。

日本国憲法の前文は、私たちの中学生のころ暗記させられたことを今でも思い出します。その中には皆様ご存じのようにこのような文言があります。

憲法後段には、「我々はいずれの国家も自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであって、政治倫理の法則は普遍的なものであり、この法則に従うことは自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる。日本国民は国家の名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」とあります。

憲法9条を議論するまでもなく、国民の大多数がこの法律に疑問を持っています。国民が納得するためには、この意見書でいま一度、政府に考え直して改めて議論するために川南町議会や高原町議会が採択しています。特に高原町議会は全会一致であります。そこで、我が三股町議会も地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したものであります。議員の皆様の全員のご支持をお願いいたします。

次に、意見書案第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元を図るための、2016年度予算に係る意見書（案）」について、提案の理由を説明いたします。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒や、教職員1人当たりの児童生徒が多くなっています。しかし、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階で

の国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非常勤職員もふえています。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

こうした観点から、2016年度政府予算において下記の2項目が実現されるよう求めるために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。議員の皆様の全員のご支持をお願いをいたします。

以上で、提出理由の説明を終わります。

日程第6. 意見書案第2号・第3号・第4号質疑・討論・採決

○議長（福永 廣文君） これより、意見書案第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号「国民の理解や合意がないまま、安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書（案）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑はございませんか。山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） ちょっとお聞きします。今のこの、国民の理解や合意がないまま安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書ということで、急になりましたが、私たちは全協で認めたのは最初に出た町行政の充実・強化を、町行政じゃない、戦争ができる法制定反対する意見書ということ、これでいいですよとってそのために全協を開いたわけですから。それがまた全協も開かないで、当日、題名を変えるからと言われてもその中身が、委員長に聞きたいと、提出者に聞きたいと思いますけど、最後の文面です、よって本会では集団的自衛権の行使

を容認する閣議決定を速やかに撤回し、2法案の制定を、どうしてもその、この戦争ができる法案だったらこういう要望でよいかと思うんです、速やかに撤回し2法案の制定を断念することを強く求めると、しかし、今言われましたミョウダイですか、国民の理解や合意がないまま見直しをするなどというのはわかるんですが、それでは何で閣議決定をしたら速やかに撤回し、2法案の制定を断念することを強く求めるのか、そこら辺が、表題は非常にわかりますよ、合意がないまま見直しをするといかんというのはそれはわかりますけど、速やかに撤回しろというのとちょっと内容が違うんじゃないですか。だから文面も変えてくださいといったのはそこなんです。

○議長（福永 廣文君） 指宿議員。

○議員（8番 指宿 秋廣君） この閣議決定というのは、要するに法律を出すために閣議決定をしたわけでありまして、で、閣議決定を撤回しないとその法案を撤回するということにならないということからです。で、まあいろんな学者、自民党さんはこの憲法を論じるのは学者じゃなくて裁判所だと言っていらっしゃるようですけども、しかしいろんなことされている人たち、自民党の憲法学者の人が出てきたときでも95%が違憲と考えるというふうに、こう言ってるわけですので、文言をこうしたのはやっぱり閣議決定を撤回して法案を撤回すべきだということですので、整合性はあるというふうに思っております。以上です。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ただいま提案されております、国民の理解や合意がないまま安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書案として提出されたわけですが、急遽の変更ということでありましたけれども、一応みんなそういうことで理解したいということですので、その見出しとしてはこういうふうに変更ということを理解しました。しかし、中身として私も精査したときに、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

文案の中に、戦争を準備するための、戦争ができる法案だと記載してあります。が、国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案のどこにも戦争を準備するための法案だとは書いてありません。今、世界では核兵器や弾道ミサイルなど、大量破壊兵器の脅威があります。しかもそれが各地に拡散しております。こうした中で国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があります。今回の法整備は抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができます。また、これらの2法案は他国防衛のための集団的自衛権は認めず、自国防衛の自衛の措置に限って許される内容であります。憲法9条のもとで許容される自衛の措置の新3要件を付され、専守防衛の理念は堅持されておしま

す。したがって、この2法案は戦争ができる法案とは言えません。

以上、申し上げました理由により、この意見書案の提出には反対いたします。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。楠原議員。

○議員（2番 楠原 更三君） 今、提案理由の中で憲法前文の後段のほうにあります、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないというところを使われまして提案理由の一つにされましたけれども、私としましては、この自国のことのみ専念して他国を無視してはならないということが根拠になって、国際貢献とか、国際平和とかそういうものが論じられていると思っておりますので、その前文のところを理由にされるということについて矛盾するのではないかなと思ひ、反対いたします。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。山中君。

○議員（11番 山中 則夫君） 反対討論を行います。安全保障とか集団自衛権というところすぐイコール戦争という、すぐ結びつける風潮が近ごろ特にあります。もう第1次大戦、第2次大戦というのは昭和初期のその時代と、今の時代は、国民はこれだけ民主主義が定着して言いたい放題を言えるような時代になってきてるんです。その時代と、こういう自衛目的のその口実をつくるからつってすぐ戦争に結びつけるというのは非常に短絡的で、自分たちの国をどういうふうにして国民とか、日ごろは国民を守れ、守れと言ってるんですけど、実際こういうことになるとすぐもう戦争、戦争、戦争。それはどう考えても、私は十数年前にウズベキスタン、あそこの下のヨーロッパ寄りのウズベキスタンというのが宮崎空港から8時間かかるところに行きました、ハルブの世界です。非常に、もうそんな日本のような平和ボケのような、全然違いますよ。たった8時間しかないところでそういう、もう警察なんかピストルなんか丸腰です、そのぐらい緊張感あるとこでやっぱり生活しているわけですから。そういうことを含めていくと、いつ日本がそういう事態に巻き込まれるかわかりませんよ、しかし、それは自衛のための備えあれば憂いなしですか、そういうことありますが、そういうことを含めて、なんかあの、戦争にイコールしたそういう風潮は非常に私はかえって危険だと思いますけど、そういう意味で反対をいたします。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。内村君。

○議員（6番 内村 立吉君） 反対討論です。これは国際平和支援法案と平和安全法制整備法案です。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しくある中で国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために外交努力とともに安全保障努力を行うことにより、紛争を未然に防止したり、その拡大を防止して早期に終結することといったことをこれまで以上に重視していくこととあります。そして、これは現場の生の声を聞いて現場が誇りをもって仕事に当たっていただきたいということが含まれておると思ひます。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。討論もないので、はい、桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 反対討論ばかりやかいな。

○議長（福永 廣文君） 失礼しました。（発言する者あり）次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 反対討論が大分出ているようですが、私は賛成討論をしたいと思います。今回の法案は、憲法第9条のもとで一貫して海外派兵を禁じてきた日本が集団的自衛または後方支援の名のもとで初めて海外で戦争に参加できるようにするものである以上、これは戦争法案の法案以外の何物でもないと思います。アメリカ軍が戦争を起こす、戦争をする、同盟国やから自衛隊がそこまで行くと、世界中どこでも行くということで、まるでアメリカ国の2軍のように世界に軍事を展開したらどうなるか、日本全国の国力が経済的に危機に瀕し、自国の防衛が手薄になり、そして新たにイスラム諸国を敵に回し、テロの攻撃を受ける危険が非常に高まるということは自明の理だと思うんです。憲法第9条は自衛隊そのものを守ってきたんです。戦後の何十年間、戦争をしない、誰も殺さない、弾の一発も撃ったことがない、海外でです、それでやってきてるわけです。だから自衛、自衛とおっしゃいますが自衛のためなら専守防衛で十分だと思います。集団的自衛権はアメリカの指揮権のもとで日本軍を出す、自衛隊を出したらだめだと思うんです。これやったら前線戦争やるとは戦闘員と補給部隊、いわゆる後方支援です、ですからこれはそういった前線と兵たんはまさにもう戦争参加なんですよ、補給部隊ちゅうのは。だからダイガクを前線に送り、食糧を送り、犠牲もふえるわけですから、敵はまさに補給部隊を叩くわけですよ、当然叩きます、一発弾を撃てば戦争に巻き込まれます。自衛隊がそれに反撃するでしょ、戦死者が出ます、当然です。だから、日本はまさに戦争をしない、海外に出ていかない、その敵国、外国人を1人も殺さない、それでやってきたわけです。それが日本なんですよ、平和なんですよ。平和はあくまでも平和外交を展開し、そして国際平和に貢献すると、ODAとか何とか国際支援もそれは外国もよくわかって、それが日本の強みなんですよ、本当、日本の強みです。だからこういう安倍みたいなくだらん首相が出て、あたかも独裁者みたいに憲法を無視したことを堂々とまかり通ると、それにみんな黙って、いわんや賛成するなんちゅうのは私はもう絶対反対です。これは戦争法案以外の何物でもないと思います。それだけです。

○議長（福永 廣文君） ほかに賛成、はい、森君。

○議員（1番 森 正太郎君） 賛成の立場から討論いたします。今回のこの法制案について今議論がなされておりますので、この法律について、これは専守防衛の法律ではないというところが今大きな議論となっているわけでありまして。今回の法整備で、日本が攻撃をされていなくても、他国を防衛するために自衛隊が海外に行けるということを国会で安倍首相もこれは認めているわけでありまして。そして、戦闘地域と言われるところに行くようになると、これも国会で認められていることでもあります。こうした議論を通して今国民の間で本当に大丈夫かと、このまあいって

大丈夫なのかというそういう議論が高まっているわけでありまして。世論調査でも賛成と反対と、今国会で特に、今国会で成立させることに対して反対だという方が賛成だという人の倍にも上っているわけでありまして。そういうわけで、今回の法整備についてはこのまま通すわけには絶対にいかないと、絶対に許してはならないということを表明いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（福永 廣文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。反対討論等ご異議があるようですので、起立により採決いたします。意見書案第3号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（福永 廣文君） 起立少数であります。よって、意見書案第3号は原案は否決されました。意見書案第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度予算に係る意見書（案）」を議題として、質疑・討論・採決を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、善処方を求めることといたします。

日程第7. 議員派遣について

○議長（福永 廣文君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

今後の議員派遣につきましてお諮りいたします。お配りしております資料のとおり、三重県南伊勢町議会行政視察研修のほか、研修にそれぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。

お諮りします。今期定例会において、失礼しました。議決事件の字句及び、済みません、よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決定いたしました。

議決事件の字句及び数字等の整理、お諮りいたします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則44条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永 廣文君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、全ての案件を議了いたしました。3月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時06分休憩

〔全員協議会〕

午前11時29分再開

○議長（福永 廣文君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。（発言する者あり）再開いたします。

----- . ----- . -----
○議長（福永 廣文君） それでは、以上で平成27年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 福永 廣文

署名議員 森 正太郎

署名議員 山中 則夫